

国土交通省

番号	制度名
国土交通省	
国交01	特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の1,500万円の特別控除の延長
国交02	関西文化学術研究都市建設促進法に基づいて整備される文化学術研究施設に係る特別償却制度の延長
国交03	特定都市再生緊急整備地域に係る課税の特例措置の延長
国交04	都市再生緊急整備地域に係る課税の特例措置の延長
国交05	船舶に係る特別償却制度の延長
国交06	マンションの建替え等の円滑化に関する法律の改正に伴う税制上の所要の措置
国交07	半島振興対策実施地域における工業用機械等に係る割増償却制度の延長
国交08	離島振興対策実施地域における工業用機械等に係る割増償却制度の延長
国交09	奄美群島における工業用機械等に係る割増償却制度の延長

＜令和3年度税制改正要望関係＞ 租税特別措置等に係る政策評価の点検シート（R2国交01）

（評価実施府省：国土交通省）

【基本情報】

制度名 (措置名)		特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の1,500万円の特別控除の延長 (特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別控除)					
措置内容	平成30年度時点	土地等が宅地造成事業等により買い取られ、対価又は交換資産の取得をした場合には、その譲渡益の額の範囲内で1,500万円の特別控除ができる。					
	令和元年度税制改正以後	従前どおり					
	令和2年度税制改正以後	従前どおり					
政策目的		<ul style="list-style-type: none"> ・ 居住の安定確保と暮らしやすい居住環境・良質な住宅ストックの形成を促進すること。 ・ 都市再生・地域再生を推進すること。 					
評価対象税目	義務対象			努力義務対象			
	法人税	法人住民税	法人事業税				
関係条項		租税特別措置法第65条の4、第68条の75					
要望内容及び区分		措置の適用期限を令和5年12月31日まで3年間延長する。					
創設年度	H6	過去の政策評価の実績	H23国交03、H26国交11、H29国交02			区分	延長

【適用状況】

	適用件数 (法人税・件)	適用総額 (法人税・千円)	適用額の 上位10社割合 (法人税・%)	地方税への影響額 (地方法人二税・地 方法人特別税・千 円)
H23	72	610,552	24.6%	81,845
H24	78	627,847	23.9%	80,309
H25	78	661,097	22.7%	82,855
H26	76	653,240	23.0%	84,540
H27	83	730,843	22.6%	86,868
H28	71	636,022	23.6%	75,565
H29	63	565,088	28.1%	60,208
H30	63	557,155	26.9%	58,777

※「適用件数」、「適用総額」及び「適用額の上位10社割合」は、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」（財務省）に基づき記載
 ※「地方税への影響額」は、「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」（総務省）に基づき記載

点検結果表

(行政機関名：国土交通省)

制度名	特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の1,500万円の特例控除の延長
税目	法人税、法人住民税、法人事業税
区分	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 延長

(1) 達成目標

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 達成目標（最低居住面積水準未達率4.0%（平成30年）を早期に解消する）を達成すべき時期（目標達成時期）が、要望に係る本特例措置の適用期間の最終年度において、示されていない。
【国土交通省の補足説明】
① 本特例の達成目標は「住生活基本計画（平成28年3月18日閣議決定）」に掲げられている成果指標を用いている。当該目標は住生活基本計画の成果指標としても、「早期に解消する」と掲げられているものであり、達成期限は設けられていない。そのため、本特例の達成目標に限り達成時期を明確に示すことは困難である。
【点検結果】
① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

(2) 過去の適用数

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
なし。
【国土交通省の補足説明】
—
【点検結果】
なし。

(3) 将来の適用数

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
なし。
【国土交通省の補足説明】
—
【点検結果】
なし。

(4) 過去の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
なし。
【国土交通省の補足説明】
—
【点検結果】
なし。

(5) 将来の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
なし。
【国土交通省の補足説明】
—
【点検結果】
なし。

(6) 過去の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 達成目標（子育て世帯における誘導居住面積水準達成率を向上させる（全国））に対する過去の効果について、「本措置による効果も合わせて着実に改善が進んでおり」と説明されているが、定量的に把握されていない。
② 達成目標（最低居住面積水準未達率4.0%（平成30年）を早期に解消する）に対する過去の効果（平成28年度、29年度及び令和元年度）が年度ごとに把握されていない。
③ 達成目標（子育て世帯における誘導居住面積水準達成率を向上させる（大都市圏））に対する過去の効果（平成28年度、29年度及び令和元年度）が年度ごとに把握されていない。
④ 達成目標（都市再生誘発量（令和2年度から令和5年度の間に、他の施策と合わせ11,306haを整備する））に対する過去の効果（平成28年度及び30年度）が年度ごとに把握されていない。
⑤ 達成目標（最低居住面積水準未達率4.0%（平成30年）を早期に解消する）に対する過去の効果について、「平成25年度における最低居住面積水準未達率は4.2%から平成30年度には4.0%と改善」と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。
⑥ 達成目標（子育て世帯における誘導居住面積水準達成率を向上させる（大都市圏））に対する過去の効果について、「大都市圏における子育て世帯における誘導居住面積水準達成率は平成25年の37%から平成30年には39%と増加」と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。
⑦ 達成目標（都市再生誘発量（令和2年度から令和5年度の間に、他の施策と合わせ11,306haを整備する））に対する過去の効果について、「都市再生誘発量は平成29年度（2,845ha）から令和元年度（7,847ha）にかけて約5,000ha増加」と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。
⑧ 達成目標（最低居住面積水準未達率4.0%（平成30年）を早期に解消する）に対する過去の効果について、過去の適用数4件（令和元年度）は、10件未満と僅少であるにもかかわらず、その原因は分析されているものの、そのような適用実態を踏まえても本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であることが明らかにされていない。
⑨ 達成目標（子育て世帯における誘導居住面積水準達成率を向上させる（全国））に対する過去の効果について、過去の適用数4件（令和元年度）は、10件未満と僅少であるにもかかわらず、その原因は分析されているものの、そのような適用実態を踏まえても本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であることが明らかにされていない。
⑩ 達成目標（子育て世帯における誘導居住面積水準達成率を向上させる（大都市圏））に対する過去の効果について、過去の適用数4件（令和元年度）は、10件未満と僅少であるにもかかわらず、その原因は分析されているものの、そのような適用実態を踏まえても本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であることが明らかにされていない。
⑪ 達成目標（都市再生誘発量（令和2年度から令和5年度の間に、他の施策と合わせ11,306haを整備する））に対する過去の効果について、過去の適用数2件（令和元年度）は、10件未満と僅少であるにもかかわらず、その原因は分析されているものの、そのような適用実態を踏まえても本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であることが明らかにされていない。
⑫ 達成目標（最低居住面積水準未達率4.0%（平成30年）を早期に解消する）に対する過去の直接的な効果について、「良好な環境を備えた住宅地が約16.6ha、436戸供給され

<p>る見込みであり（平成29年度～令和元年度の合計）」と説明されているが、過去の効果（平成25年度における最低居住面積水準未達率は4.2%から平成30年度には4.0%と改善）から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていない。</p> <p>⑬ 達成目標（子育て世帯における誘導居住面積水準達成率を向上させる（大都市圏）に対する過去の直接的な効果について、「良好な環境を備えた住宅地が約16.6ha、436戸供給される見込みであり（平成29年度～令和元年度の合計）」と説明されているが、過去の効果（大都市圏における子育て世帯における誘導居住面積水準達成率は平成25年の37%から平成30年には39%と増加）から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていない。</p> <p>⑭ 達成目標（都市再生誘発量（令和2年度から令和5年度の間に、他の施策と合わせ11,306haを整備する））に対する過去の直接的な効果について、「計約120ha（平成30年度～令和5年度）の土地区画整理事業が行われ、または行われる見込み」と説明されているが、過去の効果（都市再生誘発量は平成29年度（2,845ha）から令和元年度（7,847ha）にかけて約5,000ha増加）から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていない。</p> <p>【国土交通省の補足説明】</p> <p>① 本特例は住生活基本計画などの政策体系の中で、様々な施策の一環として行われているものであり、それらが相まって効果が現れるものである。そのため、それらをすべて数値化し、特定の施策のみの影響を分離することは非常に困難である。</p> <p>②・③ 最低居住面積水準未達率については、5年毎に行われる総務省の「住宅・土地統計調査」を元に算出したものが公表されており、年度毎に把握することは困難である。</p> <p>④ 平成28年度及び30年度については本特例措置の適用実績はない。</p> <p>⑤・⑥ 住生活基本計画（全国計画）（平成28年3月閣議決定）に定められた基準に基づき、総務省「住宅・土地統計調査」及び国土交通省「住生活総合調査」を元に国土交通省で独自集計したものである旨、評価書に明記させていただくこととする</p> <p>⑦ 都市再生誘発量は「民間事業者等による都市再生に係る民間投資を誘発する都市再生区画整理事業や都市再構築戦略事業等の基盤整備等が行われた区域等の面積の合計」であり、それぞれの事業の面積を合計して算出している。なお、事業の面積については、自治体に対するヒアリング等により集計している。</p> <p>⑧～⑩ 本特例は住生活基本計画などの政策体系の中で、様々な施策の一環として行われているものであり、それらが相まって効果が現れるものである。そのため、それらをすべて数値化し、特定の施策のみの影響を分離することは非常に困難である。</p> <p>⑪ 当該年度の適用に関しては法人の適用は2件であったものの、個人の適用は134件存在した。また、本特例は一団の土地の造成面積が5ha以上と効果が大きく、当該年度の事業においても30.9haの市街地が造成されている。</p> <p>⑫・⑬ 本特例が達成目標としている数値を成果指標として、住生活基本計画の目標の実現に向けて、税制措置に限らず様々な施策が実施されており、それらが相まって効果が現れるものである。そのため、それらをすべて数値化し、特定の施策のみの影響を分離することは非常に困難である。また、経済状況等無数の要因をすべて特定し、それらの影響を取り除いた効果を推定することも同様に大きな困難を伴う。</p> <p>⑭ 土地区画整理事業は、本特例以外の税制優遇や補助金等の支援措置があり、また、その実施判断には経済情勢等も影響するため、本特例措置の効果のみを抜き出すことは困難である。</p> <p>【点検結果】</p> <p>①～④ 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p> <p>⑤・⑥ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p> <p>⑦ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、「それぞれの事業の面積を合計して算出」との説明では、算定根拠（計算に用いた数値）が明らかになっていないため、この点を課題とする。</p> <p>⑧～⑩ 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

<p>⑪ 達成目標の実現状況として「都市再生誘発量は平成29年度（2,845ha）から令和元年度（7,847ha）にかけて約5,000ha増加」したのに対し、この間に法人への本特例措置の適用を通じて造成された市街地は「30.9ha」とのことであり、法人税に係る本特例措置が達成目標の実現に十分寄与したとは言えず、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p> <p>⑫～⑭ 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>
--

(7) 将来の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（最低居住面積水準未達率4.0%（平成30年）を早期に解消する）に対する将来の効果について、「令和2年度の目標に向けて改善が進んでいると推測される」と説明されているが、定量的に予測されていない。</p> <p>② 達成目標（子育て世帯における誘導居住面積水準達成率を向上させる（全国））に対する将来の効果について、「令和2年度の目標に向けて改善が進んでいると推測される」と説明されているが、定量的に予測されていない。</p> <p>③ 達成目標（子育て世帯における誘導居住面積水準達成率を向上させる（大都市圏））に対する将来の効果について、「令和2年度の目標に向けて改善が進んでいると推測される」と説明されているが、定量的に予測されていない。</p> <p>④ 達成目標（都市再生誘発量（令和2年度から令和5年度の間に、他の施策と合わせ11,306haを整備する））に対する将来の効果について、「令和3年度の目標値13,500haの達成に向けて概ね順調に推移している」と説明されているが、定量的に予測されていない。</p> <p>⑤ 達成目標（最低居住面積水準未達率4.0%（平成30年）を早期に解消する）に対する将来の効果について、将来の適用数1件（令和2年度から5年度まで）は、10件未満と僅少であるにもかかわらず、その原因が分析されておらず、そのような適用見込みを踏まえても本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であることが明らかになっていない。</p> <p>⑥ 達成目標（子育て世帯における誘導居住面積水準達成率を向上させる（全国））に対する将来の効果について、将来の適用数1件（令和2年度から5年度まで）は、10件未満と僅少であるにもかかわらず、その原因が分析されておらず、そのような適用見込みを踏まえても本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であることが明らかになっていない。</p> <p>⑦ 達成目標（子育て世帯における誘導居住面積水準達成率を向上させる（大都市圏））に対する将来の効果について、将来の適用数1件（令和2年度から5年度まで）は、10件未満と僅少であるにもかかわらず、その原因が分析されておらず、そのような適用見込みを踏まえても本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であることが明らかになっていない。</p> <p>⑧ 達成目標（都市再生誘発量（令和2年度から令和5年度の間に、他の施策と合わせ11,306haを整備する））に対する将来の効果について、将来の適用数1件（令和2年度、4年度及び5年度）並びに2件（令和3年度）は、10件未満と僅少であるにもかかわらず、その原因が分析されておらず、そのような適用見込みを踏まえても本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であることが明らかになっていない。</p> <p>【国土交通省の補足説明】</p> <p>① 最低居住面積水準未達率については、事前評価書に記載の通り、平成25年の4.2%から平成30年の4.0%と低下傾向にあり、単純に同様の傾向で推移すると仮定すると令和2年には3.92%となる。</p> <p>② 子育て世帯における誘導居住面積水準達成率（全国）について、平成25年は42%、平成30年は42%と横ばいであるものの、後述の通り大都市圏で見ると増加傾向であり、基調としては改善していると考えられる。</p> <p>③ 子育て世帯における誘導居住面積水準達成率（大都市圏）は平成25年の37%から平成30年には39%と増加しており、単純に同様の傾向で推移すると仮定すると令和2年には39.8%となる。</p> <p>④ 都市再生誘発量は平成29年度（2,845ha）から令和元年度（7,847ha）にかけて5,002ha</p>
--

増加しており、今後も単純に同様の傾向で推移すると仮定すると、令和3年度には12,849haとなり、13,500haに近い水準まで到達することが予測される。

- ⑤～⑦ 本特例による将来の法人の適用見込み数は1法人であるが、各適用事例では、個人の適用者が法人の適用者を大幅に上回っている。(令和元年度の認定事例は1地区あり、法人地権者数4に対して、個人地権者数は79人)これは、本特例により譲渡される土地の従前の地目の大半が田畑、山林であり、その地権者の多くが個人であるためである。よって、地権者には個人・法人双方が存在するものの、今後の本特例の適用見込者については、その多くが個人であると想定されることから、適用法人地権者数のみをもって本特例の効果を判断すべきものではない。
- ⑧ 本特例による将来の法人の適用見込み数は、1年度につき1～2法人であるが、各適用事例では、個人の適用者が法人の適用者を大幅に上回っている(令和元年度の認定事例は2地区あり、法人地権者数2に対して、個人地権者数は134人であった)。また、本特例は一団の土地の造成面積が5ha以上と効果が大きく、令和元年度の事業においても30.9haの市街地が造成されている。このことことから、適用法人地権者数のみをもって本特例の効果を判断すべきものではない。

【点検結果】

- ① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、「単純に同様の傾向で推移すると仮定すると令和2年には3.92%となる」との説明では、将来の効果(令和3年度から5年度まで)が年度ごとに予測されていないため、この点を課題とする。
また、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が予測されておらず、事後的に直接的な効果を検証する方法も明らかにされていないため、この点を課題とする。
- ② 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。
- ③ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、「単純に同様の傾向で推移すると仮定すると令和2年には39.8%となる」との説明では、将来の効果(令和3年度から5年度まで)が年度ごとに予測されていないため、この点を課題とする。
また、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が予測されておらず、事後的に直接的な効果を検証する方法も明らかにされていないため、この点を課題とする。
- ④ 「今後も単純に同様の傾向で推移すると仮定すると、令和3年度には12,849haとなり、13,500haに近い水準まで到達することが予測される」との説明では、将来の効果(令和2年度、4年度及び5年度)が年度ごとに予測されていないため、この点を課題とする。
また、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が予測されておらず、事後的に直接的な効果を検証する方法も明らかにされていないため、この点を課題とする。
- ⑤～⑦ 「各適用事例では、個人の適用者が法人の適用者を大幅に上回っている。(令和元年度の認定事例は1地区あり、法人地権者数4に対して、個人地権者数は79人)これは、本特例により譲渡される土地の従前の地目の大半が田畑、山林であり、その地権者の多くが個人であるためである。よって、地権者には個人・法人双方が存在するものの、今後の本特例の適用見込者については、その多くが個人であると想定される」との説明では、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。
- ⑧ 「各適用事例では、個人の適用者が法人の適用者を大幅に上回っている(令和元年度の認定事例は2地区あり、法人地権者数2に対して、個人地権者数は134人であった)。また、本特例は一団の土地の造成面積が5ha以上と効果が大きく、令和元年度の事業においても30.9haの市街地が造成されている」との説明では、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

点検項目(1)、(6)及び(7)に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の1,500万円の特別控除の延長
2	対象税目	①: 政策評価の対象税目 (法人税:義)(国税1) (法人住民税:義、法人事業税:義)(地方税12)
		②: 上記以外の税目 所得税:外、個人住民税:外
3	要望区分等の別	【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】
4	内容	《現行制度の概要》 特定住宅地造成事業等のうち、一団の宅地造成に関する事業及び土地区画整理事業として行われる宅地造成事業のために土地等を譲渡した場合、譲渡所得から1,500万円を控除する。
		《要望の内容》 適用期限を3年間延長し、令和5年12月31日までとする。
		《関係条項》 租税特別措置法第65条の4第1項第3号第2項～第5項 第68条の75
5	担当部局	不動産・建設経済局不動産市場整備課 都市局市街地整備課
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:令和2年9月 分析対象期間:平成28年度～令和5年度
7	創設年度及び改正経緯	平成6年度 創設 平成8年度 延長 平成10年度 延長 平成13年度 延長 平成16年度 延長 平成19年度 延長 平成21年度 延長 平成24年度 縮減・延長(一団の住宅建設に関する事業を除く) 平成27年度 延長 平成30年度 延長
8	適用又は延長期間	3年間(令和3年4月1日～令和5年12月31日)
9	必要性等	①: 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 ・ 居住の安定確保と暮らしやすい居住環境・良質な住宅ストックの形成を促進する。 ・ 都市再生・地域再生を推進する。 《政策目的の根拠》 【租税特別措置法第65条の4第1項第3号イ関係(以下「3号イ関係」という。)] 「住生活基本計画(全国計画)」(平成28年3月閣議決定)において、「福祉拠点の形成や街なか居住を進め、(略)どの世代も安心して暮らすことができる居住環境・住宅地の魅力の維持・向上」を図ることが基本的な施策として掲げられている。 【租税特別措置法第65条の4第1項第3号ロ関係(以下「3号ロ関係」という。)]
		②: 政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与 居住面積や住宅地面積の増加により良好な居住環境の形成が実現する。また、一定の土地区画整理事業が促進され、民間投資を誘発する基盤整備が進むことにより、都市再生・地域再生の推進が図られる。

		土地区画整理法(昭和29年5月20日法律第119号)第1条において「健全な市街地の造成を図り、もつて公共の福祉の増進に資することを目的とする」旨を定めている。
②: 政策体系における政策目的の位置付け		【3号イ関係】 政策目標1 少子・高齢化等に対応した住生活の安定の確保及び向上の促進 施策目標1 居住の安定確保と暮らしやすい居住環境・良質な住宅ストックの形成を図る に包含 【3号ロ関係】 政策目標7 都市再生・地域再生等の推進 施策目標25 都市再生・地域再生を推進する に包含
③: 達成目標及びその実現による寄与		《租税特別措置等により達成しようとする目標》 居住の安定確保と暮らしやすい居住環境・良質な住宅ストックの形成の促進を図るとともに、都市再生・地域再生を推進する。 (測定指標) 【3号イ関係】 ・最低居住面積水準未満率4.0%(平成30年)を早期に解消する。 ・子育て世帯における誘導居住面積水準達成率を向上させる。 全国 : 42%(平成30年実績)→48%(令和5年目標) 大都市圏 : 39%(平成30年実績)→47%(令和5年目標) ※ 最低居住面積水準未満率及び子育て世帯における誘導居住面積水準については、住生活基本計画(全国計画)(平成28年3月閣議決定)に定められた基準に基づき、総務省「住宅・土地統計調査」及び国土交通省「住生活総合調査」を元に国土交通省で独自集計したものである。 【3号ロ関係】 ・都市再生誘発量 令和2年度から令和5年度の間に、他の施策と合わせ11,306haを整備する。 <参考>令和2年度から令和5年度の間に、本税制措置適用地区で約160haを整備する見込みである。(整備面積の見込みは、事業者・自治体へのヒアリング等の結果による。) ※ 都市再生誘発量とは、我が国の都市構造を、豊かな都市再生や経済活動を実現できるレベルへと再構築し、健全で活力ある市街地の整備などを通じて都市再生が誘発された量であり、具体的には、民間事業者等による都市再生に係る民間投資を誘発する都市再生区画整理事業や都市再構築戦略事業等の基盤整備等が行われた区域等の面積の合計である。
		《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 居住面積や住宅地面積の増加により良好な居住環境の形成が実現する。また、一定の土地区画整理事業が促進され、民間投資を誘発する基盤整備が進むことにより、都市再生・地域再生の推進が図られる。

10	有効性等	①: 適用数	<p>【3号イ関係】 平成28年度 0地区 平成29年度 0地区 平成30年度 0地区 令和元年度 1地区(法人4件) 令和2年度 1地区(法人1件) ※見込み 令和3年度 1地区(法人1件) ※見込み 令和4年度 1地区(法人1件) ※見込み 令和5年度 1地区(法人1件) ※見込み</p> <p>平成28年度～令和元年度の適用地区は1地区であるが、前回評価時における見込み値と乖離した原因については、前回評価時の適用見込み事例が事業の進展に伴い公共地面積割合等の要件を満たさないことが明らかになったためである。また法人地権者数が僅少である中においても、一定程度適用があることから、適用数は想定外に僅少とは言えない。</p> <p>【3号ロ関係】 平成28年度 0地区 平成29年度 0地区 平成30年度 0地区 令和元年度 2地区(法人2件) 令和2年度 1地区(法人1件) ※見込み 令和3年度 2地区(法人2件) ※見込み 令和4年度 1地区(法人2件) ※見込み 令和5年度 1地区(法人1件) ※見込み</p> <p>平成28～令和元年度の適用地区は2地区であるが、前回評価時における見込み値と乖離した原因については、前回評価時の適用見込み事例が事業の進展に伴い公共地面積割合等の要件を満たさないことが明らかになったためである。また法人地権者数が僅少である中においても、一定程度適用があることから、適用数は想定外に僅少とは言えない。</p> <p>(平成28～令和元年度実績値については、国土交通省における認定件数による。令和2～令和5年度については、事業者・自治体へのヒアリング等の結果による。)</p> <p>※適用実態調査では、租税特別措置法第65条第4項の「特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除」全体の適用数が記載されている。本事前評価書は第65条第4項3号について記載したものであり、適用実態調査には記載されていない内数が、本来記載すべき適用数となるため、上記の通り、当省で把握している適用数を記入している。</p>
----	------	--------	--

②: 適用額	<p>【3号イ関係】 平成28年度 0百万円 平成29年度 0百万円 平成30年度 0百万円 令和元年度 60百万円 令和2年度 15百万円 ※見込み 令和3年度 15百万円 ※見込み 令和4年度 15百万円 ※見込み 令和5年度 15百万円 ※見込み</p> <p>【3号ロ関係】 平成28年度 0百万円 平成29年度 0百万円 平成30年度 0百万円 令和元年度 30百万円 令和2年度 15百万円 ※見込み 令和3年度 30百万円 ※見込み 令和4年度 30百万円 ※見込み 令和5年度 15百万円 ※見込み</p> <p>1件当たり1,500万円が控除される制度であることから、法人に対する適用数に1,500万円を掛けた額を適用額とした。</p>																																				
③: 減収額	<p style="text-align: right;">(百万円)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th></th> <th>法人税</th> <th>法人住民税</th> <th>法人事業税</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成28年度</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>平成29年度</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>平成30年度</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>令和元年度</td> <td>21</td> <td>1.4</td> <td>4.3</td> </tr> <tr> <td>令和2年度</td> <td>7</td> <td>0.5</td> <td>1.4</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> <td>10</td> <td>0.7</td> <td>2.2</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> <td>10</td> <td>0.7</td> <td>2.2</td> </tr> <tr> <td>令和5年度</td> <td>7</td> <td>0.5</td> <td>1.4</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">(推計方法は別紙に記載)</p> <p>※適用実態調査では、租税特別措置法第65条第4項の「特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除」全体の適用数が記載されている。本事前評価書は第65条第4項3号について記載したものであり、適用実態調査には記載されていない内数が、本来記載すべき適用数となるため、上記の通り、当省で把握している適用数を記入している。</p>		法人税	法人住民税	法人事業税	平成28年度	0	0	0	平成29年度	0	0	0	平成30年度	0	0	0	令和元年度	21	1.4	4.3	令和2年度	7	0.5	1.4	令和3年度	10	0.7	2.2	令和4年度	10	0.7	2.2	令和5年度	7	0.5	1.4
	法人税	法人住民税	法人事業税																																		
平成28年度	0	0	0																																		
平成29年度	0	0	0																																		
平成30年度	0	0	0																																		
令和元年度	21	1.4	4.3																																		
令和2年度	7	0.5	1.4																																		
令和3年度	10	0.7	2.2																																		
令和4年度	10	0.7	2.2																																		
令和5年度	7	0.5	1.4																																		

	④: 効果	<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 【3号イ関係】 平成 25 年度における最低居住面積水準未達率は 4.2%から平成 30 年度には 4.0%と改善しており、大都市圏における子育て世帯における誘導居住面積水準達成率は平成 25 年の 37%から平成 30 年には 39%と増加しているなど、本措置による効果も合わせて着実に改善が進んでおり、令和2年度の目標に向けて改善が進んでいると推測される。</p> <p>【3号ロ関係】 都市再生誘発量は平成 29 年度 (2, 845ha) から令和元年度 (7,847ha) にかけて約 5, 000ha 増加しており、令和3年度の目標値 13,500ha の達成に向けて概ね順調に推移している。</p> <p>《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》 【3号イ関係】 本措置によって、良好な環境を備えた住宅地が約 16.6ha、436 戸供給される見込みであり(平成 29 年度～令和元年度の合計)、引き続き目標の達成に向け相応の効果を上げることが見込まれる。</p> <p>【3号ロ関係】 本措置の直接的な効果として、計約 120ha(平成 30 年度～令和5年度)の土地区画整理事業が行われ、または行われる見込みである。これにより優良な住宅地を創出しているところであり、優良な住宅地の供給に対して相応の効果を上げるとともに、都市再生誘発量の向上に寄与している。</p>
	⑤: 税収減を是認する理由等	<p>優良な住宅地の供給を促進し、国民の居住水準の向上を図るためには、土地所有者が優良な住宅地を造成しようとする事業者等に土地を譲渡するインセンティブを与えることで、用地交渉の長期化等による事業コストやリスクを軽減し、事業を円滑に推進する環境を整えることが効果的であることから、税収減を是認するに足る効果が期待される。</p> <p>【3号イ関係】 住宅着工統計によれば、50 ㎡(4 人の世帯の最低居住水準)未達の住宅(持家)は、平成 30 年度は 1.1%となっており、新たに供給されている住宅は「最低居住面積水準未達率」の改善に資すると考えられ、居住水準の改善が進んでいると推測されるため、その効果は過去における減収額(令和元年度:21 百万円 地方税 10 百万円)に比して大きいものであることから、税収減を是認するに足る効果が期待される。</p> <p>【3号ロ関係】 本措置の寄与もあり、都市再生誘発量は平成 29 年度 (2, 845ha) から令和元年度 (7,847ha) にかけて約 5, 000ha 増加しており、その効果は過去における減収額(令和元年度:国税 21 百万円、地方税 10 百万円)に比して大きいものであることから、税収減を是認するに足る効果が期待される。</p> <p>また、令和2年度から5年度までにおいては、各要件において年1地区程度適用を見込んでいるところ、本特例に係る事業により新たに供給されている住宅は「最低居住面積水準未達率」の改善に一定の効果を上げるとともに、本特例に係る土地区画整理事業は都市再生誘発</p>

		量の増加に一定の効果を上げることが見込まれる。その効果は将来における減収見込額(令和2年度から5年度までの各年度:国税7~10 百万円・地方税3~5百万円)に比して大きいものであることから、税収減を是認するに足る効果が期待される。
11	相当性	<p>①: 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>【3号イ関係】 申請等により補助対象者を個別に捕捉し補助を行うことは、行政の効率性の観点から非効率であり、租税特別措置によることが適切である。</p> <p>【3号ロ関係】 申請等により補助対象者を個別に捕捉し補助を行うことは、行政の効率性の観点から非効率であり、租税特別措置によることが適切である。</p> <p>・優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例措置(所得税・法人税・住民税)</p> <p>本特例措置は、公的主体が実施する宅地造成事業等と同程度に優良な宅地造成について認められるものであり、「優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例措置」の対象となる宅地造成事業より、区画面積や公共施設整備率等、要件が厳しい分、大きな税負担の軽減が措置されている。よって、両制度は明確な役割分担がなされており、両制度が相まって、優良な住宅地等の造成が実現される。</p> <p>③: 地方公共団体が協力する相当性</p> <p>本特例により、各地域において良好な居住環境の形成、都市再生・地域再生の推進が図られるものであることから、地方公共団体が政策目的の実現に協力することに相当性がある。</p>
12	有識者の見解	-
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成 29 年8月(国交5)

減収額推計

項目 特定住宅地造成事業のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の1,500万円特別控除の延長
(法人税、法人住民税、法人事業税)

減収額	国税(法人税)	法人住民税	法人事業税		
平成28～30年度	0百万円	0.0百万円	0.0百万円	(法人	0件)
令和元年度	21百万円	1.4百万円	4.3百万円	(法人	6件)
令和2年度	7百万円	0.5百万円	1.4百万円	(法人	2件)
令和3年度	10百万円	0.7百万円	2.2百万円	(法人	3件)
令和4年度	10百万円	0.7百万円	2.2百万円	(法人	3件)
令和5年度	7百万円	0.5百万円	1.4百万円	(法人	2件)

【推計方法】

一団の住宅地造成事業(第3号イ)、土地区画整理事業として行われる宅地造成事業(第3号ロ)に係る1,500万円特別控除の適用実績は、以下のとおり。

	第3号イ			第3号ロ			合計	
	事業件数	個人 地権者数	法人 地権者数	事業件数	個人 地権者数	法人 地権者数	個人	法人
平成28年度	0	0	0	0	0	0	0	0
平成29年度	0	0	0	0	0	0	0	0
平成30年度	0	0	0	0	0	0	0	0
令和元年度	1	79	4	2	134	2	213	6
平均		20	1		34	1	54	2

1法人あたりの減収額は以下のとおり。

【国税】

① 法人税 減収額推計 $1500 \text{万円} \times 23.2\% = 348 \text{万円}$
 $1500 \text{万円} \times 6 \text{法人} = 2,088 \text{万円}$

【地方税】

② 法人住民税 $348 \text{万円} \times 7.0\% = 24 \text{万円}$ ※都道府県1%、市町村6%
 ③ 法人事業税(④～⑥) 72万円
 ④ 法人事業税(所得割) $1500 \text{万円} \times 1.0\% = 15 \text{万円}$ ※外形法人の場合の税率
 ⑤ 法人事業税(特別法人事業税) $15 \text{万円} \times 260.0\% = 39 \text{万円}$ ※外形法人の場合の税率
 ⑥ 法人事業税(付加価値割) $1500 \text{万円} \times 1.2\% = 18 \text{万円}$ ※外形法人の場合の税率
 ※外形法人の場合の適用税率

過去の実績を踏まえると、1地区(事業)あたり1法人が適用を受けており、今後毎年2～3地区適用が見込まれることから、

2地区の場合	国税	7百万円	法人住民税	0.5百万円	法人事業税	1.4百万円
3地区の場合	国税	10百万円	法人住民税	0.7百万円	法人事業税	2.2百万円

＜令和3年度税制改正要望関係＞ 租税特別措置等に係る政策評価の点検シート（R2国交02）

（評価実施府省：国土交通省）

【基本情報】

制度名 (措置名)		関西文化学術研究都市建設促進法に基づいて整備される文化学術研究施設に係る特別償却制度の延長 (関西文化学術研究都市の文化学術研究地区における文化学術施設の特別償却)					
措置内容	平成30年度時点	文化学術研究地区において整備される一定の研究施設の取得等をした場合には、取得価額の12%（建物等は6%）の特別償却ができる。					
	令和元年度税制改正以後	研究施設のうち機械装置の取得価額要件を400万円以上（改正前：240万円以上）に引上げ					
	令和2年度税制改正以後	従前どおり					
政策目的		研究施設を新設又は増設する企業に立地のインセンティブを与えることによって、研究施設の集積を誘導し、研究機関相互の交流や共同研究等を推進し、新産業の創出等国民経済の活性化を図ること。					
評価対象税目		義務対象			努力義務対象		
		法人税					
関係条項		租税特別措置法第44条、第68条の19					
要望内容		措置の適用期限を令和5年3月31日まで2年間延長する。					
創設年度		S62	過去の政策評価の実績	H22国交11、H24国交12、H26国交18、H28国交08、H30国交03	区分	延長	

【適用状況】

	適用件数 (法人税・件)	適用総額 (法人税・千円)	適用額の 上位10社割合 (法人税・%)	地方税への影響額 (地方法人二税・地方 法人特別税・千円)
H23	3	2,726	-	333
H24	2	1,587	-	184
H25	2	3,023	-	346
H26	2	14,231	-	1,811
H27	2	103,409	-	10,842
H28	2	11,323	-	1,327
H29	3	13,353	-	993
H30	2	39,617	-	2,950

※「適用件数」、「適用総額」及び「適用額の上位10社割合」は、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」（財務省）に基づき記載

※「地方税への影響額」は、「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」（総務省）に基づき記載

点検結果表

(行政機関名：国土交通省)

制度名	関西文化学術研究都市建設促進法に基づいて整備される文化学術研究施設に係る特別償却制度の延長		
税目	法人税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input checked="" type="checkbox"/> 延長

(1) 達成目標

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	なし。
【国土交通省の補足説明】	—
【点検結果】	なし。

(2) 過去の適用数

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	なし。
【国土交通省の補足説明】	—
【点検結果】	なし。

(3) 将来の適用数

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	なし。
【国土交通省の補足説明】	—
【点検結果】	なし。

(4) 過去の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	なし。
【国土交通省の補足説明】	—
【点検結果】	なし。

(5) 将来の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	なし。
【国土交通省の補足説明】	—

【点検結果】

なし。

(6) 過去の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 全ての達成目標に対する過去の効果について、租特透明化法に基づき把握される過去の適用数2件（平成30年度）は、10件未満と僅少であるにもかかわらず、その原因は分析されているものの、そのような適用実態を踏まえても本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であることが明らかにされていない。</p> <p>② 達成目標（令和4年度末までに施設立地数を165施設とする）に対する過去の直接的な効果について、「本特例措置を活用した企業はこれまでに43社あり、本特例措置を活用した企業（活用見込み含む）に宛てた本特例措置が果たす立地インセンティブについてのアンケート結果では、（中略）といった意見もあり、企業の立地判断の一つとして活用されており、達成目標の実現に寄与していると言える」と説明されているが、過去の効果から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていない。</p> <p>③ 達成目標（施設整備率を都市全体でおおむね60%以上（令和4年度末までにおおむね54%）とする）に対する過去の直接的な効果について、「本特例措置を活用した企業はこれまでに43社あり、本特例措置を活用した企業（活用見込み含む）に宛てた本特例措置が果たす立地インセンティブについてのアンケート結果では、（中略）といった意見もあり、企業の立地判断の一つとして活用されており、達成目標の実現に寄与している」と説明されているが、過去の効果から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていない。</p> <p>【国土交通省の補足説明】</p> <p>① 「工場立地動向調査」（経済産業省）を用いて、本特例措置が無い場合として、統計上想定される学研都市の年間施設立地数を推計すると以下のとおり。 学研都市が存する大阪府・京都府・奈良県（3府県）の平成29年度～令和元年度に研究所（研究所付設工場を含む。）用地取得件数は、年間平均約17件。 3府県の総市町村数（108市町村）に対する学研都市（8市町）の割合は約7%であることから、8市町で年間約1件の立地が見込まれるが、8市町の面積に対する研究施設用地面積の割合は1%程度であることから、本特例措置が無い場合、学研都市の施設立地数は0施設/年と推計。 上記を踏まえると、本特例措置の適用数2件（平成30年度）は、十分に達成目標の実現に寄与している。</p> <p>② 本特例措置の対象となる施設は、経済状況等を踏まえて企業が立地の判断を行うため、完全にその影響を取り除くことは困難であるが、本特例措置の創設以降、38施設が適用を受けており、全体施設数（令和元年度末時点で151施設）の約25%を占めていることから、本特例措置がなければ、現在の立地施設数は113施設の立地で留まっていた可能性がある。</p> <p>③ 本特例措置の対象となる施設は、経済情勢等を踏まえて企業が立地の判断を行うため、完全にその影響を取り除くことは困難であるが、本特例措置の創設以降、研究施設用地（441ha）のうち91ha（約20%）が適用を受けていることから、本特例措置がなければ、現在の研究施設立地面積は350haの立地で留まっていた可能性がある。</p> <p>【点検結果】</p> <p>① 「学研都市が存する大阪府・京都府・奈良県（3府県）の平成29年度～令和元年度に研究所（研究所付設工場を含む。）用地取得件数は、年間平均約17件。3府県の総市町村数（108市町村）に対する学研都市（8市町）の割合は約7%であることから、8市町で年間約1件の立地が見込まれるが、8市町の面積に対する研究施設用地面積の割合は1%程度であることから、本特例措置が無い場合、学研都市の施設立地数は0施設/年と推計。 上記を踏まえると、本特例措置の適用数2件（平成30年度）は、十分に達成目標の実現に寄与している」との説明では、達成目標である施設立地数及び施設整備率についての過去の実現状況にどの程度寄与したのか明らかにされていない。また、上記②及び③の補足説明において一定の説明があるものの、本特例措置の創設以降の全ての期間に係</p>
--

るものであって、今回の事前評価における分析対象期間（平成29年度以降）に係るものではなく、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

②・③ 本特例措置がなかった場合との比較としては、本特例措置の適用を受けて行われた立地のうち、本特例措置があったことを理由として行われた分等を明らかにする必要があり、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

(7) 将来の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

① 全ての達成目標に対する将来の効果について、予測される将来の適用数6件（令和3年度）及び4件（令和4年度）は、10件未満と僅少であるにもかかわらず、その原因が分析されておらず、そのような適用見込みを踏まえても本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であることが明らかにされていない。

② 達成目標（令和4年度末までに施設立地数を165施設とする）に対する将来の効果について、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が予測されておらず、事後的に直接的な効果を検証する方法も明らかにされていない。

③ 達成目標（施設整備率を都市全体でおおむね60%以上（令和4年度末までにおおむね54%）とする）に対する将来の効果について、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が予測されておらず、事後的に直接的な効果を検証する方法も明らかにされていない。

【国土交通省の補足説明】

①～③ 前述のとおり、「工場立地動向調査」（経済産業省）を用いて、本特例措置が無い場合の施設立地数を推計すると学研都市の年間立地施設数は0施設である一方、予測される将来の適用数が6件（令和3年度）及び4件（令和4年度）であるため、特例措置は達成目標の実現に有効な手段である。事後の直接的な効果検証については、立地企業に対するアンケート調査の実施等を検討する。

【点検結果】

① 「「工場立地動向調査」（経済産業省）を用いて、本特例措置が無い場合の施設立地数を推計すると学研都市の年間立地施設数は0施設である一方、予測される将来の適用数が6件（令和3年度）及び4件（令和4年度）であるため、特例措置は達成目標の実現に有効な手段である」との説明では、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

②・③ 「事後の直接的な効果検証については、立地企業に対するアンケート調査の実施等を検討する」との説明では、アンケート調査の具体的な内容等が明らかにされておらず、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

点検項目(6)及び(7)に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	関西文化学術研究都市建設促進法に基づいて整備される文化学術研究施設に係る特別償却制度の延長
2	対象税目	①: 政策評価の対象税目 ②: 上記以外の税目
		(法人税:義)(国税4) -
3	要望区分等の別	【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】
4	内容	《現行制度の概要》 関西文化学術研究都市建設促進法(昭和62年法律第72号。以下「促進法」という。)に基づいて整備される文化学術研究施設のうち、研究用施設に係る建物及び附属設備並びに機械及び装置で一定の規模以上の償却資産については普通償却に加え、初年度の特別償却を認めている。 建物及び附属設備(取得金額3億円以上) 特別償却率 6/100 機械及び装置(取得金額400万円以上) 特別償却率 12/100 ※対象資産を新設又は増設したものに限定 《要望の内容》 適用期限を2年間延長し、令和5年3月31日までとする。 《関係条項》 促進法 第10条 租税特別措置法 第44条、第68条の19 同法施行令 第28条の4、第39条の51
5	担当部局	都市局都市政策課都市政策調査室
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:令和2年9月 分析対象期間:平成29年度～令和4年度
7	創設年度及び改正経緯	・昭和62年度:創設 ・平成元～25年度:延長及び特別償却率の縮減等 ・平成27年度:延長(対象資産を新設又は増設したものに限定) ・平成29年度:延長(資金額要件の引上げ) ・平成31(令和元)年度:延長(資金額要件の引上げ)
8	適用又は延長期間	2年間(令和3年度～令和4年度)
9	必要性等	①: 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 関西文化学術研究都市(以下「学研都市」という。)の建設は、促進法に基づき、文化学術及び研究の拠点となる都市づくりを目指すものであり、我が国及び世界の文化等の発展並びに国民経済の発達に資することを目的としている。 また、平成28年3月には、国(国土交通省、内閣府、総務省、文部科学省、経済産業省)、地元地方公共団体、大学、立地企業、経済

		<p>団体等の参画により、今後おおむね10年の都市の方向性を示した『新たな都市創造プラン』を策定し、「世界の知と産業を牽引する都市」「持続的にイノベーションを生み出す都市」「科学・生活・文化・自然環境が融合する持続可能都市」を目指す都市の姿とし、多様な主体がプラン実現に取り組んでいるところである。</p> <p>本特例措置は、研究施設を新設又は増設する企業に立地のインセンティブを与えることによって、研究施設の集積を誘導し、研究機関相互の交流や共同研究等を推進し、新産業の創出等国民経済の活性化を図ることを目的とする。</p> <p>《政策目的の根拠》 促進法第10条において、学研都市の建設に必要な税制上の措置を講ずるものと規定されている。また、促進法に基づく基本方針では「高度な文化拠点としての機能、新たな文化・学術・研究の推進、及び新たな産業の創出を牽引する機能の整備を図る」など、今後も学研都市の建設を促進していくこととされており、さらに都市建設に当たっては、学術・産業・行政及び市民がそれぞれの役割を果たしながら、かつ連携を強化して建設を進めることとされており、文化学術研究施設等の整備、誘導は国の果たすべき役割の一つである。 平成27年8月に閣議決定された「新たな国土形成計画」では、人口減少や国際競争が厳しさを増す中で、我が国の成長力を高めていくためには、持続的なイノベーション創出のための取組を推進することが必要であるとされており、学研都市について、我が国全体の発展のために活用することとされている。 さらに、筑波研究学園都市とともにリニア中央新幹線の整備による知的対流(ナレッジ・リンク)、スーパー・メガリージョンの形成による高度な価値創造及び国内外の優秀な学生・研究者等が集い就労すること等、学研都市が果たす役割について明記されているところである。全国計画を受けて平成28年3月に策定された「近畿圏広域地方計画」においても、「イノベーションを支える知の拠点」「高度な知的人材集積拠点」として事業を推進していくこととしているように、我が国の発展にとって重要な位置づけがされている。 また「第5期科学技術基本計画」(平成28年1月 閣議決定)でも「持続的にイノベーションを生み出す環境を形成するためには、産学官の人材、知、資金を結集させ、共創を誘発する「場」の形成が重要」とされており、具体例として学研都市が明記されるなど、今後とも整備の促進が求められているところである。 国家プロジェクトである学研都市の「文化学術研究施設」は、本都市の文化・学術・研究機能の中心的な役割を担う施設であり、その集積により、大学や他研究機関との共同研究・交流や産学官連携、シーズとニーズの融合がなされ、研究開発の進展、研究成果を活かした新技術の創造と新事業の創出、地域及び我が国経済の活性化といった効果が得られることから、高い公益性が認められ、地方による支援のみならず国としてその集積整備を強力に推進する必要がある。</p>
	②: 政策体系における政策目的の位置付け	政策目標7 都市再生・地域再生の推進 施策目標25 都市再生・地域再生を推進するに包含

	<p>③: 達成目標及びその実現による寄与</p>	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 本都市にふさわしい文化学術研究施設の立地を促進し集積度を高め、学研都市としての総合的な集積メリットが発揮されることによって我が国のみならず世界を代表する文化・学術・研究の拠点を形成し、新産業創出等国民経済の活性化に寄与することを目標とする。 (測定指標) 拠点形成、集積メリットの発揮のためには一定の施設が必要なことから、令和2年4月時点で151施設のところ、令和4年度末までに施設立地数を165施設とすることを目標としている。 なお、最終的には学研都市の集積メリットを発揮するため、施設整備率を都市全体でおおむね60%以上(令和4年度末までにおおむね54%)とすることを目標とする。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 研究所用施設を新規に立地する企業の初期運営を優位にさせ、立地のインセンティブを与えることで、研究所用施設の集積を誘導する。その集積により大学や他機関との共同研究・交流や産学官連携等により研究開発の進展、研究開発を活かした新技術の創造と新産業の創出、地域の活性化といった効果が得られる。それにより政策目標である、我が国及び世界の文化等の発展並びに国民経済の発達に寄与する。</p>														
<p>10 有効性等</p>	<p>①: 適用数</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H29年度(実績)</th> <th>H30年度(実績)</th> <th>R1年度(推計)</th> <th>R2年度(推計)</th> <th>R3年度(推計)</th> <th>R4年度(推計)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用件数</td> <td>3</td> <td>2</td> <td>1</td> <td>10</td> <td>6</td> <td>4</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 H29～H30実績値については、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」による。 ※2 R1推計値については、租税特別措置法施行令第28条の4第2号に基づく国土交通大臣の証明に係る申請内容より、R2～R4推計値については、現地立地企業及び府県あてアンケート調査及び聞き取り調査による。</p> <p>なお、文化学術研究施設の新規立地が年平均3～4施設程度であるのに対して、本特例措置が年平均2件程度適用されていることから、現状の適用件数が僅少とは言えない。</p>		H29年度(実績)	H30年度(実績)	R1年度(推計)	R2年度(推計)	R3年度(推計)	R4年度(推計)	適用件数	3	2	1	10	6	4
	H29年度(実績)	H30年度(実績)	R1年度(推計)	R2年度(推計)	R3年度(推計)	R4年度(推計)										
適用件数	3	2	1	10	6	4										
	<p>②: 適用額</p>	<p>(単位:百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H29年度(実績)</th> <th>H30年度(実績)</th> <th>R1年度(推計)</th> <th>R2年度(推計)</th> <th>R3年度(推計)</th> <th>R4年度(推計)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用額</td> <td>13.3</td> <td>39.6</td> <td>18.5</td> <td>253.4</td> <td>186.2</td> <td>37.0</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 H29～H30実績値については、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」による ※2 R1推計値については、租税特別措置法施行令第28条の4第2号に基づく国土交通大臣証明に係る申請内容より、R2～R4推計値については、現地立地企業及び府県あてアンケート調査及び聞き取り調査による。</p> <p>なお、対象となる研究分野の制限は設けておらず、特定の者のみに優遇が受けられるといった公平性を欠くものではない。</p>		H29年度(実績)	H30年度(実績)	R1年度(推計)	R2年度(推計)	R3年度(推計)	R4年度(推計)	適用額	13.3	39.6	18.5	253.4	186.2	37.0
	H29年度(実績)	H30年度(実績)	R1年度(推計)	R2年度(推計)	R3年度(推計)	R4年度(推計)										
適用額	13.3	39.6	18.5	253.4	186.2	37.0										

<p>③: 減収額</p>	<p>(単位:百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H29年度(実績)</th> <th>H30年度(実績)</th> <th>R1年度(推計)</th> <th>R2年度(推計)</th> <th>R3年度(推計)</th> <th>R4年度(推計)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>減収額</td> <td>3.1</td> <td>9.1</td> <td>4.3</td> <td>58.8</td> <td>43.2</td> <td>8.6</td> </tr> </tbody> </table> <p>減収額は適用額×法人税率により算出 (法人税率について、H29は0.234、H30～R4は0.232)</p>		H29年度(実績)	H30年度(実績)	R1年度(推計)	R2年度(推計)	R3年度(推計)	R4年度(推計)	減収額	3.1	9.1	4.3	58.8	43.2	8.6														
	H29年度(実績)	H30年度(実績)	R1年度(推計)	R2年度(推計)	R3年度(推計)	R4年度(推計)																							
減収額	3.1	9.1	4.3	58.8	43.2	8.6																							
<p>④: 効果</p>	<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 文化・学術・研究の拠点形成に向けて着実に整備が進んでいる。令和2年4月時点で151の研究所用施設等が立地しており、令和元年度までに150施設とした目標を達成している。施設整備率については、企業の立地延期及び研究施設用地面積の増加により、令和2年4月時点で55.1%となっている。 (単位:件)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H29年度(実績)</th> <th>H30年度(実績)</th> <th>R1年度(実績)</th> <th>R2年度(推計)</th> <th>R3年度(推計)</th> <th>R4年度(推計)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>施設立地数</td> <td>142</td> <td>146</td> <td>151</td> <td>157</td> <td>161</td> <td>163</td> </tr> </tbody> </table> <p>※H29～R1実績値については、(公財)関西文化学術研究都市推進機構の公表値による。R2～R4推計値については、今後の施設立地数に関する府県あてのアンケート調査結果による。</p> <p>(単位:%)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H29年度(実績)</th> <th>H30年度(実績)</th> <th>R1年度(実績)</th> <th>R2年度(推計)</th> <th>R3年度(推計)</th> <th>R4年度(推計)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>施設整備率</td> <td>57.3</td> <td>59.0</td> <td>55.1</td> <td>55.6</td> <td>52.5</td> <td>54.2</td> </tr> </tbody> </table> <p>※施設整備率=(研究施設立地面積/研究施設用地面積)×100 ※H29～R1実績値については、府県に対し実施した整備状況調査による。R2～R4推計値については、現地立地企業及び府県あてアンケート調査及び聞き取り調査による。</p> <p>前回評価時の推計値と実数値が乖離した原因は、立地後、本特例措置の対象となる研究施設部分の投資額を精査した結果、適用の要件に適合しなかったものがあること等が考えられる。</p> <p>《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》 本特例措置を活用した企業はこれまでに43社あり、本特例措置を活用した企業(活用見込み含む)に宛てた本特例措置が果たす立地インセンティブについてのアンケート結果では、「数ある候補地のうちから立地を決定するにあたり、企業立地における優遇施策等の調査を踏まえて意思決定を行いました。その中でも税制上の特例措置は大変大きなポイントとなりました」といった意見もあり、企業の立地判断の一つとして活用されており、達成目標の実現に寄与していると言える。</p>		H29年度(実績)	H30年度(実績)	R1年度(実績)	R2年度(推計)	R3年度(推計)	R4年度(推計)	施設立地数	142	146	151	157	161	163		H29年度(実績)	H30年度(実績)	R1年度(実績)	R2年度(推計)	R3年度(推計)	R4年度(推計)	施設整備率	57.3	59.0	55.1	55.6	52.5	54.2
	H29年度(実績)	H30年度(実績)	R1年度(実績)	R2年度(推計)	R3年度(推計)	R4年度(推計)																							
施設立地数	142	146	151	157	161	163																							
	H29年度(実績)	H30年度(実績)	R1年度(実績)	R2年度(推計)	R3年度(推計)	R4年度(推計)																							
施設整備率	57.3	59.0	55.1	55.6	52.5	54.2																							

		⑤: 税収減を是認する理由等	<p>平成 29 年度から令和元年度までの間に研究所用施設は 142 施設から 151 施設へと増加し、今後3年間においても多数の研究所用施設の進出が見込まれている。</p> <p>学研都市における関連施設等の新規立地による集積度の高まりは、他機関との共同研究・交流等の促進や研究開発の進展、新産業の創出等による地域の活性化といった効果に繋がるものであり、併せて、このような学研都市への集積メリットが発揮されることは、我が国の文化等の発展及び国民経済の発達に寄与するものであるため、今後も税収減を是認するに足る効果が期待される。</p>
11	相当性	①: 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>研究所用施設は、一般的に収益性が低く、初期投資も大きくなることから、事業者の初期投資の負担軽減を図ることができる最小限の措置として、本特例措置を活用しているものである。</p> <p>租税特別措置においては、法令に規定された要件に合致すれば、投資初年度の税の減免が受けられるため、予算の範囲内で対象が限定的である補助金等と異なり、事業の将来見込みが立て易い点、本特例措置は課税の繰り延べ効果をもたらすものであり、最終的な納税額に変化は生じないため、補助金等の予算措置と比べて国庫への負担が少ない点からも妥当性が認められる。</p> <p>適用対象については、投資資金額が3億円以上のものに限定しており、一定規模以上の研究所用施設の立地を促進することにより、学研都市に文化、学術、研究の拠点を形成し、総合的な集積メリットの発揮に寄与するものであり、必要最低限の措置である。</p>
		②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担	他の政策手段はない。
		③: 地方公共団体が協力する相当性	地方税に関係しない。
12	有識者の見解		—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成 30 年8月 (H30 国交 03)

＜令和3年度税制改正要望関係＞ 租税特別措置等に係る政策評価の点検シート（R2国交03）

（評価実施府省：国土交通省）

【基本情報】

制度名 (措置名)		特定都市再生緊急整備地域に係る課税の特例措置の延長 (特定都市再生建築物の割増償却 (特定都市再生緊急整備地域))					
措置内容	平成30年度時点	特定都市再生緊急整備地域内において、都市再生特別措置法の認定計画に基づく特定都市再生建築物等の取得等をした場合には、5年間、普通償却限度額に100分の50を乗じた金額の割増償却ができる。					
	令和元年度税制改正以後	従前どおり					
	令和2年度税制改正以後	従前どおり					
政策目的		<p>昨今の成長が著しいアジア諸国と比較し、我が国都市の国際競争力が低下している中、我が国経済を牽引する大都市について、国際的なビジネス環境・生活環境、大規模災害に対応するための環境を整備することにより、世界中からヒト・モノ・カネ・情報を呼び込み、その国際競争力の更なる強化を図ること。</p> <p>また、新型コロナウイルス感染症の拡大により深刻なダメージを受けた日本経済の早期回復・持続的発展に寄与するとともに、新型コロナ危機を踏まえたニュー・ノーマルに対応したまちづくりを進めること。</p>					
評価対象税目	義務対象			努力義務対象			
	法人税						
関係条項		租税特別措置法第47条、第68条の35					
要望内容		措置の適用期限を令和5年3月31日まで2年間延長する。					
創設年度	H23	過去の政策評価の実績	H22国交16、H23国交07、H24国交14、H26国交16、H28国交06、H30国交08	区分	延長		

【適用状況】

	適用件数 (法人税・件)	適用総額 (法人税・千円)	適用額の 上位10社割合 (法人税・%)	地方税への影響額 (地方法人二税・地 方法人特別税・千 円)
H23	53	7,436,275	84.8%	908,111
H24	48	5,968,642	94.6%	689,408
H25	9	3,211,681	—	584,488
H26	8	2,911,681	—	446,200
H27	9	3,192,638	—	372,929
H28	19	3,303,085	—	394,316
H29	14	3,358,714	—	263,418
H30	14	2,804,374	—	212,026

※「適用件数」、「適用総額」及び「適用額の上位10社割合」は、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」（財務省）に基づき記載
 ※「地方税への影響額」は、「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」（総務省）に基づき記載
 ※H25以降の「適用件数」、「適用総額」及び「適用額の上位10社割合」については、特定都市再生緊急整備地域内又はその他の都市再生緊急整備地域内において、都市再生事業により整備される建築物に係る分全体の数値を記載。「地方税への影響額」については、「特定都市再生建築物の割増償却」の措置全体の数値を記載

点検結果表

(行政機関名：国土交通省)

制度名	特定都市再生緊急整備地域に係る課税の特例措置の延長
税目	法人税
区分	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 延長

(1) 達成目標

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 所期の達成目標（2020年（平成32年）までに、世界の都市総合ランキングにおいて、東京が2012年4位→3位以内に入る）を削除する合理的な理由が明らかにされていない。
【国土交通省の補足説明】
① 当該目標は2016年（平成28年）に達成され、以後本年度まで継続して目標を達成している。また、当該目標の記載があった成長戦略フォローアップ2020においても、本年度、「本目標を終了する」とされたことから、当該税制の達成目標からも、記載を削除することとした。その旨を評価書に記載する。
【点検結果】
① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(2) 過去の適用数

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
なし。
【国土交通省の補足説明】
—
【点検結果】
なし。

(3) 将来の適用数

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 将来の適用数（令和3年度及び4年度）について、「令和2年度から継続して適用されることが明らかな計画数の実数に、本特例の年平均新規適用計画数を加えることで推計」と説明されているが、算定根拠（計算式及び計算に用いた数値）が明らかにされていない。
【国土交通省の補足説明】
① 算定根拠について、具体的に評価書に記載する。
【点検結果】
① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(4) 過去の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 過去の減収額（法人税）について、租特透明化法に基づき把握される適用額を用いて把握されておらず、その適切な理由も明らかにされていない。
【国土交通省の補足説明】
① 租特透明化法に基づき把握される適用額は、本特例と都市再生緊急整備地域に係る課税の特例措置の合算数値になることから、本特例にかかる数値のみを抽出することができない。その旨を評価書に記載する。

【点検結果】

① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(5) 将来の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 将来の減収額（令和2年度の法人税）について、「認定事業者に対するアンケート調査による減収額の集計値」と説明されているが、算定根拠（計算式及び計算に用いた数値）が明らかにされていない。
② 将来の減収額（令和3年度及び4年度の法人税）について、「令和2年度から継続して適用されることが明らかな計画数の実数に、本特例の年平均新規適用計画数を加えることで推計した適用計画数に、平均減収額を乗じて推計」と説明されているが、算定根拠（計算式及び計算に用いた数値）が明らかにされていない。
【国土交通省の補足説明】
① 令和2年度の法人税の減収額については、国土交通省が認定事業者に行っているアンケート調査の回答数値の合計（実数）であり、個別事業者の税制適用額については非公表としていることから、算定根拠を記載しないこととする。
② 令和3・4年度の数値については、推計値であることから、算出根拠について、評価書に記載する。
【点検結果】
① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、「個別事業者の税制適用額については非公表としていることから、算定根拠を記載しないこととする」との説明では、算定根拠（計算に用いた数値）が明らかにされていないため、この点を課題とする。
② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、「事業1計画あたりの減収見込み（276百万円）」との説明では、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていないため、この点を課題とする。

(6) 過去の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 達成目標（令和4年度までに都市再生緊急整備地域（特定都市再生緊急整備地域を含む）内の都市開発事業が行われた区域面積割合11.0%～11.4%）に対する過去の効果が把握されておらず、本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であるのか明らかにされていない。
② 達成目標（令和4年度までに都市再生緊急整備地域（特定都市再生緊急整備地域を含む）における都市開発事業の建設投資累計額1.4兆円～2.0兆円）に対する過去の効果が年度ごとに把握されていない。
③ 所期の達成目標（2020年（平成32年）までに、世界の都市総合ランキングにおいて、東京が2012年4位→3位以内に入る）に対する過去の効果が年度ごとに把握されていない。
④ 達成目標（令和4年度までに都市再生緊急整備地域（特定都市再生緊急整備地域を含む）における都市開発事業の建設投資累計額1.4兆円～2.0兆円）に対する過去の効果について、「都市再生緊急整備地域（特定都市再生緊急整備地域を含む。）における都市開発事業の平成24年度から令和2年度までの建設投資額（見込含む）は約8.8兆円となり、令和2年度までの政策目標（8～11兆円）を概ね達成する見込みである」と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。
⑤ 所期の達成目標（2020年（平成32年）までに、世界の都市総合ランキングにおいて、東京が2012年4位→3位以内に入る）に対する過去の効果について、「平成28年度に東京の順位は3位となり、令和元年度時点の順位も3位と目標を達成している」と説明されているが、算定根拠（出典）が明らかにされていない。
⑥ 達成目標（令和4年度までに都市再生緊急整備地域（特定都市再生緊急整備地域を含む）における都市開発事業の建設投資累計額1.4兆円～2.0兆円）に対する過去の効果について、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な

<p>効果が把握されていない。</p> <p>⑦ 所期の達成目標（2020年（平成32年）までに、世界の都市総合ランキングにおいて、東京が2012年4位→3位以内に入る）に対する過去の効果について、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていない。</p>
<p>【国土交通省の補足説明】</p> <p>①～③ いずれについても、目標設定以降の過去の年度の効果を表にて評価書に記載する。また、①については、本特例が達成目標に対して本特例が有効な手段である旨もあわせて記載する。</p> <p>④ 算定根拠および出典を評価書に記載する。（なお、算定根拠は、表に記載している数値を合計したもの。）</p> <p>⑤ 出典を評価書に記載する。</p> <p>⑥ 本特例により整備された都市開発事業（認定都市再生事業）の建設投資額を評価書に記載する。</p> <p>⑦ 本特例により整備された都市機能により向上した世界の都市総合力ランキングの評価項目を評価書に記載する。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていないため、この点を課題とする。</p> <p>②～⑤ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p> <p>⑥ 「本特例により直接的に引き起こされる認定都市再生事業の建設投資額は1.2兆円であり、目標の約6割の進捗に寄与している」との説明では、本特例措置があったことを理由として当該効果が生じたのか否かが明らかにされておらず、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p> <p>⑦ 「都市再生事業の進展により、魅力ある商業施設や文化施設・ホテル等の整備が進み、「文化・交流」の指標等のスコアが向上し」との説明では、本特例措置があったことを理由として当該効果が生じたのか否かが明らかにされておらず、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

る。

(7) 将来の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（令和4年度までに都市再生緊急整備地域（特定都市再生緊急整備地域を含む）における都市開発事業の建設投資累計額1.4兆円～2.0兆円）に対する将来の効果について、「新型コロナウイルス感染症の拡大の影響を受け、都市開発事業の見通しは不透明である」と説明されているが、定量的に予測されていない。</p> <p>② 達成目標（令和4年度までに都市再生緊急整備地域（特定都市再生緊急整備地域を含む）内の都市開発事業が行われた区域面積割合11.0%～11.4%）に対する将来の効果について、「新型コロナウイルス感染症の拡大の影響を受け、都市開発事業の見通しは不透明である」と説明されているが、定量的に予測されていない。</p>
<p>【国土交通省の補足説明】</p> <p>① 現在の見込み値である1.9兆円を確実に（100%）実施することで、当該目標の達成を目指す旨、評価書に記載する。</p> <p>② 現在の見込み値である11.26%を確実に（100%）実施することで、当該目標の達成を目指す旨、評価書に記載する。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていないため、この点を課題とする。</p> <p>また、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていないため、この点を課題とする。</p>

点検項目(5)、(6)及び(7)に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられ

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	特定都市再生緊急整備地域に係る課税の特例措置の延長
2	対象税目	(法人税:義)(国税5)
	①: 政策評価の対象税目 ②: 上記以外の税目	所得税:外、登録免許税:外、不動産取得税:外、固定資産税:外、都市計画税:外
3	要望区分等の別	【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】
4	内容	《現行制度の概要》 都市再生特別措置法に基づき、特定都市再生緊急整備地域において国土交通大臣の認定を受けた認定事業者(都市再生特別措置法第19条の10第2項により民間都市開発事業の実施主体に対する同法第20条第1項の認定があったものと見なされる場合を含む。)に係る特例措置であり、認定事業により整備される建築物について、5年間の5割増償却がある。 【適用要件】 ・令和3年3月31日までに取得し、供用すること ・地上階数10以上又は延べ面積50,000㎡以上の耐火建築物が整備され、かつ、1)、2)のいずれかに該当 1)事業区域内において整備される公共施設用地面積が30%以上 2)居住者等利便施設整備費が10億円以上
	《要望の内容》	適用期限を2年間延長し、令和5年3月31日までとする。
	《関係条項》	法人税:租税特別措置法第47条、同施行令第29条の5、同施行規則第20条の21 (連結法人:法第68条の35、令第39条の64、規則第22条の42)
	《関係条項》	
5	担当部局	国土交通省都市局まちづくり推進課
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:令和2年9月 分析対象期間:平成29年度～令和4年度
7	創設年度及び改正経緯	平成23年度 創設 平成24年度 拡充(都市再生特別措置法第19条の10第2項により民間都市開発事業の実施主体に対する同法第20条第1項の認定があったものとみなされる場合を含む。) 平成25年度 適用期限の2年延長 平成27年度 適用期限の2年延長 平成29年度 適用期限の2年延長 令和元年度 適用期限の2年延長
	適用又は延長期間	2年間(令和3年度～令和4年度)
	必要性等	①: 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 昨今の成長が著しいアジア諸国と比較し、我が国都市の国際競争力が低下している中、我が国経済を牽引する大都市について、国際的

		<p>なビジネス環境・生活環境、大規模災害に対応するための環境を整備することにより、世界中からヒト・モノ・カネ・情報を呼び込み、その国際競争力の更なる強化を図る。</p> <p>また、新型コロナウイルス感染症の拡大により深刻なダメージを受けた日本経済の早期回復・持続的発展に寄与するとともに、新型コロナ危機を踏まえたニュー・ノーマルに対応したまちづくりを進める。</p> <p>《政策目的の根拠》 上海やシンガポールなどのアジアの成長都市との都市間競争が激化し、我が国の都市の国際競争力が相対的に低下している。 こうした中、大都市の国際競争力強化の観点から、都市再生特別措置法の改正により特定都市再生緊急整備地域を創設し、令和元年度末時点で13地域の指定が行われてきた。更に直近では、我が国の大都市がグローバル経済圏の中心となり、世界から人材、企業、投資等を呼び込むべく、平成28年6月に都市再生特別措置法を改正し、一層のビジネス・生活環境・防災機能の向上を図るとともに、令和2年6月に同法を改正し、近年頻発・激甚化する自然災害に対応するとともに、まちなかにおけるにぎわいを創出し、まちの魅力・磁力・国際競争力の向上により、内外の多様な人材・関係人口を更に惹きつける好循環が確立された都市の構築を目指しているところである。 また、「成長戦略フォローアップ」(令和2年7月閣議決定)においては、東京五輪後も見据えた都市の競争力強化のため、複合型開発等の優良な民間都市開発の支援を進めることが盛り込まれ、加えて、「まち・ひと・しごと創生基本方針2020」(令和2年7月閣議決定)においても、複合型開発等の優良な民間都市開発事業を推進することが盛り込まれたところである。 また、「成長戦略フォローアップ」(令和2年7月17日閣議決定)においては、東京五輪後も見据えた都市の競争力強化のため、複合型開発等の優良な民間都市開発の支援を進めることが盛り込まれ、加えて、「まち・ひと・しごと創生基本方針2020」(令和2年7月17日閣議決定)においても、複合型開発等の優良な民間都市開発事業を推進することが盛り込まれたところである。また、本施策は「経済財政運営と改革の基本方針2020」(令和2年7月17日閣議決定)に記載された地方都市の活性化や国際金融都市の確立にも資するものである。</p>
②: 政策体系における政策目的の位置付け	政策目標 7 都市再生・地域再生の推進 施策目標 25 都市再生・地域再生を推進するに包含	
③: 達成目標及びその実現による寄与	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 我が国の活力の源泉である都市について、特定都市再生緊急整備地域において、優良な民間都市再生事業を推進することにより、都市再生を図り、都市の魅力・国際競争力を高める。</p> <p>→都市再生緊急整備地域(特定都市再生緊急整備地域を含む)における都市開発事業の建設投資累計額 ・令和2年度～令和12年度(2020～2030年度) 目標値:7兆円～10兆円 (※中間目標値:3.5兆円～5兆円 令和6年度まで)</p>	

		<p>一都市再生緊急整備地域(特定都市再生緊急整備地域を含む)内の都市開発事業が行われた区域面積割合</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和12年度(2030年度)まで 目標値:16.5%~19.5%(初期値9.1%※平成30年度) (※中間目標値:12.0%~12.5% 令和6年度まで) <p>(令和4年度までの測定指標)</p> <ul style="list-style-type: none"> 建設投資累計額:1.4兆円~2.0兆円 区域面積割合:11.0%~11.4% <p>※なお、2020年(令和2年)までに、世界の都市総合ランキングにおいて、東京が4位→3位に入ることについては、2016年より継続して目標を達成しており、また、成長戦略フォローアップ2020においても、本年度「本目標を終了する」とされたことから、達成目標から削除する。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 特定都市再生緊急整備地域における優良な民間都市開発を誘発し、不動産活性化の呼び水とすることにより、我が国の活力の源泉である都市の活性化を図ることができる。</p>
10	有効性等	<p>①: 適用数</p> <p>平成29年度:7計画(16件) 平成30年度:7計画(12件) 令和元年度:8計画(14件) 令和2年度:13計画(24件)(見込み) 令和3年度:8計画(16件)(見込み) 令和4年度:8計画(16件)(見込み)</p> <p>※平成29~令和2年度実績については、認定事業者に対するアンケート調査の集計値(実数) 令和3年度、令和4年度見込みについては、令和2年度から継続して適用されることが明らかな計画数の実数に、本特例の年平均新規適用計画数(※年平均1計画)を加えることで推計。 ※R3年度(8計画):R2年度からの継続適用数7+新規適用1※R4年度(8計画):R3年度からの継続適用数7+新規適用1</p> <ul style="list-style-type: none"> 「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」に記載される数値は、本件と同様の他の租税特別措置の適用件数及び適用額が合算された数値であり、本特別措置に係る数値のみを抽出することはできないため、租特透明化法に基づき把握される情報を用いることはできない。
		<p>②: 適用額</p> <p>平成29年度:2,449百万円 平成30年度:2,039百万円 令和元年度:6,780百万円 令和2年度:11,970百万円(見込み) 令和3年度:9,500百万円(見込み) 令和4年度:9,500百万円(見込み)</p> <p>※平成29~令和2年度実績については、認定事業者に対するアンケート調査の集計値(実数)もとに、法人税率(平成29年度23.4%、平成30年度以降23.2%)で割り戻して推計したもの。 令和3年度、令和4年度見込みについては、令和2年度から継続して適用されることが明らかな計画数の実数に、本特例の年平均</p>

		<p>新規適用計画数を加えることで推計した適用計画数に、平均減収額を乗じ、法人税率で割り戻して推計したものの。</p> <ul style="list-style-type: none"> 本特例措置は、特に我が国の国際競争力の強化を図るべき地域である特定都市再生緊急整備地域における優良な民間都市開発事業を推進するための制度であって、当該事業を施行する能力のある民間事業者であれば一律に適用されるものである。また、特定都市再生緊急整備地域において法人税の適用を受けた事業者について、その企業規模等の偏りは見られないことから、想定外に特定の者に偏るという蓋然性は低い。 																					
	③: 減収額	<p>(単位:百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R元年</th> <th>R2</th> <th>R3</th> <th>R4</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>区分</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>見込</td> <td>見込</td> <td>見込</td> </tr> <tr> <td>法人税</td> <td>573</td> <td>473</td> <td>1,573</td> <td>2,777</td> <td>2,204</td> <td>2,204</td> </tr> </tbody> </table> <p>※平成29~令和2年度実績については、認定事業者に対するアンケート調査による減収額の集計値 ※令和3年度、令和4年度見込みについては、令和2年度から継続して適用されることが明らかな計画数の実数に、本特例の年平均新規適用計画数を加えることで推計した適用計画数に、平均減収額を乗じて推計したものの。</p> <p>※R3年度(2204万円) :R3年度の適用数見込み(8計画)※上記適用数より ×事業1計画あたりの減収見込み(276百万円)</p> <p>※R4年度(2204万円) :R4年度の適用数見込み(8計画)※上記適用数より ×事業1計画あたりの減収見込み(276百万円)</p> <ul style="list-style-type: none"> 「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」に記載される数値は、本件と同様の他の租税特別措置の適用件数及び適用額が合算された数値であり、本特別措置に係る数値のみを抽出することはできないため、租特透明化法に基づき把握される情報を用いることはできない。 	年度	H29	H30	R元年	R2	R3	R4	区分				見込	見込	見込	法人税	573	473	1,573	2,777	2,204	2,204
年度	H29	H30	R元年	R2	R3	R4																	
区分				見込	見込	見込																	
法人税	573	473	1,573	2,777	2,204	2,204																	
	④: 効果	<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 民間都市再生事業計画は、令和2年4月末現在132計画が認定され、都市再生に向けた民間都市開発事業の促進が着実に図られている。具体的には、都市再生緊急整備地域(特定都市再生緊急整備地域を含む。)における都市開発事業の平成24年度から令和2年度までの建設投資額(見込含む)は約8.8兆円となり、令和2年度までの政策目標(8~11兆円)を概ね達成する見込みである。また、令和3年度に0.94兆円、令和4年度に0.86兆円の建設投資が見込まれており、令和3・4年度の2カ年の建設投資累計額の目標(1.4兆円~2.0兆円)についても約1.9兆円にて達成見込みである。なお、上記建設投資額のうち、本特例により直接的に引き起こされる認定都市再生事業の建設投資額は1.2兆円であり、目標の約6割の進捗に寄与している。 また、本特例により同地域における優良な都市開発事業が促進された結果、都市開発事業の行われた区域面積割合は、平成30年度(9.1%)を初期値として、令和2年度時点で10.79%となる見込みであ</p>																					

	<p>り、過去2年間で1.69%の都市開発区域面積割合が増加する見込みである。令和4年度には、11.26%となる見込みであり、令和4年度までの目標(11.0%~11.4%)についても達成見込みである。</p> <p>また、世界の都市総合カラニングにて東京が3位以内となることを目標としていたところ、都市再生事業の進展により、魅力ある商業施設や文化施設・ホテル等の整備が進み、「文化・交流」の指標等のスコアが向上し、平成28年度に東京の順位は3位となり、令和元年度時点の順位も3位と目標を達成しているが、アジアにおいてシンガポールやソウル等の諸都市が総合力(スコア)を高めており、引き続き東京の魅力を高め、順位を維持・向上することが必要である。</p> <p>【建設投資額】 ※内閣府「自治体に対する都市開発事業に係るアンケート調査」より ※上段:単年度 下段:累計金額(兆円) 目標値リセット</p> <table border="1"> <tr> <td>H24</td><td>H25</td><td>H26</td><td>H27</td><td>H28</td><td>H29</td><td>H30</td><td>R1</td><td>R2</td><td>R3</td><td>R4</td> </tr> <tr> <td>0.78</td><td>0.80</td><td>0.65</td><td>0.93</td><td>1.02</td><td>1.09</td><td>1.08</td><td>1.28</td><td>1.11</td><td>0.94</td><td>0.86</td> </tr> <tr> <td>0.78</td><td>1.58</td><td>2.24</td><td>3.18</td><td>4.20</td><td>5.30</td><td>6.38</td><td>7.66</td><td>8.78</td><td>0.94</td><td>1.90</td> </tr> </table> <p>【都市開発事業の行われた区域面積割合】 ※H30:9.11%が初期値 ※内閣府「自治体に対する都市開発事業に係るアンケート調査」より ※上段:単年度 下段:累計金額(%)</p> <table border="1"> <tr> <td>H30</td><td>R1</td><td>R2</td><td>R3</td><td>R4</td> </tr> <tr> <td>—</td><td>0.92%</td><td>0.77%</td><td>0.28%</td><td>0.19%</td> </tr> <tr> <td>9.11%</td><td>10.02%</td><td>10.79%</td><td>11.08%</td><td>11.26%</td> </tr> </table> <p>【世界の都市総合カラニング】 ※森記念財団「世界の都市総合カラニング」より</p> <table border="1"> <tr> <td>H24</td><td>H25</td><td>H26</td><td>H27</td><td>H28</td><td>H29</td><td>H30</td><td>R1</td> </tr> <tr> <td>4位</td><td>4位</td><td>4位</td><td>4位</td><td>3位</td><td>3位</td><td>3位</td><td>3位</td> </tr> </table> <p>また、令和4年度までの達成目標は、都市再生緊急整備地域(特定都市再生緊急整備地域を含む。)における1.4~2.0兆円の建設投資累計額、11.0~11.4%の都市開発事業が行われた区域面積割合であるところ、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響を受け、都市開発事業の見通しは不透明であるが、本特例により引き続き都市再生を推進し、現在見込まれている都市開発(1.9兆円、11.26%)を確実に実施することで、目標を達成することを目指す。</p> <p>《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》 本租税特別措置により、税制上のインセンティブを与えることで、都市再生緊急整備地域における優良な民間都市開発事業が推進され、都市再生及び都市の魅力の向上を図ることが出来る。具体的には、本特例措置により、公共施設や建築物の環境性能等の整備水準の引き上げによる費用増加分を賄うことができ、より魅力の高い優良な都市再生事業を推進するためのインセンティブとなる。</p>	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	0.78	0.80	0.65	0.93	1.02	1.09	1.08	1.28	1.11	0.94	0.86	0.78	1.58	2.24	3.18	4.20	5.30	6.38	7.66	8.78	0.94	1.90	H30	R1	R2	R3	R4	—	0.92%	0.77%	0.28%	0.19%	9.11%	10.02%	10.79%	11.08%	11.26%	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	4位	4位	4位	4位	3位	3位	3位	3位
H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4																																																							
0.78	0.80	0.65	0.93	1.02	1.09	1.08	1.28	1.11	0.94	0.86																																																							
0.78	1.58	2.24	3.18	4.20	5.30	6.38	7.66	8.78	0.94	1.90																																																							
H30	R1	R2	R3	R4																																																													
—	0.92%	0.77%	0.28%	0.19%																																																													
9.11%	10.02%	10.79%	11.08%	11.26%																																																													
H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1																																																										
4位	4位	4位	4位	3位	3位	3位	3位																																																										
⑤: 税収減を是認する理由等	<p>本特例措置により誘発された都市再生緊急整備地域(特定都市再生緊急整備地域を含む。)における認定事業(132計画)の建設投資累計額は77,332億円、経済波及効果は194,542億円、税収増効果は20,476億円と試算されることから、今後も税収減を是認するに足る効果が期待される。</p>																																																																
11: 相当性	<p>①: 租税特別措</p> <p>本特例措置は割増償却であり、最終的な納税額に変化は生じないた</p>																																																																

	<p>置等によるべき妥当性等</p> <p>②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>③: 地方公共団体が協力する相当性</p>	<p>め、補助金に比して国庫への負担が少なく、的確かつ効率的な措置である。</p> <p>本特例措置と併せて金融支援を行っているが、当該金融支援は、民間金融機関からの調達が困難なミドルリスクの部分を補充し、事業の立ち上げを支援するものである。</p> <p>一方、本特例措置は、民間都市開発事業に必要な不動産取引等に係るコストを低減することで当該事業の採算性を向上させ、事業実施決断するインセンティブを与えるものであり、両者の役割分担は明確である。</p> <p>地方税に関係しない。</p>
12	有識者の見解	—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成30年8月(H30 国交 08)

＜令和3年度税制改正要望関係＞ 租税特別措置等に係る政策評価の点検シート（R2国交04）

（評価実施府省：国土交通省）

【基本情報】

制度名 (措置名)		都市再生緊急整備地域に係る課税の特例措置の延長 (特定都市再生建築物の割増償却 (都市再生緊急整備地域))					
措置内容	平成30年度時点	都市再生緊急整備地域（特定都市再生緊急整備地域を除く。）内において、都市再生特別措置法の認定計画に基づく特定都市再生建築物等の取得等をした場合には、5年間、普通償却限度額に100分の30を乗じた金額の割増償却ができる。					
	令和元年度税制改正以後	割増償却割合を25%（改正前：30%）に引下げ					
	令和2年度税制改正以後	従前どおり					
政策目的		我が国の活力の源泉である都市について、都市機能の高度化及び都市の居住環境の向上（＝都市再生）による都市の更なる魅力の向上を図ること。 また、新型コロナウイルス感染症の拡大により深刻なダメージを受けた日本経済の早期回復・持続的発展に寄与するとともに、新型コロナ危機を踏まえたニュー・ノーマルに対応したまちづくりを進めること。					
評価対象税目		義務対象			努力義務対象		
		法人税					
関係条項		租税特別措置法第47条、第68条の35					
要望内容		措置の適用期限を令和5年3月31日まで2年間延長する。					
創設年度		H15	過去の政策評価の実績	H22国交17、H24国交14、H26国交17、H28国交07、H30国交09	区分	延長	

【適用状況】

	適用件数 (法人税・件)	適用総額 (法人税・千円)	適用額の 上位10社割合 (法人税・%)	地方税への影響額 (地方法人二税・地 方法人特別税・千 円)
H23	53	7,436,275	84.8%	908,111
H24	48	5,968,642	94.6%	689,408
H25	9	3,211,681	－	584,488
H26	8	2,911,681	－	446,200
H27	9	3,192,638	－	372,929
H28	19	3,303,085	－	394,316
H29	14	3,358,714	－	263,418
H30	14	2,804,374	－	212,026

※「適用件数」、「適用総額」及び「適用額の上位10社割合」は、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」（財務省）に基づき記載
 ※「地方税への影響額」は、「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」（総務省）に基づき記載
 ※H25以降の「適用件数」、「適用総額」及び「適用額の上位10社割合」については、特定都市再生緊急整備地域内又はその他の都市再生緊急整備地域内において、都市再生事業により整備される建築物に係る分全体の数値を記載。「地方税への影響額」については、「特定都市再生建築物の割増償却」の措置全体の数値を記載

点検結果表

(行政機関名：国土交通省)

制度名	都市再生緊急整備地域に係る課税の特例措置の延長		
税目	法人税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input checked="" type="checkbox"/> 延長

(1) 達成目標

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 所期の達成目標（2020年（平成32年）までに、世界の都市総合ランキングにおいて、東京が2012年4位→3位以内に入る）を削除する合理的な理由が明らかにされていない。
【国土交通省の補足説明】
① 当該目標は2016年（平成28年）に達成され、以後本年度まで継続して目標を達成している。また、当該目標の記載があった成長戦略フォローアップ2020においても、本年度、「本目標を終了する」とされたことから、当該税制の達成目標からも、記載を削除することとした。その旨を評価書に記載する。
【点検結果】
① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(2) 過去の適用数

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
なし。
【国土交通省の補足説明】
—
【点検結果】
なし。

(3) 将来の適用数

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 将来の適用数（令和3年度及び4年度）について、「令和2年度から継続して適用されることが明らかな計画数の実数に、本特例の年平均新規適用計画数を加えることで推計」と説明されているが、算定根拠（計算式及び計算に用いた数値）が明らかにされていない。
【国土交通省の補足説明】
① 算定根拠について、具体的に評価書に記載する。
【点検結果】
① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(4) 過去の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 過去の減収額（法人税）について、租特透明化法に基づき把握される適用額を用いて把握されておらず、その適切な理由も明らかにされていない。
【国土交通省の補足説明】
① 租特透明化法に基づき把握される適用額は、本特例と特定都市再生緊急整備地域に係る課税の特例措置の合算数値になることから、本特例にかかる数値のみを抽出することができない。その旨を評価書に記載する。

【点検結果】

① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(5) 将来の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 将来の減収額（令和2年度の法人税）について、「認定事業者に対するアンケート調査による減収額の集計値」と説明されているが、算定根拠（計算式及び計算に用いた数値）が明らかにされていない。
② 将来の減収額（令和3年度及び4年度の法人税）について、「令和2年度から継続して適用されることが明らかな計画数の実数に、本特例の年平均新規適用計画数を加えることで推計した適用計画数に、平均減収額を乗じて推計」と説明されているが、算定根拠（計算式及び計算に用いた数値）が明らかにされていない。
【国土交通省の補足説明】
① 令和2年度の法人税の減収額については、国土交通省が認定事業者に行っているアンケート調査の回答数値の合計（実数）であり、個別事業者の税制適用額については非公表としていることから、算定根拠を記載しないこととする。
② 令和3・4年度の数値については、推計値であることから、算出根拠について、評価書に記載する。
【点検結果】
① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、「個別事業者の税制適用額については非公表としていることから、算定根拠を記載しないこととする」との説明では、算定根拠（計算に用いた数値）が明らかにされていないため、この点を課題とする。
② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、「事業1計画あたりの減収見込み（82百万円）」との説明では、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていないため、この点を課題とする。

(6) 過去の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 達成目標（令和4年度までに都市再生緊急整備地域（特定都市再生緊急整備地域を含む）内の都市開発事業が行われた区域面積割合11.0%～11.4%）に対する過去の効果が把握されておらず、本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であるのか明らかにされていない。
② 達成目標（令和4年度までに都市再生緊急整備地域（特定都市再生緊急整備地域を含む）における都市開発事業の建設投資累計額1.4兆円～2.0兆円）に対する過去の効果が年度ごとに把握されていない。
③ 所期の達成目標（2020年（平成32年）までに、世界の都市総合ランキングにおいて、東京が2012年4位→3位以内に入る）に対する過去の効果が年度ごとに把握されていない。
④ 達成目標（令和4年度までに都市再生緊急整備地域（特定都市再生緊急整備地域を含む）における都市開発事業の建設投資累計額1.4兆円～2.0兆円）について、「都市再生緊急整備地域（特定都市再生緊急整備地域を含む。）における都市開発事業の平成24年度から令和2年度までの建設投資額（見込含む）は約8.8兆円となり、令和2年度までの政策目標（8～11兆円）を概ね達成する見込みである」と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。
⑤ 所期の達成目標（2020年（平成32年）までに、世界の都市総合ランキングにおいて、東京が2012年4位→3位以内に入る）に対する過去の効果について、「平成28年度に東京の順位は3位となり、令和元年度時点の順位も3位と目標を達成している」と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。
⑥ 達成目標（令和4年度までに都市再生緊急整備地域（特定都市再生緊急整備地域を含む）における都市開発事業の建設投資累計額1.4兆円～2.0兆円）に対する過去の効果について、過去の適用数1件（令和元年度）は、10件未満と僅少であるにもかかわらず、

<p>その原因は分析されているものの、そのような適用実態を踏まえても本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であることが明らかにされていない。</p> <p>⑦ 所期の達成目標（2020年（平成32年）までに、世界の都市総合ランキングにおいて、東京が2012年4位→3位以内に入る）に対する過去の効果について、過去の適用数1件（令和元年度）は、10件未満と僅少であるにもかかわらず、その原因は分析されているものの、そのような適用実態を踏まえても本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であることが明らかにされていない。</p> <p>⑧ 達成目標（令和4年度までに都市再生緊急整備地域（特定都市再生緊急整備地域を含む）における都市開発事業の建設投資累計額1.4兆円～2.0兆円）に対する過去の効果について、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていない。</p> <p>⑨ 所期の達成目標（2020年（平成32年）までに、世界の都市総合ランキングにおいて、東京が2012年4位→3位以内に入る）に対する過去の効果について、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていない。</p> <p>【国土交通省の補足説明】</p> <p>①～③ いずれについても、目標設定以降の過去の年度の効果を表にて評価書に記載する。また、①については、本特例が達成目標に対して本特例が有効な手段である旨もあわせて記載する。</p> <p>④ 算定根拠および出典を評価書に記載する。（なお、算定根拠は、表に記載している数値を合計したもの。）</p> <p>⑤ 出典を評価書に記載する。</p> <p>⑥ 令和元年度の適用件数は1件であるが、本特例の創設以降これまでの適用件数は12件のにのぼり、達成目標の実現に十分寄与していると考えられる。また、当初の計画では、3計画程度の適用数を見込んでいたところ、本特例措置の適用数が年平均2計画程度であることから、現状の適用件数が僅少とは言えない。なお、評価対象外税目についても順次実績が増加しており、これと相まって本特例措置が民間による建設投資額の増加に寄与しており、達成目標の実現に有効な手段であると考えられる。</p> <p>⑦ 令和元年度の適用件数は1件であるが、本特例の創設以降これまでの適用件数は12件のにのぼり、達成目標の実現に十分寄与していると考えられる。また、当初の計画では、3計画程度の適用数を見込んでいたところ、本特例措置の適用数が年平均2計画程度であることから、現状の適用件数が僅少とは言えない。なお、評価対象外税目についても順次実績が増加しており、これと相まって本特例措置が民間都市開発による高質なオフィスや多様な商業、文化、交流機能等の整備を促進しており、世界の都市総合力ランキングの「文化・交流」等の指標のスコア向上に寄与しており、達成目標の実現に有効な手段であると考えられる。</p> <p>⑧ 本特例により整備された都市開発事業（認定都市再生事業）の建設投資額を評価書に記載する。</p> <p>⑨ 本特例により整備された都市機能により向上した世界の都市総合力ランキングの評価項目を評価書に記載する。</p> <p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていないため、この点を課題とする。</p> <p>②～⑤ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p> <p>⑥・⑦ 「本特例の創設以降これまでの適用件数は12件のにのぼり、達成目標の実現に十分寄与していると考えられる」との説明では、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p> <p>⑧ 「本特例により直接的に引き起こされる認定都市再生事業の建設投資額は1.2兆円であり、目標の約6割の進捗に寄与している」との説明では、本特例措置があったことを理由として当該効果が生じたのか否かが明らかにされておらず、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p> <p>⑨ 「都市再生事業の進展により、魅力ある商業施設や文化施設・ホテル等の整備が進み、「文化・交流」の指標等のスコアが向上し」との説明では、本特例措置があったことを理由として当該効果が生じたのか否かが明らかにされておらず、分析・説明の内容が不</p>
--

十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

(7) 将来の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（令和4年度までに都市再生緊急整備地域（特定都市再生緊急整備地域を含む）における都市開発事業の建設投資累計額1.4兆円～2.0兆円）に対する将来の効果について、「新型コロナウイルス感染症の拡大の影響を受け、都市開発事業の見通しは不透明である」と説明されているが、定量的に予測されていない。</p> <p>② 達成目標（令和4年度までに都市再生緊急整備地域（特定都市再生緊急整備地域を含む）内の都市開発事業が行われた区域面積割合11.0%～11.4%）に対する将来の効果について、「新型コロナウイルス感染症の拡大の影響を受け、都市開発事業の見通しは不透明である」と説明されているが、定量的に予測されていない。</p> <p>③ 全ての達成目標に対する将来の効果について、予測される将来の適用数1件（令和2年度）、4件（令和3年度）及び6件（令和4年度）は、10件未満と僅少であるにもかかわらず、その原因が分析されておらず、そのような適用見込みを踏まえても本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であることが明らかにされていない。</p> <p>【国土交通省の補足説明】</p> <p>① 現在の見込み値である1.9兆円を確実に（100%）実施することで、当該目標の達成を目指す旨、評価書に記載する。</p> <p>② 現在の見込み値である11.26%を確実に（100%）実施することで、当該目標の達成を目指す旨、評価書に記載する。</p> <p>③ 当初の計画では、3計画程度の適用数を見込んでいたところ、本特例措置の適用数が年平均2計画程度であることから、現状の適用件数が僅少とは言えない。また、評価対象外税目についても順次実績が増加しており、これと相まって本特例措置が民間による建設投資額の増加に寄与しており、達成目標の実現に有効な手段であると考えられる。また、本特例を適用した事業のみならず、本特例によって開発された事業が周辺地区における都市開発を喚起し、それも建設投資額の増加に寄与することから、本適用実績を踏まえても本特例措置は達成目標の実現に有効な手段であるといえる。</p> <p>【点検結果】</p> <p>①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていないため、この点を課題とする。</p> <p>また、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていないため、この点を課題とする。</p> <p>③ 「当初の計画では、3計画程度の適用数を見込んでいたところ、本特例措置の適用数が年平均2計画程度であることから、現状の適用件数が僅少とは言えない。また、評価対象外税目についても順次実績が増加しており、これと相まって本特例措置が民間による建設投資額の増加に寄与しており、達成目標の実現に有効な手段であると考えられる」との説明では、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>
--

点検項目(5)、(6)及び(7)に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	都市再生緊急整備地域に係る課税の特例措置の延長
2	対象税目	(法人税:義)(国税7)
	①: 政策評価の対象税目 ②: 上記以外の税目	所得税:外、登録免許税:外、不動産取得税:外、固定資産税:外、都市計画税:外
3	要望区分等の別	【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】
4	内容	《現行制度の概要》 都市再生特別措置法に基づき、都市再生緊急整備地域において国土交通大臣の認定を受けた認定事業者に係る特例措置であり、認定事業により整備される建築物について、5年間の2割5分増償却がある。 【適用要件】 ・令和3年3月31日までに取得し、供用すること ・地上階数10以上又は延べ面積75,000㎡以上の耐火建築物が整備され、かつ、1)、2)のいずれかに該当 1)事業区域内において整備される公共施設用地面積が30%以上 2)居住者等利便施設整備費が10億円以上
		《要望の内容》 適用期限を2年間延長し、令和5年3月31日までとする。
		《関係条項》 法人税:租税特別措置法第47条、同施行令第29条の5、同施行規則第20条の21 (連結法人:租税特別措置法第68条の35、同施行令第39条の64、同施行規則第22条の42)
5	担当部局	国土交通省都市局まちづくり推進課
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:令和2年9月 分析対象期間:平成29年度～令和4年度
7	創設年度及び改正経緯	平成15年度 創設 平成17年度 適用期限の2年延長 平成19年度 適用期限の2年延長 平成21年度 適用期限の2年延長 平成23年度 適用期限の2年延長 平成25年度 適用期限の2年延長(割増償却5割→4割) 平成27年度 適用期限の2年延長(割増償却4割→3割) 平成29年度 適用期限の2年延長 令和元年度 適用期限の2年延長(割増償却3割→2.5割)
8	適用又は延長期間	2年間(令和3年度～令和4年度)

9	必要性等	①: 政策目的及びその根拠	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 我が国の活力の源泉である都市について、都市機能の高度化及び都市の居住環境の向上(=都市再生)による都市の更なる魅力の向上を図る。 また、新型コロナウイルス感染症の拡大により深刻なダメージを受けた日本経済の早期回復・持続的発展に寄与するとともに、新型コロナ危機を踏まえたニュー・ノーマルに対応したまちづくりを進める。</p> <p>《政策目的の根拠》 都市再生特別措置法および都市再生基本方針に基づき、都市再生については、その拠点となる都市再生緊急整備地域において、民間の資金、ノウハウ等を集中的に振り向けることを国家戦略として取り組んできているところである。我が国においては、人口減少・少子高齢化、経済の低迷等の課題が引き続き山積する中、必要とされる居住環境、商業機能、産業機能、文化的機能、防災機能等の諸機能をレベルアップするとともに、住環境や市街地の環境等生活の場としての都市の環境全般を向上させる都市再生の取り組みが引き続き必要である。 直近では、令和2年6月に都市再生特別措置法を改正し、近年頻発・激甚化する自然災害に対応するとともに、まちなかにおけるにぎわいを創出し、まちの魅力・磁力・国際競争力の向上により、内外の多様な人材・関係人口を更に惹きつける好循環が確立された都市の構築を目指しているところである。 また、「成長戦略フォローアップ」(令和2年7月17日閣議決定)においては、東京五輪後も見据えた都市の競争力強化のため、複合型開発等の優良な民間都市開発の支援を進めることが盛り込まれ、加えて、「まち・ひと・しごと創生基本方針2020」(令和2年7月17日閣議決定)においても、複合型開発等の優良な民間都市開発事業を推進することが盛り込まれたところである。また、本施策は「経済財政運営と改革の基本方針2020」(令和2年7月17日閣議決定)に記載された地方都市の活性化や国際金融都市の確立にも資するものである。</p>
		②: 政策体系における政策目的の位置付け	<p>政策目標 7 都市再生・地域再生の推進 施策目標 25 都市再生・地域再生を推進するに包含</p>
		③: 達成目標及びその実現による寄与	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 我が国の活力の源泉である都市について、都市再生緊急整備地域において、優良な民間都市再生事業を推進することにより、都市再生を図り、都市の魅力を高める。</p> <p>一都市再生緊急整備地域(特定都市再生緊急整備地域を含む)における都市開発事業の建設投資累計額 ・令和2年度～令和12年度(2020～2030年度) 目標値:7兆円～10兆円 (※中間目標値:3.5兆円～5兆円 令和6年度まで)</p> <p>一都市再生緊急整備地域(特定都市再生緊急整備地域を含む)内の都市開発事業が行われた区域面積割合 ・令和12年度(2030年度)まで</p>

		<p>目標値：16.5%～19.5%（初期値 9.1%※平成 30 年度） （※中間目標値：12.0%～12.5% 令和6年度まで）</p> <p>（令和4年度までの測定指標）</p> <ul style="list-style-type: none"> 建設投資累計額：1.4 兆円～2.0 兆円 区域面積割合：11.0%～11.4% <p>※なお、2020 年（令和2年）までに、世界の都市総合ランキングにおいて、東京が 4 位→3 位に入ることについては、2016 年より継続して目標を達成しており、また、成長戦略フォローアップ 2020 においても、本年度「本目標を終了する」とされたことから、達成目標から削除する。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 都市再生緊急整備地域における優良な民間都市開発を誘発し、不動産活性化の呼び水とすることにより、我が国の活力の源泉である都市の活性化を図ることができる。</p>
10	有効性等	<p>① 適用数</p> <p>平成 29 年度：3 計画（3 件） 平成 30 年度：1 計画（1 件） 令和元年度：1 計画（1 件） 令和 2 年度：1 計画（1 件）（見込み） 令和 3 年度：2 計画（4 件）（見込み） 令和 4 年度：3 計画（6 件）（見込み）</p> <p>※平成 29～令和2年度実績については、認定事業者に対するアンケート調査の集計値（実数） 令和3年度、令和4年度見込みについては、令和2年度から継続して適用されることが明らかな計画数の実数に、本特例の年平均新規適用計画数（※年平均 1 計画）を加えることで推計。 ※R3年度（2計画）：R2年度からの継続適用数1＋新規適用1 ※R4年度（3計画）：R3年度からの継続適用数2＋新規適用1</p> <p>・当初の計画では、3計画程度の適用数を見込んでいたところ、本特例措置の適用数が年平均2計画程度であることから、現状の適用件数が僅少とは言えない。</p> <p>・「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」に記載される数値は、本件と同様の他の租税特別措置の適用件数及び適用額が合算された数値であり、本特別措置に係る数値のみを抽出することはできないため、租特透明化法に基づき把握される情報を用いることはできない。</p>
		<p>② 適用額</p> <p>平成 29 年度：825 百万円 平成 30 年度：453 百万円 令和元年度：388 百万円 令和 2 年度：664 百万円（見込み） 令和 3 年度：711 百万円（見込み） 令和 4 年度：1,065 百万円（見込み）</p> <p>※平成 29～令和2年度実績については、認定事業者に対するアンケート調査の集計値（実数）もどに、法人税率（平成 29 年度 23.4%、平成 30 年度以降 23.2%）で割り戻して推計したもの。 令和3年度、令和4年度見込みについては、令和2年度から継続</p>

		<p>して適用されることが明らかな計画数の実数に、本特例の年平均新規適用計画数を加えることで推計した適用計画数に、平均減収額を乗じ、法人税率で割り戻して推計したものである。</p> <ul style="list-style-type: none"> 本特例措置は、都市の再生の拠点として緊急かつ重点的に市街地の整備を推進すべき地域である都市再生緊急整備地域における優良な民間都市開発事業を推進するための制度であって、当該事業を施行する能力のある民間事業者であれば一律に適用されるものである。また、都市再生緊急整備地域において法人税の適用を受けた事業者について、その企業規模等の偏りは見られないことから、想定外に特定の者に偏るといふ蓋然性は低い。 																					
	③ 減収額	<p>（単位：百万円）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R 元年</th> <th>R2</th> <th>R3</th> <th>R4</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>区分</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>見込</td> <td>見込</td> <td>見込</td> </tr> <tr> <td>法人税</td> <td>193</td> <td>105</td> <td>90</td> <td>154</td> <td>165</td> <td>247</td> </tr> </tbody> </table> <p>※平成 29～令和2年度実績については、認定事業者に対するアンケート調査による減収額の集計値 ※令和3年度、令和4年度見込みについては、令和2年度から継続して適用されることが明らかな計画数の実数に、本特例の年平均新規適用計画数を加えることで推計した適用計画数に、平均減収額を乗じて推計したものである。</p> <p>※R3年度（165 万円） ：R3年度の適用数見込み（2計画）※上記適用数より ×事業1計画あたりの減収見込み（82 百万円）</p> <p>※R4年度（247 万円） ：R4年度の適用数見込み（3計画）※上記適用数より ×事業1計画あたりの減収見込み（82 百万円）</p> <p>・「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」に記載される数値は、本件と同様の他の租税特別措置の適用件数及び適用額が合算された数値であり、本特別措置に係る数値のみを抽出することはできないため、租特透明化法に基づき把握される情報を用いることはできない。</p>	年度	H29	H30	R 元年	R2	R3	R4	区分				見込	見込	見込	法人税	193	105	90	154	165	247
年度	H29	H30	R 元年	R2	R3	R4																	
区分				見込	見込	見込																	
法人税	193	105	90	154	165	247																	
	④ 効果	<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 民間都市再生事業計画は、令和2年4月末現在 132 計画が認定され、都市再生に向けた民間都市開発事業の促進が着実に図られている。具体的には、都市再生緊急整備地域（特定都市再生緊急整備地域を含む。）における都市開発事業の平成 24 年度から令和2年度までの建設投資額（見込含む）は約 8.8 兆円となり、令和2年度までの政策目標（8～11 兆円）を概ね達成する見込みである。また、令和3年度に 0.94 兆円、令和4年度に 0.86 兆円の建設投資が見込まれており、令和 3・4 年度の 2 年間の建設投資累計額の目標（1.4 兆円～2.0 兆円）についても約 1.9 兆円にて達成見込みである。なお、上記建設投資額のうち、本特例により直接的に引き起こされる認定都市再生事業の建設投資額は 1.2 兆円であり、目標の約 6 割の進捗に寄与している。 また、本特例により同地域における優良な都市開発事業が促進された結果、都市開発事業の行われた区域面積割合は、平成 30 年度</p>																					

	<p>(9.1%)を初期値として、令和2年度時点で10.79%となる見込みであり、過去2年間で1.69%の都市開発区域面積割合が増加する見込みである。令和4年度には、11.26%となる見込みであり、令和4年度までの目標(11.0%~11.4%)についても達成見込みである。</p> <p>また、世界の都市総合ランキングにて東京が3位以内となることを目標としていたところ、都市再生事業の進展により、魅力ある商業施設や文化施設・ホテル等の整備が進み、「文化・交流」の指標等のスコアが向上し、平成28年度に東京の順位は3位となり、令和元年度時点の順位も3位と目標を達成しているが、アジアにおいてシンガポールやソウル等の諸都市が総合力(スコア)を高めており、引き続き東京の魅力を高め、順位を維持・向上することが必要である。</p> <p>【建設投資額】 ※内閣府「自治体に対する都市開発事業に係るアンケート調査」より ※上段:単年度 下段:累計金額 (兆円) 目標値リセット</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>H24</th><th>H25</th><th>H26</th><th>H27</th><th>H28</th><th>H29</th><th>H30</th><th>R1</th><th>R2</th><th>R3</th><th>R4</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0.78</td><td>0.80</td><td>0.65</td><td>0.93</td><td>1.02</td><td>1.09</td><td>1.08</td><td>1.28</td><td>1.11</td><td>0.94</td><td>0.86</td> </tr> <tr> <td>0.78</td><td>1.58</td><td>2.24</td><td>3.18</td><td>4.20</td><td>5.30</td><td>6.38</td><td>7.66</td><td>8.78</td><td>0.94</td><td>1.90</td> </tr> </tbody> </table> <p>【都市開発事業の行われた区域面積割合】 ※H30:9.11%が初期値 ※内閣府「自治体に対する都市開発事業に係るアンケート調査」より ※上段:単年度 下段:累計金額 (%)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>H30</th><th>R1</th><th>R2</th><th>R3</th><th>R4</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>—</td><td>0.92%</td><td>0.77%</td><td>0.28%</td><td>0.19%</td> </tr> <tr> <td>9.11%</td><td>10.02%</td><td>10.79%</td><td>11.08%</td><td>11.26%</td> </tr> </tbody> </table> <p>【世界の都市総合ランキング】 ※森記念財団「世界の都市総合ランキング」より</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>H24</th><th>H25</th><th>H26</th><th>H27</th><th>H28</th><th>H29</th><th>H30</th><th>R1</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4位</td><td>4位</td><td>4位</td><td>4位</td><td>3位</td><td>3位</td><td>3位</td><td>3位</td> </tr> </tbody> </table> <p>また、令和4年度までの政策目標は、都市再生緊急整備地域(特定都市再生緊急整備地域を含む。)における1.4~2.0兆円の建設投資累計額、11.0~11.4%の都市開発事業が行われた区域面積割合であるところ、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響を受け、都市開発事業の見通しは不透明であるが、本特例により引き続き都市再生を推進し、現在見込まれている都市開発(1.9兆円、11.26%)を確実に実施することで、目標を達成することを目指す。</p> <p>《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》 本租税特別措置により、税制上のインセンティブを与えることで、都市再生緊急整備地域における優良な民間都市開発事業が推進され、都市再生及び都市の魅力の向上を図ることが出来る。具体的には、本特例措置により、公共施設や建築物の環境性能等の整備水準の引き上げによる費用増加分を賄うことができ、より魅力の高い優良な都市再生事業を推進するためのインセンティブとなる。</p> <p>⑤: 租税減を是認する理由等 本特例措置により誘発された都市再生緊急整備地域(特定都市再生緊急整備地域を含む。)における認定事業(132計画)の建設投資累計額は77,332億円、経済波及効果は194,542億円、租税増効果は20,476億円と試算されることから、今後も租税減を是認するに足る効</p>	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	0.78	0.80	0.65	0.93	1.02	1.09	1.08	1.28	1.11	0.94	0.86	0.78	1.58	2.24	3.18	4.20	5.30	6.38	7.66	8.78	0.94	1.90	H30	R1	R2	R3	R4	—	0.92%	0.77%	0.28%	0.19%	9.11%	10.02%	10.79%	11.08%	11.26%	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	4位	4位	4位	4位	3位	3位	3位	3位
H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4																																																							
0.78	0.80	0.65	0.93	1.02	1.09	1.08	1.28	1.11	0.94	0.86																																																							
0.78	1.58	2.24	3.18	4.20	5.30	6.38	7.66	8.78	0.94	1.90																																																							
H30	R1	R2	R3	R4																																																													
—	0.92%	0.77%	0.28%	0.19%																																																													
9.11%	10.02%	10.79%	11.08%	11.26%																																																													
H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1																																																										
4位	4位	4位	4位	3位	3位	3位	3位																																																										

			果が期待される。
11	相当性	①: 租税特別措置等によるべき妥当性等	本特例措置は割増償却であり、最終的な納税額に変化は生じないため、補助金に比して国庫への負担が少なく、的確かつ効率的な措置である。
		②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担	本特例措置と併せて金融支援を行っているが、当該金融支援は、民間金融機関からの調達が困難なミドルリスクの部分を補充し、事業の立ち上げを支援するものである。 一方、本特例措置は、民間都市開発事業に必要な不動産取引等に係るコストを低減することで当該事業の採算性を向上させ、事業実施決断するインセンティブを与えるものであり、両者の役割分担は明確である。
		③: 地方公共団体が協力する相当性	地方税に関係しない。
12	有識者の見解		—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成30年8月(H30 国交 09)

＜令和3年度税制改正要望関係＞ 租税特別措置等に係る政策評価の点検シート（R2国交05）

（評価実施府省：国土交通省）

【基本情報】

制度名 (措置名)	船舶に係る特別償却制度の延長 (船舶の特別償却)				
措置内容	平成30年度時点	海上運送業を営む法人が、海上運送業の経営の合理化及び環境負荷の低減に資する船舶の取得等をした場合には、船舶の区分に応じて、取得価額の16%又は18%の特別償却ができる。			
	令和元年度税制改正以後	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定先進船舶に該当する外航船舶に係る特別償却割合を18%（改正前：16%）（日本船舶に該当するものは20%（改正前：18%））に引上げ ・ 特定先進船舶に該当しない外航船舶に係る特別償却割合を15%（改正前：16%）（日本船舶に該当するものは17%（改正前：18%））に引下げ ・ 環境負荷低減に係る要件の見直し 			
	令和2年度税制改正以後	従前どおり			
政策目的	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国際社会からのCO2排出削減等の環境負荷の低減への要請に応え、エネルギー効率が高く環境にやさしい船舶の建造投資を促進することで、国際海上輸送や内航海運における環境負荷低減を図ること。 ・ IoTをはじめとした新技術の導入を促すことで、船主、備船者たるオペレーターの競争力をさらに図ること。 				
評価対象税目	義務対象		努力義務対象		
	法人税	法人住民税	法人事業税		
関係条項	租税特別措置法第43条、第68条の16				
要望内容	措置の適用期限を令和5年3月31日まで2年間延長する。				
創設年度	S26	過去の政策評価の実績	H22国交38、H24国交26、H26国交22、H28国交15、H30国交04	区分	延長

【適用状況】

	適用件数 (法人税・件)	適用総額 (法人税・千円)	適用額の 上位10社割合 (法人税・%)	地方税への影響額 (地方法人二税・地 方法人特別税・千 円)
H23	40	36,937,749	59.4%	5,071,732
H24	57	60,955,023	59.5%	7,999,248
H25	41	26,702,499	53.1%	3,440,348
H26	38	25,557,783	56.8%	3,320,502
H27	44	30,475,769	51.1%	3,723,644
H28	51	42,859,951	42.1%	5,089,259
H29	50	46,424,281	50.5%	5,216,305
H30	48	43,976,425	47.4%	5,078,854

※「適用件数」、「適用総額」及び「適用額の上位10社割合」は、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」（財務省）に基づき記載

※「地方税への影響額」は、「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」（総務省）に基づき記載

点検結果表

(行政機関名：国土交通省)

制度名	船舶に係る特別償却制度の延長		
税 目	法人税、法人住民税、法人事業税		
区 分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input checked="" type="checkbox"/> 延長

(1) 達成目標

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	なし。
【国土交通省の補足説明】	—
【点検結果】	なし。

(2) 過去の適用数

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	なし。
【国土交通省の補足説明】	—
【点検結果】	なし。

(3) 将来の適用数

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	なし。
【国土交通省の補足説明】	—
【点検結果】	なし。

(4) 過去の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	なし。
【国土交通省の補足説明】	—
【点検結果】	なし。

(5) 将来の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	① 内航船舶に関する将来の減収額（法人税、法人事業税及び法人住民税）について、平均船価に係る算定根拠（計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。
-------------------------	--

【国土交通省の補足説明】

① 算定根拠を事前評価書に追記いたしました。
※算定式、数値等は参考に別添を添付させていただきます。

【点検結果】

① 別紙中、平成29年度から令和元年度までの各年度の適用船舶船価に係る算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされておらず、また、別紙において算定されている減収見込額と評価書に記載されている減収見込額も一致しないことから、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

(6) 過去の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

① 外航船舶に関する達成目標（先進船舶：2022年までに89隻導入する）に対する過去の効果について、算定根拠（出典）が明らかにされていない。

② 内航船舶に関する全ての達成目標に対する過去の効果について、過去の適用数4件（令和元年度）は、10件未満と僅少であるにもかかわらず、その原因は分析されているものの、そのような適用実態を踏まえても本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であることが明らかにされていない。

③ 外航船舶に関する達成目標（CO₂：令和4年度までに日本商船隊の燃費効率を平成20年度比で21%改善する）に対する過去の効果について、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていない。

④ 外航船舶に関する達成目標（NO_x：新造船について22%の削減を行う（平成22年度比））に対する過去の効果について、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていない。

⑤ 外航船舶に関する達成目標（平成29年度時点における過去6年間の日本商船隊の輸送比率の平均である10%を元に、引き続きその輸送比率を維持する）に対する過去の効果について、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていない。

⑥ 外航船舶に関する達成目標（先進船舶：2022年までに89隻導入する）に対する過去の効果について、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていない。

⑦ 内航船舶に関する達成目標（CO₂：令和4年度までに年間約9万トンCO₂の削減（省エネに資する船舶の年間70隻に相当）を図る）に対する過去の直接的な効果について、「本租税特別措置を活用した事業者が、「本租税特別措置が船舶の建造に影響を与えた」とアンケート調査により回答しており」と説明されているが、過去の効果から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていない。

⑧ 内航船舶に関する達成目標（NO_x：新造船について22%の削減を行う（平成22年度比））に対する過去の直接的な効果について、「本租税特別措置を活用した事業者が、「本租税特別措置が船舶の建造に影響を与えた」とアンケート調査により回答しており」と説明されているが、過去の効果から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていない。

【国土交通省の補足説明】

① 事前評価書に追記いたしました。

② 船舶のCO₂排出量は大きさにも比例することから、必ずしも隻数が僅少であるから効果が小さいということではない。令和元年の適用実績4件中2件は大型船での活用であったため、約1.8万トンのCO₂削減に寄与しており、直接的な効果は一定数あるものと思料。

③ 本制度を活用した船舶を投入することにより、平成28年度比で令和元年度の日本商船隊の燃費が0.7%改善されております。

④ CO₂排出量の削減とNO_x排出量の削減は相反関係にあり、CO₂排出量の削減によりNO_x排出量の増加が懸念されることから、NO_x排出量に係る目標を設定しているところです。なお、NO_x排出量については、事業者への調査により把握に努め

<p>ております。</p> <p>⑤ 本制度を活用することにより投入された船舶（平成29年度から令和元年度）は125隻となり、また、令和元年度における日本商船隊の1隻あたりの輸送量は0.4百万トンとなります。本制度により投入された船舶と1隻あたりの輸送量とを乗じると50百万トンとなり、この50百万トンと世界の海上荷動き量11,887百万トンの商の0.4%が本制度の直接的効果となります。</p> <p>⑥ 物流の上流部分（運送部分）を担う外航海運分野にIoT等の最新技術を活用する先進船舶を導入することにより、物流の透明化・効率化や安全性向上等を図り、荷主ニーズに対応した「強い物流（高品質で低コストな物流）」の実現に寄与しています。</p> <p>⑦ 本税制措置を活用することにより、建造初期のキャッシュフローに余裕が生じることや、借入の早期返済が可能となることから金利負担が軽減されること等、インセンティブとして影響を与えている。</p> <p>⑧ ⑦と同じ</p> <p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p> <p>② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、「令和元年の適用実績4件中2件は大型船での活用であったため、約1.8万トンのCO2削減に寄与しており、直接的な効果は一定数あるものと思料」との説明では、内航船舶に関する達成目標（NOx：新造船について22%の削減を行う（平成22年度比））との関係が明らかにされておらず、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p> <p>③ 「本制度を活用した船舶を投入することにより、平成28年度比で令和元年度の日本商船隊の燃費が0.7%改善されております」との説明では、「本制度を活用した船舶」が、本特例措置があることによって投入された（本特例措置がなければ投入されなかった）船舶であるかが明らかにされておらず、また、「平成20年度比で21%改善する」という達成目標の実現状況に対する本特例措置の直接的効果が明らかにされていないことから、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p> <p>④ 「NOx排出量については、事業者への調査により把握に努めております」との説明では、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p> <p>⑤ 「本制度により投入された船舶と1隻あたりの輸送量とを乗じると50百万トンとなり、この50百万トンと世界の海上荷動き量11,887百万トンの商の0.4%が本制度の直接的効果となります」との説明では、「本制度により投入された船舶」が、本特例措置があることによって投入された（本特例措置がなければ投入されなかった）船舶であるかが明らかにされておらず、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p> <p>⑥ 「物流の上流部分（運送部分）を担う外航海運分野にIoT等の最新技術を活用する先進船舶を導入することにより、物流の透明化・効率化や安全性向上等を図り、荷主ニーズに対応した「強い物流（高品質で低コストな物流）」の実現に寄与しています」との説明では、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p> <p>⑦・⑧ 「本税制措置を活用することにより、建造初期のキャッシュフローに余裕が生じることや、借入の早期返済が可能となることから金利負担が軽減されること等、インセンティブとして影響を与えている」との説明では、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

(7) 将来の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 外航船舶に関する達成目標（CO2：令和4年度までに日本商船隊の燃費効率を平成20年度比で21%改善する）に対する将来の効果について、「R2年度からR4年度の値については推計値」と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。</p>

<p>② 外航船舶に関する達成目標（NOx：新造船について22%の削減を行う（平成22年度比））に対する将来の効果について、「R2年度からR4年度の値については推計値」と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。</p> <p>③ 外航船舶に関する達成目標（平成29年度時点における過去6年間の日本商船隊の輸送比率の平均である10%を元に、引き続きその輸送比率を維持する）に対する将来の効果について、「R2年度からR4年度の値については推計値」と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。</p> <p>④ 外航船舶に関する達成目標（先進船舶：2022年までに89隻導入する）に対する将来の効果について、「R2年度からR4年度の値については推計値」と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。</p> <p>⑤ 内航船舶に関する達成目標（CO2：令和4年度までに年間約9万トンCO2の削減（省エネに資する船舶の年間70隻に相当）を図る）に対する将来の効果について、「令和2～4年度については推定値」と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。</p> <p>⑥ 内航船舶に関する達成目標（NOx：新造船について22%の削減を行う（平成22年度比））に対する将来の効果について、「令和2～4年度については推定値」と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。</p> <p>⑦ 内航船舶に関する全ての達成目標に対する将来の効果について、予測される将来の適用数9件（令和2年度から4年度まで）は、10件未満と僅少であるにもかかわらず、その原因が分析されておらず、そのような適用見込みを踏まえても本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であることが明らかにされていない。</p> <p>⑧ 外航船舶に関する達成目標（CO2：令和4年度までに日本商船隊の燃費効率を平成20年度比で21%改善する）に対する将来の効果について、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が予測されておらず、事後的に直接的な効果を検証する方法も明らかにされていない。</p> <p>⑨ 外航船舶に関する達成目標（NOx：新造船について22%の削減を行う（平成22年度比））に対する将来の効果について、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が予測されておらず、事後的に直接的な効果を検証する方法も明らかにされていない。</p> <p>⑩ 外航船舶に関する達成目標（平成29年度時点における過去6年間の日本商船隊の輸送比率の平均である10%を元に、引き続きその輸送比率を維持する）に対する将来の効果について、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が予測されておらず、事後的に直接的な効果を検証する方法も明らかにされていない。</p> <p>⑪ 外航船舶に関する達成目標（先進船舶：2022年までに89隻導入する）に対する将来の効果について、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が予測されておらず、事後的に直接的な効果を検証する方法も明らかにされていない。</p> <p>⑫ 内航船舶に関する達成目標（CO2：令和4年度までに年間約9万トンCO2の削減（省エネに資する船舶の年間70隻に相当）を図る）に対する将来の効果について、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が予測されておらず、事後的に直接的な効果を検証する方法も明らかにされていない。</p> <p>⑬ 内航船舶に関する達成目標（NOx：新造船について22%の削減を行う（平成22年度比））に対する将来の効果について、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が予測されておらず、事後的に直接的な効果を検証する方法も明らかにされていない。</p>
--

【国土交通省の補足説明】

<p>① 耐用年数を迎えた船舶が環境性能に優れた新たな船舶と入れ替わることとの想定のもと試算しております。</p> <p>② CO2排出量の削減とNOx排出量の削減は相反関係にあり、CO2排出量の削減によりNOx排出量の増加が懸念されることから、NOx排出量に係る目標を設定しているところです。なお、NOx排出量については、事業者への調査により把握に努めております。</p>

- ③ 日本商船隊の輸送比率は、(我が国商船隊の輸送量/世界の海上荷動き量)で算出しており、新型コロナウイルス感染拡大の影響で海上輸送量が見通せない中、目標値を見込み値として記載しました。
- ④ イノベーター理論の正規分布を基に試算しております。イノベーター理論とは、新しい製品、サービスの市場への普及率を表したマーケティング理論です。
- ⑤ 事前評価書に追記いたしました。
- ⑥ 事前評価書に追記いたしました。
- ⑦ 船舶のCO₂排出量は大きさにも比例することから、必ずしも将来の適用隻数が10隻未満であるから効果が小さいということではない。
- ⑧ 本制度を活用した船舶を投入することにより、令和元年度比で令和4年度の日本商船隊の燃費が0.8%改善することを見込んでおります。また、事後的に直接的な効果を検証する方法については本制度の活用に係るアンケート調査により把握しております。
- ⑨ CO₂排出量の削減とNO_x排出量の削減は相反関係にあり、CO₂排出量の削減によりNO_x排出量の増加が懸念されることから、NO_x排出量に係る目標を設定しているところです。なお、NO_x排出量については、事業者への調査により把握に努めております。
- ⑩ 将来の効果については、事前評価書に追記いたしました。なお、今後も引き続きアンケート等で効果を調査し、検証を行うこととしたい。
- ⑪ 物流の上流部分(運送部分)を担う外航海運分野にIoT等の最新技術を活用する先進船舶を導入することにより、引き続き物流の透明化・効率化や安全性向上等を図り、荷主ニーズに対応した「強い物流(高品質で低コストな物流)」の実現に寄与できると見込んでおります。
- ⑫ -
- ⑬ ⑫に同じ

【点検結果】

- ① 「耐用年数を迎えた船舶が環境性能に優れた新たな船舶と入れ替わることとの想定のもと試算しております」との説明では、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。
- ② 「NO_x排出量については、事業者への調査により把握に努めております」との説明では、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。
- ③ 「日本商船隊の輸送比率は、(我が国商船隊の輸送量/世界の海上荷動き量)で算出しており、新型コロナウイルス感染拡大の影響で海上輸送量が見通せない中、目標値を見込み値として記載しました」との説明では、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。
- ④ 「イノベーター理論の正規分布を基に試算しております」との説明では、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。
- ⑤・⑥ 「R2年度以降については、過去の実績(直近3年間(H29~R1)の平均)をもとに推計」との説明では、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。
- ⑦ 「船舶のCO₂排出量は大きさにも比例することから、必ずしも将来の適用隻数が10隻未満であるから効果が小さいということではない」との説明では、内航船舶に関する各達成目標との関係が具体的に明らかにされておらず、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。
- ⑧ 「本制度を活用した船舶を投入することにより、令和元年度比で令和4年度の日本商船隊の燃費が0.8%改善することを見込んでおります」との説明では、「本制度を活用した船舶」が、本特例措置があることによって投入される(本特例措置がなければ投入されない)船舶であるかが明らかにされておらず、また、「平成20年度比で21%改善する」という達成目標の実現状況に対する本特例措置の直接的効果が明らかにされていない。加えて、「本制度の活用に係るアンケート調査」の具体的な内容も明らかにされていないことから、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。
- ⑨ 「NO_x排出量については、事業者への調査により把握に努めております」との説明では、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点

を課題とする。

- ⑩ 「今後も引き続きアンケート等で効果を調査し、検証を行うこととしたい」との説明では、「アンケート等」の具体的な内容が明らかにされておらず、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。
- ⑪ 「物流の上流部分(運送部分)を担う外航海運分野にIoT等の最新技術を活用する先進船舶を導入することにより、引き続き物流の透明化・効率化や安全性向上等を図り、荷主ニーズに対応した「強い物流(高品質で低コストな物流)」の実現に寄与できると見込んでおります」との説明では、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。
- ⑫・⑬ 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

点検項目(5)、(6)及び(7)に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

(別紙)

船舶の特別償却に係る減収見込額（延長）（内航）

○ 減収見込額 : 1,531 百万円

○ 適用隻数見込 : 12 隻 (うち高度環境低負荷船 4 隻)

・過去3年間(平成29年度～令和元年度)の新造船(300トン以上)に占める特別償却制度利用船舶隻数

<延長部分>

○ 減収見込額(以下「減収見込額①②」の合計) : 1,531 百万円

【高度環境低負荷船】

(平均船価) (適用見込隻数) (特償率) (法人税率) (減収見込額①)
 5,553 百万円※3 × 3 隻 × 18% × 23.2% = 696 百万円

【環境低負荷船】

(平均船価) (適用見込隻数) (特償率) (法人税率) (減収見込額②)
 3,750 百万円※3 × 6 隻 × 16% × 23.2% = 835 百万円

※3 平均船価 : 過去3年間(平成29年度～令和元年度)の本税制利用船舶の船価の平均

10-22

船舶に係る特別償却制度（減収見込額の積算根拠）

○ 現行の制度を延長した場合における減収見込み額について

(1) 適用見込隻数(過去3年間の適用船舶平均隻数)

ア) 高度環境低負荷船 3 隻
 イ) 環境負荷低減船 6 隻

過去3年間の適用船舶隻数

	H29年度	H30年度	H31年度	過去3か年合計	過去3か年平均
ア)	6 隻	2 隻	2 隻	10 隻	3 隻
イ)	9 隻	6 隻	2 隻	17 隻	6 隻
合計	15 隻	8 隻	4 隻	27 隻	9 隻

(2) 減収見込額

ア) 高度環境低負荷船
 平均船価 適用隻数 特償率 法人税率 見込額①
 5,553 百万円 × 3 隻 × 18% × 23.2% = 696 百万円

イ) 環境負荷低減船
 平均船価 適用隻数 特償率 法人税率 見込額②
 3,750 百万円 × 6 隻 × 16% × 23.2% = 835 百万円

平均船価

	H29年度	H30年度	H31年度	過去3か年適用船舶船価合計
ア)	37,299 百万円	8,737 百万円	9,489 百万円	55,525 百万円
イ)	29,806 百万円	32,393 百万円	1,550 百万円	63,749 百万円
合計	67,105 百万円	41,130 百万円	11,039 百万円	119,274 百万円

	過去3か年適用船舶船価合計	過去3か年適用船舶隻数	平均船価
→ ア)	55,525 百万円	10 隻	5,553 百万円
→ イ)	63,749 百万円	17 隻	3,750 百万円

(3) 令和3年度要求に係る減収見込額

見込額①+②
 696 百万円 + 835 百万円 = 1,531 百万円

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	船舶に係る特別償却制度の延長
2	対象税目	①: 政策評価の対象税目 法人税: 義(国税13) 法人事業税: 義、法人住民税: 義(自動連動)
		②: 上記以外の税目 所得税: 外
3	要望区分等の別	【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】
4	内容	《現行制度の概要》 海上運送業を営む個人または法人が、環境負荷の低減に資する船舶等の取得をした場合には、船舶の区分に応じて特別償却を可能とする。 【外航】 (環境負荷低減船) 外航日本船舶……………特別償却率 17/100 外航日本船舶以外の船舶……………特別償却率 15/100 (先進船舶) 外航日本船舶……………特別償却率 20/100 外航日本船舶以外の船舶……………特別償却率 18/100 【内航】 (高度環境低負荷船)……………特別償却率 18/100 (環境低負荷船)……………特別償却率 16/100
		《要望の内容》 適用期限を2年間延長し、令和5年3月31日(所得税は令和5年12月31日)までとする。
		《関係条項》 租税特別措置法第11条、第43条、第66条の6、第68条の16 同法施行令第5条の8、第28条、第39条の14～20、第39条の49 海上運送法第2条、第39条の10～11 同法施行規則第42条の8～12 船員法第117条の3 船舶職員及び小型船舶操縦者法第2条、第18条、第20条、第23条の31～32 臨時船舶建造調整法第2～4条 船舶法第1条、第20条 船舶のトン数の測度に関する法律第4条 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第19条の3、第19条の25～26 同法施行令第11条の7 二酸化炭素放出抑制船舶の二酸化炭素抑制指標に関する基準を定める省令第1条

5	担当部局	海事局外航課、内航課、船舶産業課
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期: 令和2年9月 分析対象期間: 平成29年度～令和4年度
		7
8	適用又は延長期間	2年間(令和3年度～4年度)
9	必要性等	①: 政策目的及びその根拠
		《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 国際社会からのCO2排出削減等の環境負荷の低減への要請に応え、エネルギー効率がよく環境にやさしい船舶の建造投資を促進することで、国際

		<p>海上輸送や内航海運における環境負荷低減を図ることを目的とする。また、IoTをはじめとした新技術の導入を促すことで、船主、備船者たるオペレーターの競争力をさらに図ることを目的とする。</p> <p>《政策目的の根拠》 (外航) ・第169回国会「海上運送法及び船員法の一部を改正する法律(法律第53号)審議」における附帯決議 「船舶の特別償却制度、固定資産税、登録免許税等トン数標準税制以外の税制(中略)の充実等により、国際的な競争条件の均衡化のため更なる制度改善に努めること。」</p> <p>(内航) ・「交通政策基本計画」(平成27年2月13日閣議決定)該当箇所抜粋 「基本方針C. 持続可能で安心・安全な交通に向けた基盤づくり」 「目標④さらなる低炭素化、省エネ化等の環境対策を進める」 ・「地球温暖化対策計画」(平成28年5月13日閣議決定) 該当箇所抜粋 第2節 地球温暖化対策・施策 1. 温室効果ガスの排出削減、吸収等に関する対策・施策 (1) 温室効果ガスの排出削減対策・施策 ① エネルギー起源二酸化炭素 D. 運輸部門の取組 (g) 鉄道、船舶、航空機の対策 ○船舶分野の省エネ化 船舶部門においては、革新的な省エネルギー技術の実証を行うなど、省エネルギーに資する船舶等の普及促進を図ってきたところであり、今後も引き続きこうした船舶の普及促進を図る。</p>
②	政策体系における政策目的の位置付け	<p>(外航) 政策目標 6: 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化 施策目標 19: 海上物流基盤の強化等総合的な物流体系整備の推進、みなとの振興、安定的な国際海上輸送の確保を推進する に包含。 (内航) 政策目標 3: 地球環境保全 施策目標 9: 地球温暖化防止等の環境保全 に包含。</p>
③	達成目標及びその実現による寄与	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 (外航) ・CO2削減: 令和12年度までに日本商船隊の燃費効率を平成20年度比で40%改善する(排出原単位ベース。設備以外の運航効率化も含む。) ・NOx削減: 新造船について平成23年からの国際海事機関(IMO)二次規制削減率(一次規制値比20%削減)を上回る22%削減する。 ・我が国の外航海運の発展を図るため、国際競争力の強化を図り安定的な国際海上輸送を確保することとし、平成29年度時点における過去6年間の日本商船隊の輸送比率の平均である10%を元に、引き続きその輸送比率を維持する。 ・先進船舶を2025年までに340隻導入する。 【要望期間中の達成目標(測定指標)】 ・国際海運のCO2、NOxの削減に向けた主導的貢献 CO2: 令和4年度までに日本商船隊の燃費効率を平成20年度比で21%改</p>

		<p>善する。 NOx: 新造船について22%の削減を行う(平成22年度比) ・我が国の外航海運の発展を図るため、平成29年度時点における過去6年間の日本商船隊の輸送比率の平均である10%を元に、引き続きその輸送比率を維持する。 先進船舶: 2022年までに89隻導入する。</p> <p>(内航) ・CO2、NOxの削減に向けた環境低負荷船等の普及促進 CO2: 令和12年度までに省エネに資する船舶(1,190隻程度)を普及させ、157万トンCO2の削減を図る。 NOx: 新造船について平成23年からの国際海事機関(IMO)二次規制削減率(一次規制値比20%削減)を上回る22%の削減を行う。 【要望期間中の達成目標(測定指標)】 ・CO2: 令和4年度までに年間約9万トンCO2の削減(省エネに資する船舶の年間70隻に相当)を図る。 ・NOx: 新造船について22%の削減を行う(平成22年度比)</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 (外航) 国際海上貿易量の長期的かつ安定的な増大が見込まれる中、国際社会からも日本商船隊のCO2排出削減が求められているところ、達成目標を実現することで、エネルギー効率が高く環境に優しい船舶の建造を促進し、要請に応えた日本商船隊の整備に寄与する。また、先進船舶の導入促進によりIoTをはじめとした新技術の導入を促すことで、船主、備船者たるオペレーターの競争力の向上に寄与する。</p>																												
10	有効性等	<p>①: 適用数</p> <p>(内航) 我が国の国民生活や経済活動を支える基幹的輸送インフラであり、また、旅客面では地域社会におけるライフラインとなっている内航海運について、社会的要請として、船舶分野からのCO2排出削減が求められているところ、環境への負荷の低減に資する船舶の導入を促進することで、環境負荷低減に寄与する。</p> <p>・租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律に基づく実態調査では、外航船舶、内航船舶の合計が記載されている。外航、内航それぞれにおいて政策目的・要件等が異なることから、海事局において「外航海運における税制利用状況調査」及び「内航貨物船に係る税制利用状況調査」を実施し、適用数の把握を行っている。</p> <p>(外航) 【適用隻数】【法人税・法人事業税・法人住民税】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R1</th> <th>R2</th> <th>R3</th> <th>R4</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>区分</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>外航日本船舶(隻)</td> <td>1 (1)</td> <td>6 (4)</td> <td>4 (2)</td> <td>4 (2)</td> <td>4 (2)</td> <td>4 (2)</td> </tr> <tr> <td>外航日本船舶以外の船舶(隻)</td> <td>29 (15)</td> <td>32 (18)</td> <td>53 (28)</td> <td>38 (20)</td> <td>38 (20)</td> <td>38 (20)</td> </tr> </tbody> </table> <p>〈適用者〉(社)</p>	年度	H29	H30	R1	R2	R3	R4	区分							外航日本船舶(隻)	1 (1)	6 (4)	4 (2)	4 (2)	4 (2)	4 (2)	外航日本船舶以外の船舶(隻)	29 (15)	32 (18)	53 (28)	38 (20)	38 (20)	38 (20)
年度	H29	H30	R1	R2	R3	R4																								
区分																														
外航日本船舶(隻)	1 (1)	6 (4)	4 (2)	4 (2)	4 (2)	4 (2)																								
外航日本船舶以外の船舶(隻)	29 (15)	32 (18)	53 (28)	38 (20)	38 (20)	38 (20)																								

	<p>※ H29～R1 については、海事局外航課による「外航海運における税制利用状況調査」により適用状況を把握。</p> <p>※ 令和2年度以降については過去の実績(直近3年間(H29～R1)の平均)をもとに推計。</p> <p>※ H29～30 については環境負荷低減船の適用実績、R1 以降は環境負荷低減船及び先進船舶の適用実績又は推計値</p> <p>(内航) 【適用隻数】【法人税・法人事業税・法人住民税】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R1</th> <th>R2</th> <th>R3</th> <th>R4</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>内航環境 低負荷船舶(隻)</td> <td>9</td> <td>6</td> <td>2</td> <td>6</td> <td>6</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>(適用者)(社)</td> <td>(7)</td> <td>(5)</td> <td>(2)</td> <td>(5)</td> <td>(5)</td> <td>(5)</td> </tr> <tr> <td>高度内航環境 低負荷船舶(隻)</td> <td>6</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>3</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>(適用者)(社)</td> <td>(5)</td> <td>(2)</td> <td>(2)</td> <td>(3)</td> <td>(3)</td> <td>(3)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ R1 年度までは海事局内航課による「内航貨物船に係る税制利用状況調査」により適用状況を把握。</p> <p>※ R2年度以降については、過去の実績(直近3年間(H29～R1)の平均)をもとに推計。</p> <p>・令和元年度適用数について、前回の本税制特例措置に関する政策評価では、「内航環境低負荷船舶」及び「高度内航環境低負荷船舶」の合計を14隻と想定している一方、実際の環境低負荷に資する船舶は4隻となった原因としては、前年に比して、R1年度の船舶建造数が減少(H30:90隻→R1:66隻)したことが影響しており、適用数が想定外に僅少とは言えない。</p>		H29	H30	R1	R2	R3	R4	内航環境 低負荷船舶(隻)	9	6	2	6	6	6	(適用者)(社)	(7)	(5)	(2)	(5)	(5)	(5)	高度内航環境 低負荷船舶(隻)	6	2	2	3	3	3	(適用者)(社)	(5)	(2)	(2)	(3)	(3)	(3)
	H29	H30	R1	R2	R3	R4																														
内航環境 低負荷船舶(隻)	9	6	2	6	6	6																														
(適用者)(社)	(7)	(5)	(2)	(5)	(5)	(5)																														
高度内航環境 低負荷船舶(隻)	6	2	2	3	3	3																														
(適用者)(社)	(5)	(2)	(2)	(3)	(3)	(3)																														
②: 適用額	<p>・租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律に基づく実態調査では、外航船舶、内航船舶の合計が記載されている。外航、内航それぞれにおいて政策目的・要件等が異なることから、海事局において「外航海運における税制利用状況調査」及び「内航貨物船に係る税制利用状況調査」を実施し、適用数の把握を行っている。</p> <p>(外航) 【適用額】【法人税・法人事業税・法人住民税】 (単位:百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R1</th> <th>R2</th> <th>R3</th> <th>R4</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>区分</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>外航日本船舶</td> <td>706</td> <td>7,457</td> <td>2,781</td> <td>3,529</td> <td>3,529</td> <td>3,529</td> </tr> <tr> <td>外航日本船舶 以外の船舶</td> <td>25,490</td> <td>26,994</td> <td>44,999</td> <td>32,592</td> <td>32,592</td> <td>32,592</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ H29～R1 については、海事局外航課による「外航海運における税制利用状況調査」により適用状況を把握。</p> <p>※ R2年度以降については過去の実績(直近3年間の平均(H29～R1))をもとに推計。</p> <p>※ H30-R1年度適用者数は合計で35社であることから、特定の者への偏りはない。</p>	年度	H29	H30	R1	R2	R3	R4	区分							外航日本船舶	706	7,457	2,781	3,529	3,529	3,529	外航日本船舶 以外の船舶	25,490	26,994	44,999	32,592	32,592	32,592							
年度	H29	H30	R1	R2	R3	R4																														
区分																																				
外航日本船舶	706	7,457	2,781	3,529	3,529	3,529																														
外航日本船舶 以外の船舶	25,490	26,994	44,999	32,592	32,592	32,592																														

	<p>(内航) 【適用額】 (単位:百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R1</th> <th>R2</th> <th>R3</th> <th>R4</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>内航環境 低負荷船舶</td> <td>4,200</td> <td>4,893</td> <td>248</td> <td>3,114</td> <td>3,114</td> <td>3,114</td> </tr> <tr> <td>高度内航環境 低負荷船舶</td> <td>6,706</td> <td>1,472</td> <td>1,708</td> <td>3,295</td> <td>3,295</td> <td>3,295</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ R1年度までは海事局内航課による「内航海運業に係る税制利用状況調査」により適用状況を把握</p> <p>※ R2年度以降については、過去の実績(直近3年間(H29～R1)の平均)をもとに推計。</p> <p>・なお、H29-R1年度における本租税特別措置の適用者数は合計23社であり、適用実績に比して特定の者への偏りもない。</p>		H29	H30	R1	R2	R3	R4	内航環境 低負荷船舶	4,200	4,893	248	3,114	3,114	3,114	高度内航環境 低負荷船舶	6,706	1,472	1,708	3,295	3,295	3,295																																			
	H29	H30	R1	R2	R3	R4																																																			
内航環境 低負荷船舶	4,200	4,893	248	3,114	3,114	3,114																																																			
高度内航環境 低負荷船舶	6,706	1,472	1,708	3,295	3,295	3,295																																																			
③: 減収額	<p>・租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律に基づく実態調査では、外航船舶、内航船舶の合計が記載されている。外航、内航それぞれにおいて政策目的・要件等が異なることから、海事局において「外航海運における税制利用状況調査」及び「内航貨物船に係る税制利用状況調査」を実施し、適用数の把握を行っている。</p> <p>(外航) 【減収額】【法人税】 (単位:百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R1</th> <th>R2</th> <th>R3</th> <th>R4</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>区分</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>外航日本船舶</td> <td>165</td> <td>1,730</td> <td>645</td> <td>819</td> <td>819</td> <td>819</td> </tr> <tr> <td>外航日本船舶 以外の船舶</td> <td>5,965</td> <td>6,263</td> <td>10,440</td> <td>7,561</td> <td>7,561</td> <td>7,561</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 海事局外航課による「外航海運における税制利用状況調査」により適用状況を把握</p> <p>※ 適用額(調査により把握) × 法人税率により算出</p> <p>※ R2年度以降については、直近3年間の平均(H29～R1)</p> <p>(外航) 【減収額】【法人事業税】 (単位:百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R1</th> <th>R2</th> <th>R3</th> <th>R4</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>区分</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>外航日本船舶</td> <td>47</td> <td>500</td> <td>186</td> <td>247</td> <td>247</td> <td>247</td> </tr> <tr> <td>外航日本船舶 以外の船舶</td> <td>1,708</td> <td>1,809</td> <td>3,015</td> <td>2,281</td> <td>2,281</td> <td>2,281</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 海事局外航課による「外航海運における税制利用状況調査」により適用状況を把握</p> <p>※ 適用額(調査により把握) × 法人事業税率により算出</p> <p>※ R2年度以降については、直近3年間の平均(H29～R1)</p>	年度	H29	H30	R1	R2	R3	R4	区分							外航日本船舶	165	1,730	645	819	819	819	外航日本船舶 以外の船舶	5,965	6,263	10,440	7,561	7,561	7,561	年度	H29	H30	R1	R2	R3	R4	区分							外航日本船舶	47	500	186	247	247	247	外航日本船舶 以外の船舶	1,708	1,809	3,015	2,281	2,281	2,281
年度	H29	H30	R1	R2	R3	R4																																																			
区分																																																									
外航日本船舶	165	1,730	645	819	819	819																																																			
外航日本船舶 以外の船舶	5,965	6,263	10,440	7,561	7,561	7,561																																																			
年度	H29	H30	R1	R2	R3	R4																																																			
区分																																																									
外航日本船舶	47	500	186	247	247	247																																																			
外航日本船舶 以外の船舶	1,708	1,809	3,015	2,281	2,281	2,281																																																			

(外航)							
【減収額】【法人住民税】 (単位:百万円)							
年度	H29	H30	R1	R2	R3	R4	
区分							
外航日本船舶	21	223	83	57	57	57	
外航日本船舶 以外の船舶	769	808	1,347	529	529	529	
※ 海事局外航課による「外航海運における税制利用状況調査」により適用状況を把握 ※ 適用額(法人税減収見込み) × 法人住民税率により算出 ※ R2年度以降については、直近3年間の平均(H29~R1)							
(内航)							
【減収額】【法人税】 (単位:百万円)							
	H29	H30	R1	R2	R3	R4	
内航環境 低負荷船舶	983	1,135	58	722	722	722	
高度内航環境 低負荷船舶	1,569	342	396	764	764	764	
※ 令和元年度までは海事局内航課による「内航海運業に係る税制利用状況調査」により適用状況を把握 ※ 令和2年度以降減収見込額の算出根拠式: 過去3年間の本税制適用船舶の平均船価 × 適用見込隻数 × 特償率 × 法人税率(23.2%)により算出							
(内航)							
【減収額】【法人事業税】 (単位:百万円)							
年度	H29	H30	R1	R2	R3	R4	
区分							
内航環境 低負荷船舶	281	328	17	218	218	218	
高度内航環境 低負荷船舶	449	99	114	231	231	231	
※ 令和元年度までは海事局内航課による「内航海運業に係る税制利用状況調査」により適用状況を把握 ※ 令和2年度以降減収見込額の算出根拠式: 過去3年間の本税制適用船舶の平均船価 × 適用見込隻数 × 特償率 × 法人事業税率より算出							
(内航)							
【減収額】【法人住民税】 (単位:百万円)							
年度	H29	H30	R1	R2	R3	R4	
区分							
内航環境 低負荷船舶	127	146	7	51	51	51	

高度内航環境 低負荷船舶	202	44	51	54	54	54	
※ 令和元年度までは海事局内航課による「内航海運業に係る税制利用状況調査」により適用状況を把握 ※ 令和2年度以降減収見込額の算出根拠式: 過去3年間の本税制適用船舶の平均船価 × 適用見込隻数 × 特償率 × 法人税率 × 法人住民税率より算出							
④: 効果	《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 (外航) ○達成目標の実現状況						
	年度	H29	H30	R1	R2	R3	R4
区分							
CO2 削減(%)	17	19	20	22	—	—	
燃費効率改善(%)	—	—	—	—	19	21	
NOx 削減(%)	26	22	24	22	22	22	
輸送比率(%)	8.6	8.7	8.1	10.0	10.0	10.0	
先進船舶(隻数)	0	0	4	31	51	86	
※環境に関する削減率については、事業者へのアンケート調査に基づくもの ※輸送比率については、各年度において以下により算出 輸送比率 = 我が国商船隊の輸送量(注1) / 世界の海上荷動き量(注2) ※事業者からの聞き取りと海事局調べにより把握 (注1) 出典:事業者からの法令に基づき報告により把握 (注2) 出典:Clarksons「SHIPPING REVIEW DATABASE」 ※R2年度からR4年度の数値については推計値 ○所期の目標の実現状況 【令和元年度】 ・CO2 削減(目標値:21%削減):日本商船隊からのCO2排出量を20%削減(平成16年度比)。 ・NOx 削減(目標値:22%削減):新造船について24%の削減を達成(平成22年度比)。 ・輸送比率:我が国商船隊の輸送比率の目標値が10%であるところ、平成29年度~令和元年度実績がそれぞれ8.6%、8.7%、8.1%であったが、日本商船隊の輸送量については、平成29年度~令和元年度実績がそれぞれ997百万トン、1,032百万トン、960百万トンとほぼ同数で推移しており、競争力のある日本商船隊の維持に寄与している。 ・前回の本租税特別措置に関する政策評価における想定数は、H30年度、R1年度ともに33隻であり、H30年度の実績値は38隻、R1年度は57隻であることから、適用数が想定外に僅少となっているとは言えない。 ○達成目標に対する租税特別措置等による直接的な効果 本租税特別措置を利用することにより、環境要件に適合した船舶が国際海運へ確実に供給され、日本商船隊の船隊規模の維持・拡大が図られる。 仮に本租税特別措置が認められなかった場合、船舶所有者が、船隊整備の際に必要なキャッシュフローを確保できず、保有する船舶の船体整備を円滑に行うことができず、安定的に日本商船隊への船舶の供給ができなくなる恐れがあるとともに、環境負荷低減に資する船舶等の普及を妨げることになる。							

<p>(内航) ○政策目的の達成状況 内航海運分野については、国際的に地球温暖化対策を定めた「パリ協定」を踏まえた「地球温暖化対策計画」(平成 28 年 5 月 13 日閣議決定)において、船舶からの CO2 排出削減が求められていることから、より環境性能の高い先進的な船舶の建造や船隊の拡充のための投資を促進し、環境負荷低減を達成するため、当該達成目標を設定している。 平成 29 年度から令和元年度の 3 年間における CO2 削減量は 19.9 万トンであり、達成目標値の 27 万トンには届いていない。</p> <p>○達成目標の実現状況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R1</th> <th>R2</th> <th>R3</th> <th>R4</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>区分</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>省エネに資する船舶(隻)</td> <td>45</td> <td>36</td> <td>27</td> <td>36</td> <td>36</td> <td>36</td> </tr> <tr> <td>(環境負荷低減船導入における CO2 削減効果(-CO2/t))</td> <td>107,440</td> <td>57,463</td> <td>33,858</td> <td>66,254</td> <td>66,254</td> <td>66,254</td> </tr> <tr> <td>NOx 削減(%)</td> <td>22</td> <td>22</td> <td>22</td> <td>22</td> <td>22</td> <td>22</td> </tr> </tbody> </table> <p>※事業者へのアンケート調査等に基づき算出 ※ R2年度以降については、過去の実績(直近3年間(H29~R1)の平均)をもとに推計。</p> <p>○所期の目標の実現状況 【令和元年度】 ・CO2 削減:年間 70 隻程度(約9万トン CO2 の削減に相当)の省エネに資する船舶の普及を図ることが目標値であるところ、H29~R1 の平均で年間 36 隻であった。 ・NOx削減:新造船について平成 23 年からの国際海事機関(IMO)二次規制削減率(一次規制値比 20%削減)を上回る 22%削減(平成 22 年度比)が目標値であるところ、令和元年度時点においては 22%削減の目標を達成している。</p> <p>○達成目標に対する租税特別措置等による直接的な効果 本租税特別措置を利用することにより、内航環境低負荷船及び高度内航環境低負荷船が令和元年度で4隻導入され、約 1.8 万トンの CO2 削減がなされた。本租税特別措置を活用した事業者が、「本租税特別措置が船舶の建造に影響を与えた」とアンケート調査により回答しており、仮に本租税特別措置が認められなかった場合、高い環境性能を有する内航環境低負荷船等への転換の妨げになって、政策目的が達成できないこととなることから、本租税特別措置は直接的な効果を有するものである。今後も引き続き、環境負荷低減船の導入を促進することにより、CO2削減等の目標を達成する。</p>							年度	H29	H30	R1	R2	R3	R4	区分							省エネに資する船舶(隻)	45	36	27	36	36	36	(環境負荷低減船導入における CO2 削減効果(-CO2/t))	107,440	57,463	33,858	66,254	66,254	66,254	NOx 削減(%)	22	22	22	22	22	22
年度	H29	H30	R1	R2	R3	R4																																			
区分																																									
省エネに資する船舶(隻)	45	36	27	36	36	36																																			
(環境負荷低減船導入における CO2 削減効果(-CO2/t))	107,440	57,463	33,858	66,254	66,254	66,254																																			
NOx 削減(%)	22	22	22	22	22	22																																			

	⑤: 税収減を是認する理由等	<p>(外航) 課税の繰り延べによってキャッシュフローが確保されることにより、船舶所有者の環境負荷低減に資する船舶等に対する再投資の促進が図られる効果や事業者の資金繰りの安定にも効果が高い日本商船隊の輸送比率を維持することから、本税制特別措置は税収減を是認するに足る効果が期待される。</p> <p>(内航) 環境負荷低減に係る国際的要請に応えるため、政府の目標として省エネに資する船舶の普及が求められている。 本租税特別措置は、船舶を取得した際に投下した資金を早期に回収することが可能となるため、内航海運事業者の新造船の建造意欲を増進させることができる。この際、対象となる新造船について環境負荷低減に係る要件を付加することで、高い環境性能を有する内航環境低負荷船等への転換を促す効果が得られるため、一段の環境負荷低減を実現する政策目的の達成手段として有効である。 加えて、本租税特別措置は課税の繰延であり、減税額相当分を補助金として交付するよりも最終的な国庫負担は少なくなる。また、課税の繰延によってキャッシュフローが確保されることにより、事業者の船舶に対する再投資の促進が図られる効果がある。 上記の理由から、本税制特別措置には税収減を是認するに足る効果が期待される。</p>
11	相当性	<p>①: 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>(外航) 本措置は課税の繰延であり、減税額相当分を補助金として交付するよりも国庫負担も小さく、必要最小限の措置として妥当性を有する。 なお、国の補助金による支援措置は、WTO サービス貿易一般協定(内国民待遇※)に抵触するおそれがあることから、本租税特別措置による支援が妥当である。 ※ 他の加盟国のサービス提供者に対して、自国の同種のサービス提供者に与える待遇よりも不利でない待遇を与えなければならない</p> <p>(内航) 本税制特別措置は課税の繰り延べであり、減税額相当額を補助金として交付するよりも国庫負担は小さく、必要最小限の措置として妥当性を有する。 また、予算上の措置による支援では財政上の制約から対象事業者や対象設備が限定され、内航海運全体の環境低負荷船舶への投資促進効果が小さくなること、単年度の支援制度となり、年度途中の様々な事情による船舶建造に機動的に対応できないことなどから政策目的に対する手段として、本租税特別措置による支援が効果的である。</p> <p>②: 他の支援措置や義務付け等の役割分担</p> <p>(外航) 船舶所有者に対する支援措置として以下のとおり役割分担が明確化されており、これらの制度の効果が相俟って、外航日本船舶を中核とした日本商船隊の国際競争力の強化を図っている。 これらの制度の充実の必要性については、第 169 回国会 海上運送法及び船員法の一部を改正する法律(法律第 53 号)審議における附帯決議では、「船舶の特別償却制度、固定資産税、登録免許税等トン税以外の税制</p>

		<p>(中略)の充実等により、国際的な競争条件の均衡化のため更なる制度改善に努めること。」とされており、本措置はこれを実現するものとして相当性を有するものである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・船舶特別償却制度・買換特例制度：船舶所有者の投資の促進 ・国際船舶の固定資産税軽減措置：船舶所有者の船舶保有コストの低減 ・国際船舶の登録免許税の税率軽減措置：船舶所有者の船舶取得時の負担低減 <p>(内航)</p> <p>内航船舶取得に対する支援措置として以下のとおり役割分担が明確化されており、これらの制度の効果が相俟って、内航海運の安定輸送の確保や環境負荷低減を図っている。</p> <p>まず、税制特例措置については、買換特例が輸送の安定性・効率性の低下リスクが高い老朽船を、環境低負荷・安全性・経済性に優れた良質な船舶へ安定的かつ計画的な代替建造の促進、中小企業投資促進税制が中小零細事業者の船舶取得を支援するもの、そして本租税特別措置である船舶の特別償却制度がエネルギー効率の高い船舶の建造や船隊の拡充のための投資を促進することで、安定的な輸送サービスの確保を図りつつ、環境低負荷を実現することをそれぞれ目的としており、明確に役割分担がなされている。</p> <p>また、鉄道建設・運輸施設整備支援機構の船舶共有建造制度により、環境負荷低減に資する船舶や離島航路に就航する船舶等の政策的意義の高い船舶の建造に必要な低利・長期資金を供給している。</p>
	<p>③ 地方公共団体が協力する相当性</p>	<p>本特例措置は、社会的要請である環境負荷低減に資することから、地方公共団体が協力する相当性がある。</p>
<p>12 有識者の見解</p>		<p>—</p>
<p>13 前回の事前評価又は事後評価の実施時期</p>		<p>平成 30 年 8 月 (H30 国交 4)</p>

＜令和3年度税制改正要望関係＞ 租税特別措置等に係る政策評価の点検シート（R2国交06）

（評価実施府省：国土交通省）

【基本情報】

制度名 (措置名)		マンションの建替え等の円滑化に関する法律の改正に伴う税制上の所要の措置 (-)					
措置内容	平成30年度時点	-					
	令和元年度税制改正以後	-					
	令和2年度税制改正以後	-					
政策目的		老朽化マンションの建替え・改修を促進し、耐震性等の安全性や質の向上を図ること。					
評価対象税目	義務対象			努力義務対象			
	法人税	法人住民税	法人事業税				
関係条項		租税特別措置法第65条、65条の4、68条の72					
要望内容		要除却認定を受けたマンションのマンション敷地売却事業において、法人の区分所有者が組合に土地等を買収される場合に生じる譲渡所得に関して、1,500万円の特別控除をするもの、要除却認定を受けたマンションのマンション敷地売却事業において、法人の区分所有者が組合に土地等を買収される場合に、長期譲渡所得の課税の特例（重課免除）を適用するもの、マンション敷地を分割する敷地権利変換を受けて区分所有者が敷地等を取得した場合において、従前資産の譲渡がなかったものとみなす措置及び清算の際に生じる区分所有者の譲渡所得に係る非課税措置を要望する。					
創設年度	-	過去の政策評価の実績		-	区分		-

点検結果表

(行政機関名：国土交通省)

制度名	マンションの建替え等の円滑化に関する法律の改正に伴う税制上の所要の措置
税目	法人税、法人住民税、法人事業税
区分	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 拡充 <input type="checkbox"/> 延長

(1) 達成目標

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	なし。
【国土交通省の補足説明】	—
【点検結果】	なし。

(2) 過去の適用数

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	① 1,500万円の特別控除及び長期譲渡所得の課税の特例（重課免除）に係る過去の適用数について、「実績値は地方公共団体へのヒアリングにより記載」と説明されているが、1,500万円の特別控除及び長期譲渡所得の課税の特例（重課免除）の二つの制度ごとに明らかにされていない。
【国土交通省の補足説明】	① 1,500万円の特別控除及び長期譲渡所得の課税の特例は、いずれもマンション敷地売却事業に反対した転出区分所有者に係る特例であり、両特例は併用して適用することが可能である。両制度を制度ごとにお示しをしていない理由は、戸あたり推定課税標準額が約8百万円であり、通常であれば1,500万円の特別控除を優先的に適用することが想定され、長期譲渡所得の課税の特例は活用しない想定となっているためである。なお、1,500万円控除には別途適用要件（施行マンションが耐震改修促進法に規定されている通行障害既存耐震不適格建築物に該当すること）があるため、それに該当しない場合は、長期譲渡所得の課税の特例のみが適用可能となり、その場合には本特例が活用されることとなる。
【点検結果】	① 「両制度を制度ごとにお示しをしていない理由は、戸あたり推定課税標準額が約8百万円であり、通常であれば1,500万円の特別控除を優先的に適用することが想定され、長期譲渡所得の課税の特例は活用しない想定となっているためである」との説明では、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

(3) 将来の適用数

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	① 1,500万円の特別控除及び長期譲渡所得の課税の特例（重課免除）に係る将来の適用数について、「将来の推計は過去の平均及び実績推移（平成26年度にマンション敷地売却制度が創設され、2年後の平成28年度に実績が1件）により想定」と説明されているが、1,500万円の特別控除及び長期譲渡所得の課税の特例（重課免除）の二つの制度ごとに明らかにされていない。
②	マンション敷地を分割する敷地権利変換を受けて区分所有者が敷地等を取得した場合において、従前資産の譲渡がなかったものとみなす措置に係る将来の適用数について、「事業コンサルタントへのヒアリング等により推計」と説明されているが、算定根

拠（計算式、計算に用いた数値及び出典）が明らかにされていない。
③ 清算の際に生じる区分所有者の譲渡所得に係る非課税措置に関する将来の適用数について、「事業コンサルタントへのヒアリング等により推計」と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及び出典）が明らかにされていない。
【国土交通省の補足説明】
① 1,500万円の特別控除及び長期譲渡所得の課税の特例は、いずれもマンション敷地売却事業に反対した転出区分所有者に係る特例であり、両特例は併用して適用することが可能である。両制度を制度ごとにお示しをしていない理由は、戸あたり推定課税標準額が約8百万円であり、通常であれば1,500万円の特別控除を優先的に適用することが想定されるためである。なお、1,500万円控除には別途適用要件（施行マンションが耐震改修促進法に規定されている通行障害既存耐震不適格建築物に該当すること）があるため、それに該当しない場合は、長期譲渡所得の課税の特例のみが適用可能となり、その場合には本特例が活用されることとなる。
② 事業コンサルタントに対して、敷地分割事業の活用を検討している案件の検討状況に係るヒアリング結果及びこれまでの平均的な事業検討スケジュール期間を踏まえて、令和4年度の適用数を1件と推計した。
③ 事業コンサルタントに対して、敷地分割事業の活用を検討している案件の検討状況に係るヒアリング結果及びこれまでの平均的な事業検討スケジュール期間を踏まえて、令和4年度の適用数を1件と推計した。
【点検結果】
① 「両制度を制度ごとにお示しをしていない理由は、戸あたり推定課税標準額が約8百万円であり、通常であれば1,500万円の特別控除を優先的に適用することが想定されるためである」との説明では、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。
②・③ 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

(4) 過去の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	① 1,500万円の特別控除及び長期譲渡所得の課税の特例（重課免除）に係る過去の減収額（法人税、法人住民税及び法人事業税）について、1,500万円の特別控除及び長期譲渡所得の課税の特例（重課免除）の二つの制度ごとに明らかにされていない。
【国土交通省の補足説明】	① 1,500万円の特別控除及び長期譲渡所得の課税の特例は、いずれもマンション敷地売却事業に反対した転出区分所有者に係る特例であり、両特例は併用して適用することが可能である。両制度を制度ごとにお示しをしていない理由は、戸あたり推定課税標準額が約8百万円であり、通常であれば1,500万円の特別控除を優先的に適用することが想定され、長期譲渡所得の課税の特例は活用しない想定となっているためである。なお、1,500万円控除には別途適用要件（施行マンションが耐震改修促進法に規定されている通行障害既存耐震不適格建築物に該当すること）があるため、それに該当しない場合は、長期譲渡所得の課税の特例のみが適用可能となり、その場合には本特例が活用されることとなる。
【点検結果】	① 「両制度を制度ごとにお示しをしていない理由は、戸あたり推定課税標準額が約8百万円であり、通常であれば1,500万円の特別控除を優先的に適用することが想定され、長期譲渡所得の課税の特例は活用しない想定となっているためである」との説明では、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

(5) 将来の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	① 1,500万円の特別控除及び長期譲渡所得の課税の特例（重課免除）に係る将来の減収
-------------------------	--

<p>額（法人税、法人住民税及び法人事業税）について、1,500万円の特別控除及び長期譲渡所得の課税の特例（重課免除）の二つの制度ごとに明らかにされていない。</p>
<p>【国土交通省の補足説明】</p> <p>① 1,500万円の特別控除及び長期譲渡所得の課税の特例は、いずれもマンション敷地売却事業に反対した転出区分所有者に係る特例であり、両特例は併用して適用することが可能である。両制度を制度ごとにお示しをしていない理由は、戸あたり推定課税標準額が約8百万円であり、通常であれば1,500万円の特別控除を優先的に適用することが想定され、長期譲渡所得の課税の特例は活用しない想定となっているためである。なお、1,500万円控除には別途適用要件（施行マンションが耐震改修促進法に規定されている通行障害既存耐震不適格建築物に該当すること）があるため、それに該当しない場合は、長期譲渡所得の課税の特例のみが適用可能となり、その場合には本特例が活用されることとなる。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 「両制度を制度ごとにお示しをしていない理由は、戸あたり推定課税標準額が約8百万円であり、通常であれば1,500万円の特別控除を優先的に適用することが想定され、長期譲渡所得の課税の特例は活用しない想定となっているためである」との説明では、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

(6) 過去の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（マンションの建替え等の件数325件（平成30年度）→約430件（令和4年度））に対する過去の効果（平成28年度、29年度及び令和元年度）が年度ごとに把握されていない。</p> <p>② 達成目標（マンションの建替え等の件数325件（平成30年度）→約430件（令和4年度））に対する過去の効果について、「平成26年度に約250件であったものが、平成30年度に325件と約75件増加しており」と説明されているが、算定根拠（出典）が明らかにされていない。</p> <p>③ 達成目標（マンションの建替え等の件数325件（平成30年度）→約430件（令和4年度））に対する過去の効果について、過去の適用数2件（令和元年度）は、10件未満と僅少であるにもかかわらず、その原因は分析されているものの、そのような適用実態を踏まえても本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であることが明らかにされていない。</p> <p>④ 達成目標（マンションの建替え等の件数325件（平成30年度）→約430件（令和4年度））に対する過去の効果について、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていない。</p>
<p>【国土交通省の補足説明】</p> <p>① 平成28年度に283件、平成29年度に305件（件数は累積値）となっている。令和元年度の件数は、政策評価書提出時点において集計中である。</p> <p>② 地方公共団体等へのヒアリングに基づく実績値である。</p> <p>③ マンション敷地売却事業は多数の権利者の合意を得て進める必要があり、時間を要する事業であるため、現状の適用件数が必ずしも僅少とは言えないと考えている。さらに、国土交通省で実施した築40年が経過したマンションの管理組合に対するアンケート調査結果によると、事業実施の合意形成における最大の阻害要因は、区分所有者の費用負担の問題であり、費用負担を軽減する措置である本特例措置は達成目標の実現に有効な手段である。</p> <p>④ 国土交通省で実施した築40年が経過したマンションの管理組合に対するアンケート調査結果によると、事業実施の合意形成における最大の阻害要因は、区分所有者の費用負担の問題であり、費用負担を軽減する措置である本特例措置は達成目標の実現に有効な手段であり、直接的な効果がある（なお、本事業実施に係る特例として予算措置は行っていない。）。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、「令和元年度の件数は、政策評価書提出時点において集計中である」との説明では、</p>

<p>令和元年度の件数が明らかにされていないため、この点を課題とする。</p> <p>② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p> <p>③ 「国土交通省で実施した築40年が経過したマンションの管理組合に対するアンケート調査結果によると、事業実施の合意形成における最大の阻害要因は、区分所有者の費用負担の問題であり、費用負担を軽減する措置である本特例措置は達成目標の実現に有効な手段である」との説明では、達成目標であるマンションの建替え等の件数との関係が具体的に明らかにされておらず、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p> <p>④ 「国土交通省で実施した築40年が経過したマンションの管理組合に対するアンケート調査結果によると、事業実施の合意形成における最大の阻害要因は、区分所有者の費用負担の問題であり、費用負担を軽減する措置である本特例措置は達成目標の実現に有効な手段であり、直接的な効果がある」との説明では、達成目標であるマンションの建替え等の件数の実現状況に対する本特例措置の直接的な効果が把握されておらず、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>
--

(7) 将来の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（マンションの建替え等の件数325件（平成30年度）→約430件（令和4年度））に対する将来の効果について、「令和7年度の目標値約500件に対し、着実に実績を積み上げている」と説明されているが、定量的に予測されていない。</p> <p>② 達成目標（マンションの建替え等の件数325件（平成30年度）→約430件（令和4年度））に対する将来の効果について、1,500万円の特別控除及び長期譲渡所得の課税の特例（重課免除）に係る予測される将来の適用数1件（令和2年度及び3年度）並びに2件（令和4年度）は、10件未満と僅少であるにもかかわらず、その原因が分析されておらず、そのような適用見込みを踏まえても本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であることが明らかにされていない。</p> <p>③ 達成目標（マンションの建替え等の件数325件（平成30年度）→約430件（令和4年度））に対する将来の効果について、マンション敷地を分割する敷地権利変換を受けて区分所有者が敷地等を取得した場合において、従前資産の譲渡がなかったものとみなす措置に係る予測される将来の適用数0件（令和2年度及び3年度）並びに1件（令和4年度）は、10件未満と僅少であるにもかかわらず、その原因が分析されておらず、そのような適用見込みを踏まえても本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であることが明らかにされていない。</p> <p>④ 達成目標（マンションの建替え等の件数325件（平成30年度）→約430件（令和4年度））に対する将来の効果について、清算の際に生じる区分所有者の譲渡所得に係る非課税措置に関する予測される将来の適用数0件（令和2年度及び3年度）並びに1件（令和4年度）は、10件未満と僅少であるにもかかわらず、その原因が分析されておらず、そのような適用見込みを踏まえても本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であることが明らかにされていない。</p>
<p>【国土交通省の補足説明】</p> <p>① 平成26年度から平成30年度にかけて、マンションの建替え等の年平均件数が約20件であることから、令和7年度まで同等程度で推移した場合、令和7年度時点では470件となるが、今般の法改正に伴う効果（マンション敷地売却事業の対象拡充及び敷地分割制度創設）により、令和4年度から令和7年度にかけては約30件（年平均で約8件）の上積みを見込んでいるため、現在の表記となっている。</p> <p>② 敷地売却事業は多数の権利者の合意を得て進める必要があり、時間を要する事業であるため、想定した適用件数が必ずしも僅少とは言えないと考えている。さらに、国土交通省で実施した築40年が経過したマンションの管理組合に対するアンケート調査結果によると、事業実施の合意形成における最大の阻害要因は、区分所有者の費用負担の問題であり、費用負担を軽減する措置である本特例措置は達成目標の実現に有効な手段である。</p> <p>③ 敷地分割事業は多数の権利者の合意を得て進める必要があり、時間を要する事業で</p>

あるため、想定の実用件数が必ずしも僅少とは言えないと考えている。さらに、国土交通省で実施した築40年が経過したマンションの管理組合に対するアンケート調査結果によると、事業実施の合意形成における最大の阻害要因は、区分所有者の費用負担の問題であり、費用負担を軽減する措置である本特例措置は達成目標の実現に有効な手段である。また、敷地分割事業に係る改正規定は、令和4年4月の施行を予定しており、令和3年度中は敷地分割事業を実施することが想定されないため、予想される令和2年度及び令和3年度の実用数0件としている。

- ④ 敷地分割事業は多数の権利者の合意を得て進める必要があり、時間を要する事業であるため、想定の実用件数が必ずしも僅少とは言えないと考えている。さらに、国土交通省で実施した築40年が経過したマンションの管理組合に対するアンケート調査結果によると、事業実施の合意形成における最大の阻害要因は、区分所有者の費用負担の問題であり、費用負担を軽減する措置である本特例措置は達成目標の実現に有効な手段である。また、敷地分割事業に係る改正規定は、令和4年4月の施行を予定しており、令和3年度中は敷地分割事業を実施することが想定されないため、予想される令和2年度及び令和3年度の実用数0件としている。

【点検結果】

- ① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、「令和4年度から令和7年度にかけては約30件（年平均で約8件）の上積み想定している」との説明では、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていないため、この点を課題とする。
また、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていないため、この点を課題とする。
- ② 「国土交通省で実施した築40年が経過したマンションの管理組合に対するアンケート調査結果によると、事業実施の合意形成における最大の阻害要因は、区分所有者の費用負担の問題であり、費用負担を軽減する措置である本特例措置は達成目標の実現に有効な手段である」との説明では、達成目標であるマンションの建替え等の件数との関係が具体的に明らかにされておらず、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。
- ③ 「国土交通省で実施した築40年が経過したマンションの管理組合に対するアンケート調査結果によると、事業実施の合意形成における最大の阻害要因は、区分所有者の費用負担の問題であり、費用負担を軽減する措置である本特例措置は達成目標の実現に有効な手段である」との説明では、達成目標であるマンションの建替え等の件数との関係が具体的に明らかにされておらず、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。
- ④ 「国土交通省で実施した築40年が経過したマンションの管理組合に対するアンケート調査結果によると、事業実施の合意形成における最大の阻害要因は、区分所有者の費用負担の問題であり、費用負担を軽減する措置である本特例措置は達成目標の実現に有効な手段である」との説明では、達成目標であるマンションの建替え等の件数との関係が具体的に明らかにされておらず、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

点検項目(2)、(3)、(4)、(5)、(6)及び(7)に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	マンションの建替え等の円滑化に関する法律の改正に伴う税制上の所要の措置
2	対象税目	①: 政策評価の対象税目 法人税: 義(国税 15) 法人住民税: 義、法人事業税: 義(地方税 30)
		②: 上記以外の税目 所得税: 外、個人住民税: 外
3	要望区分等の別	【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】
4	内容	《現行制度の概要》 1. 要除却認定を受けたマンションのマンション敷地売却事業において、法人の区分所有者が組合に土地等を買収される場合に生じる譲渡所得に関して、1,500万円の特別控除をするもの。(法人税・法人住民税・法人事業税) 2. 要除却認定を受けたマンションのマンション敷地売却事業において、法人の区分所有者が組合に土地等を買収される場合に、長期譲渡所得の課税の特例(重課免除)を適用するもの。(法人税)
		《要望の内容》 マンションの建替え等の円滑化に関する法律(平成14年法律第78号。以下「マンション建替え法」という。)第102条では、除却の必要性に係る認定について規定されている。従来、マンション敷地売却事業の対象は耐震性不足のマンション(要除却認定マンション)に限られていたところ、令和2年のマンション建替え法の改正によって、対象が外壁の剥落等により周辺に危害を生ずるおそれがあるもの等で除却の必要性に係る認定を受けたマンション(以下「特定要除却認定マンション」という。)まで拡充されたことに伴い、上記1及び2に係る所要の措置を要望する。 また、同一の法改正によって、特定要除却認定マンションを含む団地において、敷地共有者の4/5以上の同意により、権利変換方式によってマンション敷地の分割を可能とする敷地分割制度が創設されたことに伴い、所要の措置として下記3及び4の内容を要望する。 3. マンション敷地を分割する敷地権利変換を受けて区分所有者が敷地等を取得した場合において、従前資産の譲渡がなかったものとみなす措置 4. 清算の際に生じる区分所有者の譲渡所得(※)に係る非課税措置(※)敷地権利変換後の敷地の共有持分が従前よりも減ったことにより清算金を取得した場合に係る譲渡所得

		《関係条項》 租税特別措置法第33条の3第6項、同条第7項、第33条の6第1項、第62条の3第4項第10号、第65条第1項第6号、第9項、第10項、第14項、第65条の4第1項第22号の2、第68条の72第9項、第10項、第14項										
5	担当部局	国土交通省住宅局市街地建築課マンション政策室										
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期: 令和2年9月 分析対象期間: 平成28年度～令和4年度										
7	創設年度及び改正経緯	平成14年度 創設 平成26年度 拡充(マンション敷地売却制度の創設)										
8	適用又は延長期間	1、3、4: 恒久措置 2: 2年間(令和3年4月1日～令和4年12月31日)										
9	必要性等	①: 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 老朽化マンションの建替え・改修を促進し、耐震性等の安全性や質の向上を図る。 《政策目的の根拠》 住生活基本計画(平成28年3月18日閣議決定) 多数の区分所有者の合意形成という特有の難しさを抱える老朽化マンションの建替え・改修を促進し、耐震性等の安全性や質の向上を図る。										
		②: 政策体系における政策目的の位置付け 政策目標 I 少子・高齢化等に対応した住生活の安定の確保及び向上の促進 施策目標 2 住宅の取得・賃貸・管理・修繕が円滑に行われる住宅市場を整備する 政策目標 IV 水害等災害による被害の軽減 施策目標 11 住宅・市街地の防災性を向上するに包含										
		③: 達成目標及びその実現による寄与 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 多数の区分所有者の合意形成という特有の難しさを抱える老朽化マンションの建替え・改修を促進する。 ＜測定指標＞ マンションの建替え等の件数 325件(平成30年度)→約430件(令和4年度) ※住生活基本計画で設定している目標値【約500件(令和7年度)】をもとに設定 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 達成目標を実現することにより、老朽化マンションの建替え・改修が促進され、周辺の住環境や都市環境が向上する。										
10	有効性等	①: 適用数 【1及び2】 ＜組合設立認可実績＞ <table border="1"> <thead> <tr> <th>組合設立認可年度</th> <th>件数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成28年度</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>平成29年度</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>平成30年度</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>令和元年度</td> <td>2</td> </tr> </tbody> </table> ※実績値は地方公共団体へのヒアリングにより記載。	組合設立認可年度	件数	平成28年度	1	平成29年度	0	平成30年度	1	令和元年度	2
組合設立認可年度	件数											
平成28年度	1											
平成29年度	0											
平成30年度	1											
令和元年度	2											

	<p><組合設立認可将来推計></p> <table border="1"> <tr> <th>組合設立認可年度</th> <th>件数</th> </tr> <tr> <td>令和2年度</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> <td>2</td> </tr> </table> <p>※将来の推計は過去の平均及び実績推移(平成26年度にマンション敷地売却制度が創設され、2年後の平成28年度に実績が1件)により想定 ※マンション敷地売却事業は、多数の権利者の合意を得て進める必要があつて、時間を要する事業であるため、現状の適用件数が僅少とは言えない。</p> <p>【3】 <事業件数(推計)></p> <table border="1"> <tr> <th>事業年度</th> <th>件数</th> </tr> <tr> <td>令和2年度</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> <td>1</td> </tr> </table> <p>※令和2、3年度は敷地分割制度の施行前のため、適用はなし。 ※事業コンサルタントへのヒアリング等により推計</p> <p>【4】 <事業件数(推計)></p> <table border="1"> <tr> <th>事業年度</th> <th>件数</th> </tr> <tr> <td>令和2年度</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> <td>1</td> </tr> </table> <p>※令和2、3年度は敷地分割制度の施行前のため、適用はなし。 ※事業コンサルタントへのヒアリング等により推計</p>	組合設立認可年度	件数	令和2年度	1	令和3年度	1	令和4年度	2	事業年度	件数	令和2年度	0	令和3年度	0	令和4年度	1	事業年度	件数	令和2年度	0	令和3年度	0	令和4年度	1
	組合設立認可年度	件数																							
令和2年度	1																								
令和3年度	1																								
令和4年度	2																								
事業年度	件数																								
令和2年度	0																								
令和3年度	0																								
令和4年度	1																								
事業年度	件数																								
令和2年度	0																								
令和3年度	0																								
令和4年度	1																								
②: 適用額	<p>【1及び2】 <過去実績(推計)></p> <table border="1"> <tr> <th>適用年度</th> <th>適用額</th> </tr> <tr> <td>平成28年度</td> <td>42</td> </tr> <tr> <td>平成29年度</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>平成30年度</td> <td>42</td> </tr> <tr> <td>令和元年度</td> <td>84</td> </tr> </table> <p><将来推計></p> <table border="1"> <tr> <th>適用年度</th> <th>適用額</th> </tr> <tr> <td>令和2年度</td> <td>42</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> <td>42</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> <td>84</td> </tr> </table> <p>・1組合数当たり、42百万円の適用額を想定して記載。 (算出方法) $5(\text{法人}) \times 8.496 \text{ 百万円}(\text{課税標準額}) = 42 \text{ 百万円}$</p> <p>・適用数: 5法人(1組合数当たり)</p>	適用年度	適用額	平成28年度	42	平成29年度	0	平成30年度	42	令和元年度	84	適用年度	適用額	令和2年度	42	令和3年度	42	令和4年度	84						
適用年度	適用額																								
平成28年度	42																								
平成29年度	0																								
平成30年度	42																								
令和元年度	84																								
適用年度	適用額																								
令和2年度	42																								
令和3年度	42																								
令和4年度	84																								

	<p>※過去事業地区の実績等をもとに算出 ・戸あたりの推定課税標準額: 8.496 百万円 ※平成31年の三大都市圏の地価公示価格の㎡単価から国交省で把握している建替完了事業における1戸あたりの平均敷地面積を乗じて算出</p> <p>・適用法人の要件がある措置ではないため、適用額が想定外に特定の者に偏ってはいない。</p> <p>【3】 <将来推計></p> <table border="1"> <tr> <th>適用年度</th> <th>適用額</th> </tr> <tr> <td>令和2年度</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> <td>306</td> </tr> </table> <p>・1事業数当たり、306百万円の適用額を想定して記載。 (算出方法) $36(\text{法人}) \times 8.496 \text{ 百万円}(\text{課税標準額}) = 306 \text{ 百万円}$</p> <p>・適用数: 36法人(1事業数当たり) ※マンション建替え法によらない敷地分割実施事例から算出 ・戸あたりの推定課税標準額: 8.496 百万円 ※平成31年の三大都市圏の地価公示価格の㎡単価から国交省で把握している建替完了事業における1戸あたりの平均敷地面積を乗じて算出</p> <p>【4】 <将来推計></p> <table border="1"> <tr> <th>適用年度</th> <th>適用額</th> </tr> <tr> <td>令和2年度</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> <td>8</td> </tr> </table> <p>・1事業数当たり、8百万円の適用額を想定して記載。 (算出方法) $31(\text{法人}) \times 0.26 \text{ 百万円}(\text{清算額}) = 8 \text{ 百万円}$</p> <p>・適用数: 31法人(1事業数当たり) ※マンション建替え法によらない敷地分割実施事例から算出 ・戸あたりの推定清算額: 0.26 百万円 ※マンション建替え法によらない敷地分割実施事例から算出</p>	適用年度	適用額	令和2年度	0	令和3年度	0	令和4年度	306	適用年度	適用額	令和2年度	0	令和3年度	0	令和4年度	8								
	適用年度	適用額																							
令和2年度	0																								
令和3年度	0																								
令和4年度	306																								
適用年度	適用額																								
令和2年度	0																								
令和3年度	0																								
令和4年度	8																								
③: 減収額	<p>【1及び2】 <過去実績(推計)></p> <table border="1"> <tr> <td></td> <th colspan="3">(百万円)</th> </tr> <tr> <td></td> <th>法人税</th> <th>法人住民税</th> <th>法人事業税</th> </tr> <tr> <td>平成28年度</td> <td>10</td> <td>3</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>平成29年度</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>平成30年度</td> <td>10</td> <td>3</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>令和元年度</td> <td>20</td> <td>6</td> <td>2</td> </tr> </table>		(百万円)				法人税	法人住民税	法人事業税	平成28年度	10	3	1	平成29年度	0	0	0	平成30年度	10	3	1	令和元年度	20	6	2
	(百万円)																								
	法人税	法人住民税	法人事業税																						
平成28年度	10	3	1																						
平成29年度	0	0	0																						
平成30年度	10	3	1																						
令和元年度	20	6	2																						

<p><将来推計></p> <p style="text-align: right;">(百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>法人税</th> <th>法人住民税</th> <th>法人事業税</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和2年度</td> <td>10</td> <td>3</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> <td>10</td> <td>3</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> <td>20</td> <td>6</td> <td>2</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1事業あたりの減収額は以下のとおり。 法人税：10百万円(42百万円×0.232(法人税率)) 法人住民税：3百万円(42百万円×0.07(法人住民税率)) 法人事業税：1百万円(42百万円×0.031(法人事業税率))</p> <p>【3】 <将来推計></p> <p style="text-align: right;">(百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>法人税</th> <th>法人住民税</th> <th>法人事業税</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和2年度</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> <td>71</td> <td>21</td> <td>9</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1事業あたりの減収額は以下のとおり。 法人税：71百万円(306百万円×0.232(法人税率)) 法人住民税：21百万円(306百万円×0.07(法人住民税率)) 法人事業税：9百万円(306百万円×0.031(法人事業税率))</p> <p>【4】 <将来推計></p> <p style="text-align: right;">(百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>法人税</th> <th>法人住民税</th> <th>法人事業税</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和2年度</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> <td>2</td> <td>1</td> <td>0.5</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1事業あたりの減収額は以下のとおり。 法人税：2百万円(8百万円×0.232(法人税率)) 法人住民税：1百万円(8百万円×0.07(法人住民税率)) 法人事業税：0.5百万円(8百万円×0.031(法人事業税率))</p>					法人税	法人住民税	法人事業税	令和2年度	10	3	1	令和3年度	10	3	1	令和4年度	20	6	2		法人税	法人住民税	法人事業税	令和2年度	0	0	0	令和3年度	0	0	0	令和4年度	71	21	9		法人税	法人住民税	法人事業税	令和2年度	0	0	0	令和3年度	0	0	0	令和4年度	2	1	0.5
	法人税	法人住民税	法人事業税																																																
令和2年度	10	3	1																																																
令和3年度	10	3	1																																																
令和4年度	20	6	2																																																
	法人税	法人住民税	法人事業税																																																
令和2年度	0	0	0																																																
令和3年度	0	0	0																																																
令和4年度	71	21	9																																																
	法人税	法人住民税	法人事業税																																																
令和2年度	0	0	0																																																
令和3年度	0	0	0																																																
令和4年度	2	1	0.5																																																

11	相当性	④: 効果	<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 マンションの建替え等の件数は、平成26年度に約250件であったものが、平成30年度に325件と約75件増加しており、令和7年度の目標値約500件に対し、着実に実績を積み上げているところ。事業実施の合意形成における最大の阻害要因は、区分所有者の費用負担の問題であり、本措置による資金面での負担軽減措置は、事業実施の合意形成を促進するうえで有効かつ重要である。</p> <p>《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》 区分所有者の法人税に係る負担を軽減させることによって、マンションの建替え等の件数を促進させる効果を有する。</p>
		⑤: 税収減を是認する理由等	<p>事業実施の合意形成に際しての最大の阻害要因である区分所有者の費用負担の問題に対処することで、安全・安心で良好な居住環境を確保したマンションへの建替え等の円滑化が図られ、老朽化マンション等の周辺も含めた住環境や都市環境の向上、国民の生命の保護が実現されるため、税収減を是認するに足る効果が期待される。</p>
		①: 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>申請等により補助対象者を個別に捕捉し補助を行うことは、行政の効率性の観点から非効率的であり、国民・行政双方の負担を軽減する本租税特別措置によるところが適切である。</p>
11	相当性	②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>他の支援措置としては、法人税法等においてマンション敷地売却組合等の行う非収益事業に係る非課税措置を講じることにより、費用負担を軽減し、合意形成を円滑化しているところである。 本特例措置は、区分所有者である法人の所得に係る税制特例措置であり、組合の費用負担を軽減する税制特例とは対象が異なっている。</p>
		③: 地方公共団体が協力する相当性	<p>本特例措置により各地方公共団体の管轄区域内のマンションの再生が促進されることで、老朽化マンション等の周辺も含めた住環境や都市環境の向上、国民の生命の保護が図られるため、地方公共団体が協力する相当性がある。</p>
12	有識者の見解		—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		令和元年8月(H31国交9、10)

＜令和3年度税制改正要望関係＞ 租税特別措置等に係る政策評価の点検シート（R2国交07）

（評価実施府省：国土交通省）

【基本情報】

制度名 (措置名)		半島振興対策実施地域における工業用機械等に係る割増償却制度の延長 (特定地域における工業用機械等の特別償却(半島振興対策実施地域における産業振興機械等の割増償却))					
措置内容	平成30年度時点	半島振興法の半島振興対策実施地域として指定された地区のうち認定半島産業振興促進計画に記載された地区において、産業振興機械等の取得等をした場合には、5年間、普通償却限度額の32%（建物等は48%）の割増償却ができる。					
	令和元年度税制改正以後	従前どおり					
	令和2年度税制改正以後	従前どおり					
政策目的		半島振興法に基づき、半島振興対策実施地域において、生活基盤の整備を行うとともに、製造業、農林水産物等販売業、旅館業、情報サービス業等の振興を図り、雇用の確保を行い、若年層の人口流出の抑制、地域経済の活性化を図ること。					
評価対象税目		義務対象			努力義務対象		
		法人税	法人住民税	法人事業税			
関係条項		租税特別措置法第45条、第68条の27					
要望内容		措置の適用期限を令和5年3月31日まで2年間延長する。					
創設年度	S61	過去の政策評価の実績	H22国交12、H24国交07、H26国交06、H28国交01、H30国交05			区分	延長

【適用状況】

	適用件数 (法人税・件)	適用総額 (法人税・千円)	適用額の 上位10社割合 (法人税・%)	地方税への影響額 (地方法人二税・地方 法人特別税・千円)
H23	44	892,257	72.8%	112,470
H24	45	1,041,894	72.6%	122,852
H25	33	313,484	99.0%	37,744
H26	37	171,630	83.4%	20,797
H27	44	162,864	75.4%	19,186
H28	65	559,238	84.9%	65,961
H29	65	457,903	82.2%	34,435
H30	82	725,335	80.2%	68,387

※「適用件数」、「適用総額」及び「適用額の上位10社割合」は、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」（財務省）に基づき記載
 ※「地方税への影響額」は、「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」（総務省）に基づき記載

点検結果表

(行政機関名：国土交通省)

制度名	半島振興対策実施地域における工業用機械等に係る割増償却制度の延長		
税目	法人税、法人住民税、法人事業税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input checked="" type="checkbox"/> 延長

(1) 達成目標

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（半島地域における社会増減率に係る過去5ヶ年平均との比を毎年度1.00未満とする。（ただし、過去5ヶ年平均が正の値であるときは1.00超））は、人口の社会増減率という指標の性質上、他の要因の影響を受けやすく、本特例措置の有効性等を十分に明らかにすることができないため、より適切な達成目標を設定する必要がある。</p>
<p>【国土交通省の補足説明】</p> <p>① 本事業の政策的には、製造業、農林水産物等販売業、旅館業、情報サービス業等の振興により、「雇用の確保を行い、若年層の人口流出の抑制、地域経済の活性化を図る」ことにあり、雇用の確保のみならず、地域の事業者（例えば特産品の製造業や農林水産物等販売業、観光業（旅館業））の、地域・特産品の魅力のPRによる「関係人口」の拡大等、総合的な施策によって達成されるものであり、より広い観点からの評価が必要である。</p> <p>したがって、より総合的な人口に係る指標である社会増減率に係る指標を引き続き用いることとした。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

(2) 過去の適用数

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 過去の適用数について、「令和元年度以前は、関係道府県に聞き取った結果の実績値」と説明されているが、算定根拠（計算式及び計算に用いた数値）が明らかにされていない。</p> <p>② 過去の適用数（平成29年度及び30年度）について、租特透明化法に基づき把握される情報を用いて把握されておらず、その適切な理由も明らかにされていない。</p>
<p>【国土交通省の補足説明】</p> <p>① 関係道府県に聞き取った結果の実績値は、計算式を用いて算出したものではない。</p> <p>② 租特透明化法に基づく財務省の「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」における適用件数は、同一主体が資産を複数回にわたって購入した場合でも1件として扱われてしまう。政策の効果をより適切に把握するためには、主体が同一であっても複数件として扱うべきであるため、関係道府県に聞き取った結果の実績値を用いている。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

(3) 将来の適用数

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の適用数について、「令和2年度以降は、令和元年度の適用実績について関係道府県に聞き取った結果等をもとに算出した見込値」と説明されているが、算定根拠（計算式及び計算に用いた数値）が明らかにされていない。</p>
--

【国土交通省の補足説明】

① ご指摘を踏まえ、該当箇所を修正する。

【点検結果】

① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(4) 過去の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 過去の減収額（令和元年度の法人住民税及び法人事業税）が把握されていない。</p> <p>② 過去の減収額（法人税）について、「令和元年度以前は、関係道府県に聞き取った結果をもとに算出した見込値」と説明されているが、算定根拠（計算式及び計算に用いた数値）が明らかにされていない。</p> <p>③ 過去の減収額（平成29年度及び30年度の法人税）について、租特透明化法に基づき把握される適用額を用いて把握されておらず、その適切な理由も明らかにされていない。</p>
<p>【国土交通省の補足説明】</p> <p>① ご指摘を踏まえ、該当箇所を修正する。</p> <p>② 算定根拠（適用額×税率（法人税：23.2%））は、別紙に記載済みである。</p> <p>③ 租特透明化法に基づく財務省の「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」における適用件数は、同一主体が資産を複数回にわたって購入した場合でも1件として扱われてしまう。政策の効果をより適切に把握するためには、主体が同一であっても複数件として扱うべきであるため、関係道府県に聞き取った結果の実績値を用いている。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、「県民税率及び市町村民税率は『法人住民税・法人事業税 税率一覧表（総務省自治税務局）』による」と及び「法人事業税率は『法人住民税・法人事業税 税率一覧表（総務省自治税務局）』による」との説明では、算定根拠（計算に用いた数値）が明らかにされていないため、この点を課題とする。</p> <p>②・③ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

(5) 将来の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の減収額（法人住民税及び法人事業税）が税目ごとに予測されていない。</p> <p>② 将来の減収額（法人住民税及び法人事業税）が年度ごとに予測されていない。</p> <p>③ 将来の減収額（法人税）について、「令和2年度以降は、令和元年度の適用実績について関係道府県に聞き取った結果等をもとに算出した見込値」と説明されているが、算定根拠（計算式及び計算に用いた数値）が明らかにされていない。</p>
<p>【国土交通省の補足説明】</p> <p>① ご指摘を踏まえ、該当箇所を修正する。</p> <p>② ご指摘を踏まえ、該当箇所を修正する。</p> <p>③ 算定根拠（適用額×税率（法人税：23.2%））は、別紙に記載済みである。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、「県民税率及び市町村民税率は『法人住民税・法人事業税 税率一覧表（総務省自治税務局）』による」と及び「法人事業税率は『法人住民税・法人事業税 税率一覧表（総務省自治税務局）』による」との説明では、算定根拠（計算に用いた数値）が明らかにされていないため、この点を課題とする。</p> <p>③ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

(6) 過去の効果

点検結果表(6)①に対する補足説明

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（半島地域における社会増減率に係る過去5ヶ年平均との比を毎年度1.00未満とする。（ただし、過去5ヶ年平均が正の値であるときは1.00超））に対する過去の効果について、「平成29年度：1.02（実績値）、平成30年度：1.09（実績値）及び令和元年度：1.15（実績値）」と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。</p> <p>② 達成目標（半島地域における社会増減率に係る過去5ヶ年平均との比を毎年度1.00未満とする。（ただし、過去5ヶ年平均が正の値であるときは1.00超））に対する過去の効果について、「平成29年度：1.02（実績値）、平成30年度：1.09（実績値）及び令和元年度：1.15（実績値）」と説明されているが、租特透明化法に基づき把握される上位10社の適用額合計の割合80.2%（平成30年度）は、8割超であり、特定の者に偏っているにもかかわらず、その原因が分析されておらず、そのような適用実態を踏まえても本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であったことが明らかにされていない。</p> <p>③ 達成目標（半島地域における社会増減率に係る過去5ヶ年平均との比を毎年度1.00未満とする。（ただし、過去5ヶ年平均が正の値であるときは1.00超））に対する過去の効果について、「平成29年度：1.02（実績値）、平成30年度：1.09（実績値）及び令和元年度：1.15（実績値）」と説明されているが、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていない。</p>
<p>【国土交通省の補足説明】</p> <p>① 算定根拠は別添のとおり。</p> <p>② 本税制は、資本金の規模に応じて適用対象となる設備投資額の要件を定めており、適用額の多い10社の割合が適用額全体の8割を占めるのは、資本金の規模の大きい事業者によって高額な設備投資が行われたことを示しているに過ぎないと考えられる。 一方、本税制の達成目標（半島地域における社会増減率に係る過去5ヶ年平均との比を毎年度1.00未満とする。（ただし、過去5ヶ年平均が正の値であるときは1.00超））は、半島振興法の目的の一つである「定住の促進」を把握するための指標であり、企業による設備投資額の均等化を図るための指標ではない。</p> <p>③ 社会増減率の数値の上下について、本税制以外の他の政策手段や経営情勢等の全ての他の要因を排除して評価することは困難である。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p> <p>③ 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

(7) 将来の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（半島地域における社会増減率に係る過去5ヶ年平均との比を毎年度1.00未満とする。（ただし、過去5ヶ年平均が正の値であるときは1.00超））に対する将来の効果が予測されておらず、本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であるのか明らかにされていない。</p>
<p>【国土交通省の補足説明】</p> <p>① ご指摘を踏まえ、該当箇所を修正する。算定根拠は別添のとおり。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていないため、この点を課題とする。</p>

<政策目的の達成状況>

半島地域における社会増減率に係る過去5ヶ年平均との比

- 平成29年度：1.02
- 平成30年度：1.09
- 令和元年度：1.15

<計算に用いた数値>

期間	人口	社会増減数	社会増減率
H23.4.1~H24.3.31	4,357,631	-18,707	-0.425%
H24.4.1~H25.3.31	4,303,914	-22,024	-0.505%
H25.1.1~H25.12.31	4,278,339	-19,780	-0.460%
H26.1.1~H26.12.31	4,225,331	-20,031	-0.468%
H27.1.1~H27.12.31	4,168,379	-22,303	-0.528%
H28.1.1~H28.12.31	4,112,364	-20,822	-0.500%
H29.1.1~H29.12.31	4,054,448	-20,776	-0.505%
H30.1.1~H30.12.31	3,993,865	-21,940	-0.541%
H31.1.1~R01.12.31	3,930,038	-23,482	-0.588%

出典：総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査」

○社会増減率

= 社会増減数 / 期間の期首人口
 (例：平成29年度)
 = -20776 / 4112364 = -0.505%

○社会増減率の過去5ヶ年平均

(例：平成29年度)
 = (-0.505 - 0.460 - 0.468 - 0.528 - 0.500) / 5 = -0.492%

○社会増減率に係る過去5ヶ年平均との比

(例：平成29年度)
 = -0.505 / -0.492 = 1.02

点検項目(1)、(4)、(5)、(6)及び(7)に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

点検結果表（7）①に対する補足説明

<政策目的の達成状況>

半島地域における社会増減率に係る過去5ヶ年平均との比

令和2年度（見込み）：1.11

令和3年度（見込み）：1.10

<計算に用いた数値>

期間	人口	社会増減数	社会増減率	本特例措置を 活用した設備 投資に伴う新 規雇用者数	新規雇用者数 の社会増減数 に対する割合
平成25年	4,278,339	-19,780	-0.460%	33	0.17%
平成26年	4,225,331	-20,031	-0.468%	117	0.58%
平成27年	4,168,379	-22,303	-0.528%	80	0.36%
平成28年	4,112,364	-20,822	-0.500%	104	0.50%
平成29年	4,054,448	-20,776	-0.505%	233	1.12%
平成30年	3,993,865	-21,940	-0.541%	120	0.55%
令和元年	3,930,038	-23,482	-0.588%	258	1.10%

「人口」「社会増減数」の出典：総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査」

「社会増減率」=社会増減数/期間の期首人口(例:平成29年度 -20776/4112364=-0.505%)

「本特例措置を活用した設備投資に伴う新規雇用者数」は関係道府県に聞き取った結果の実績値

○令和2年度の本特例措置を活用した設備投資に伴う新規雇用者数

平成25年～令和元年までの過去7ヶ年の本特例措置を活用した設備投資に伴う新規雇用者数の数値から、近似式「 $y = 29.786x + 15.857$ 」を求め、令和2年度の本特例措置を活用した設備投資に伴う新規雇用者数「254人」を算出。

$$29,786 \times 8 + 15.857 = 254$$

○令和2年度の新規雇用者数の社会増減数に対する割合

平成25年～令和元年までの過去7ヶ年の新規雇用者数の社会増減数に対する割合の数値から、近似式「 $y = 0.0012x + 0.0013$ 」を求め、令和2年度の新規雇用者数の社会増減数に対する割合「1.09%」を算出。

$$0.0012 \times 8 + 0.0013 = 0.0109$$

○令和2年度 of 社会増減数

$$= 254 \text{ (人)} / 1.09 \text{ (％)} = 23,316 \text{ 人 (社会減数)}$$

○令和2年度 of 社会増減率

$$= \text{令和2年度 of 社会減数} / \text{令和元年度の人口}$$

$$= -23,316 \text{ (人)} / 3,930,038 \text{ (人)} = -0.593\%$$

○社会増減率に係る過去5ヶ年平均との比

$$= \text{令和2年度 of 社会増減率} / \text{過去5か年の社会増減率平均値}$$

$$= (-0.528 - 0.500 - 0.505 - 0.541 - 0.588) / 5$$

$$= -0.593 / -0.532$$

$$= 1.11$$

○令和3～4年度は、令和2年度と同様の算定式で算出する。

その際、令和3年度及び令和4年度 of 社会増減率を算出するために用いる令和2年度及び令和3年度 of 人口（見込）は、平成25年～令和元年までの過去7ヶ年の人口の数値から、近似式「 $y = -57,920x + 4,340,647$ 」を求め、令和2年度 of 人口「3,877,287人」及び令和3年度 of 人口「3,819,367人」を算出。

$$[\text{令和2年度 of 人口 (見込み)}] \quad -57,920 \times 8 + 4,340,647 = 3,877,287$$

$$[\text{令和3年度 of 人口 (見込み)}] \quad -57,920 \times 9 + 4,340,647 = 3,819,367$$

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	半島振興対策実施地域における工業用機械等に係る割増償却制度の延長
2	対象税目	(法人税:義)(国税21) (法人住民税:義、法人事業税:義)(自動連動)
	①: 政策評価の対象税目 ②: 上記以外の税目	所得税:外
3	要望区分等の別	【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】
4	内容	《現行制度の概要》 半島振興対策実施地域として指定された地域のうち、半島振興法第9条の2第1項及び第9項の規定に基づき、市町村が策定する産業振興促進計画を主務大臣(総務大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣)が認定した地区における、法人又は個人事業主に適用される、製造業、農林水産物等販売業、旅館業、情報サービス業等に係る割増償却を認めるもの。 割増償却期間:5年間 償却限度額:機械・装置 普通償却額の32% 建物・附属設備、構築物 普通償却限度額の48%
		《要望の内容》 本租税特別措置の適用期限を、令和4年度末まで2年間延長する。
		《関係条項》 ・半島振興法第9条の2、第16条 ・租税特別措置法第12条、第45条、第68条の27 ・租税特別措置法施行令第6条の3、第28条の9、第39条の56
5	担当部局	国土政策局地方振興課半島振興室
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:令和2年9月 分析対象期間:平成29年度～令和4年度
7	創設年度及び改正経緯	昭和61年度 創設(機械等 16/100 建物等 8/100 1,700万円超) 昭和63年度 適用期限の2年延長 平成2年度 適用期限の2年延長 平成4年度 適用期間の2年延長(1,900万円超) 平成6年度 適用期間の1年延長 (機械等 14/100 建物等 7/100 2,100万円超) 平成7年度 適用期限の2年延長 平成9年度 適用期限の2年延長(2,300万円超) 平成10年度 特別償却率引下げ(機械等 14/100→13/100) 平成11年度 適用期限の2年延長(機械等 12/100 建物等 6/100) 平成13年度 適用期限の2年延長(機械等 12/100→11/100) 平成15年度 適用期限の2年延長(2,500万円超) 平成17年度 適用期限の2年延長(機械等 11/100→10/100) 旅館業の追加(半島振興対策実施地域のうち過疎地域

		に類する地区:建物等 7/100) 平成19年度 適用期限の2年延長 (旅館業:建物等 7/100→6/100 2,000万円超) 平成21年度 適用期間の2年延長 平成23年度 適用期限の2年延長 旅館業を除外、農林水産物等販売業の追加 平成25年度 割増償却へ改組 旅館業、情報サービス業等の追加 取得価額要件の引下げ(2,000万円超→500万円以上) 平成27年度 適用期限の2年延長 平成29年度 適用期限の2年延長 令和元年度 適用期限の2年延長
8	適用又は延長期間	2年間(令和3年度～令和4年度)
9	必要性等	①: 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 半島地域は、三方を海に囲まれ、平地に恵まれず、国土の幹線軸から離れているなどの条件不利性を抱えており、人口減少・高齢化が加速している。このため、半島振興法に基づき、半島振興対策実施地域において、生活基盤の整備を行うとともに、製造業、農林水産物等販売業、旅館業、情報サービス業等の振興を図り、雇用の確保を行い、若年層の人口流出の抑制、地域経済の活性化を図る。 《政策目的の根拠》 ・半島振興法(昭和60年法律第63号)(抄) (目的) 第1条 この法律は、三方を海に囲まれ、平地に恵まれず、水資源が乏しい等国土資源の利用の面における制約から産業基盤及び生活環境の整備等について他の地域に比較して低位にある半島地域(架橋等により本土との陸上交通が確保された島を含む。以下同じ。)について、広域的かつ総合的な対策を実施するために必要な特別の措置を講ずることにより、これらの地域の振興を図り、もって半島地域の自立的発展及び地域住民の生活の向上並びに国土の均衡ある発展に資することを目的とする。 (税制上の措置) 第16条 国は、租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)の定めるところにより、半島地域の振興に必要な措置を講ずるものとする。
		②: 政策体系における政策目的の位置付け 政策目標: 7: 都市再生・地域再生の推進 施策目標: 25: 都市再生・地域再生を推進するに包含

	<p>③: 達成目標及びその実現による寄与</p>	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 雇用の確保を行い、若年層の人口流出の抑制、地域経済の活性化を図る。 (測定指標) 半島地域における社会増減率に係る過去5ヶ年平均との比を毎年度1.00未満とする。(ただし、過去5ヶ年平均が正の値であるときは1.00超) ※社会増減率:社会増減(他地域からの転入から他地域への転出数を差し引いたもの)を、期間の期首人口で除したものを、半島地域における社会増減率はこれまで負の値であったことから、過去と比べて減少幅が縮小することを目指し、災害や景気動向等の外部要因の影響を減少させるため、過去5ヶ年平均との比較をする。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本特例措置の活用により、農林水産物等販売業、旅館業に係る設備投資が促されることで、半島地域と地域外との交流促進が期待され、半島地域外から訪れる観光入込客数の増加が見込まれる。 また、製造業、情報サービス業等に係る設備投資が促されることで、事業者の競争力が強化され、雇用の増加が期待される。 これらを通じ、本事業の政策目的である、半島地域における雇用の確保、若年層の人口流出の抑制、地域経済の活性化を図ることにより、定住を促進する。</p>
<p>10: 有効性等</p>	<p>①: 適用数</p>	<p>平成29年度:143件(実績) 平成30年度:156件(実績) 令和元年度:150件(実績) 令和2年度:162件(見込み) 令和3年度:161件(見込み) 令和4年度:170件(見込み)</p> <p>※令和元年度以前は、関係道府県に聞き取った結果の実績値。 ※令和2年度以降は、令和元年度の適用実績について関係道府県に聞き取った結果等をもとに算出した見込値。 ※算定根拠については別紙参照。</p>

	<p>②: 適用額</p>	<p>平成29年度:823百万円(実績) 平成30年度:923百万円(実績) 令和元年度:1,529百万円(実績) 令和2年度:1,816百万円(見込み) 令和3年度:2,041百万円(見込み) 令和4年度:2,224百万円(見込み)</p> <p>※令和元年度以前は、関係道府県に聞き取った結果の実績値。 ※令和2年度以降は、令和元年度の適用実績について関係道府県に聞き取った結果等をもとに算出した見込値。 ※事業者の業種については、地域内の事業者数が業種ごとに異なるものの、製造業、農林水産物等販売業、旅館業、情報サービス業等の各業種に適用されており、特定の業種に偏って適用されているわけではない。 ※算定根拠については別紙参照。</p>
	<p>③: 減収額</p>	<p>(法人税) 平成29年度:193百万円 平成30年度:216百万円 令和元年度:355百万円 令和2年度:421百万円 令和3年度:473百万円 令和4年度:516百万円</p> <p>※令和元年度以前は、関係道府県に聞き取った結果をもとに算出した見込値。 ※令和2年度以降は、令和元年度の適用実績について関係道府県に聞き取った結果等をもとに算出した見込値。 ※算定根拠については別紙参照。</p> <p>(法人住民税) 平成29年度:12百万円 平成30年度:22百万円 令和元年度:45百万円 令和2年度:29百万円 令和3年度:33百万円 令和4年度:36百万円</p> <p>※平成29年度及び30年度は、総務省「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における「影響額」を記載した。 ※令和元年度以降は、以下の計算式で算出した。 減収額＝法人県民税減収額＋法人市町村民税減収額 法人県民税減収額＝法人税減収額×県民税率 法人市町村民税減収額＝法人税減収額×市町村民税率 (県民税率及び市町村民税率は『法人住民税・法人事業税 税率一覧表(総務省自治税務局)』による。)</p> <p>(法人事業税) 平成29年度:12百万円 平成30年度:27百万円</p>

		<p>令和元年度:102百万円 令和2年度:128百万円 令和3年度:143百万円 令和4年度:156百万円</p> <p>※平成29年度及び30年度は、総務省「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における「影響額」を記載した。 ※令和元年度以降は、以下の計算式で算出した。 ※減収額＝適用額×法人事業税率 (適用額は前項『適用額』による。) (法人事業税率は『法人住民税・法人事業税 税率一覧表(総務省自治税務局)』による。)</p>
	④: 効果	<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 平成29年度:1.02(実績値) 平成30年度:1.09(実績値) 令和元年度:1.15(実績値) 令和2年度:1.11(見込み) 令和3年度:1.10(見込み) 令和4年度:1.09(見込み)</p> <p>本特例措置の活用により、農林水産物等販売業、旅館業に係る設備投資が促されることで、半島地域と地域外との交流促進が期待され、半島地域外から訪れる観光入込客数の増加が見込まれる。 このため、これらを通じ、関連業種に係る半島地域における雇用の確保を行い、若年層の人口流出の抑制、地域経済の活性化により定住の促進が見込まれ、社会増へつなげるものと予想される。</p> <p>《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》 本制度を活用して最新の製造設備を導入することで、新規の顧客開拓及び海外への輸出による販路拡大、数十人規模の新規雇用を実現している事業者が複数ある等、投資促進、雇用創出の両面から有効である。 本制度が延長されない場合、設備導入に伴う半島地域における雇用創出や地域経済の活性化の効果が減少し、条件不利性に伴う若年層の人口流出や地域活力の減少が予想される。</p>
	⑤: 税収減を是認する理由等	<p>本特例措置による減収額 355百万円(令和元年度)に対し、特例措置対象業者においては62,894百万円の設備投資が行われ、また雇用も創出されているところであり、これらに伴う売上増、所得増による税収増も発生していることから、税収減を是認するに足る効果はあると見込まれる。 ※設備投資額は、関係道府県に聞き取った結果の実績値</p>
11: 相当性	①: 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>本租税特別措置は割増償却であり、最終的な納税額に変化は生じないため、補助金と比して国庫への負担が少なく、効率的である。</p>

	②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>半島振興広域連携促進事業(69百万円(令和2年度当初、国費)) 半島地域の自立的発展に向けた地域間交流の促進、産業の振興、定住の促進を図るため、半島地域内の様々な主体が地域資源や特性を活かして実施する取組を道府県がパッケージ化し、一体的・広域的に推進するソフト施策に対する支援を行う。 これに対し、本特例措置は、各種の事業の立ち上げや新規事業の展開に必要な設備投資を促進するものであり、予算措置と支援目的が異なることから、両者の間に代替性はない。 なお、両施策が一体的に運用されれば、例えば予算事業により半島地域の地域資源を有効活用する手法を確立するとともに、税制特例により速やかな事業化を促進することができるなど、相乗効果が生まれることが期待される。</p>
	③: 地方公共団体が協力する相当性	<p>本特例措置により、生活基盤の整備を行うとともに、製造業、農林水産物等販売業、旅館業、情報サービス業等の振興及び雇用の確保を図ることで、定住人口の減少傾向が改善されることが見込まれるため、地方公共団体が協力する相当性がある。</p>
12:	有識者の見解	—
13:	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成30年7月(H30 国交 05)

(別紙)

半島振興対策実施地域における工業用機械等に係る割増償却制度の延長
適用実績・適用見込みについて

○適用実績

	年度	H29	H30	R1
	産業振興促進計画作成市町村数	140	152	194
法人税率(%)	23.4	23.2	23.2	
新規	適用件数(件)	38	37	35
	適用額(百万円)	301	151	320
	減収額(百万円)	70	35	74
計	適用件数(件)	143	156	150
	適用額(百万円)	823	923	1,529
	減収額(百万円)	193	216	355

※関係道府県に聞き取った結果及び聞き取った結果を基に算出した値。

※「計」は、上段の新規分に継続分を加えた数値。

○適用見込み

	年度	R2	R3	R4
	産業振興促進計画作成市町村数	194	194	194
税率(%)	23.2	23.2	23.2	
新規	適用件数(件)	39	43	47
	適用額(百万円)	397	438	484
	減収額(百万円)	92	102	112
計	適用件数(件)	162	161	170
	適用額(百万円)	1,816	2,041	2,224
	減収額(百万円)	421	473	516

※R2～R4年度の「適用件数」及び「適用額」は、令和元年度の適用実績について関係道府県に聞き取った結果等をもとに算出した見込値。

○適用件数・適用額・減収額算出根拠

【新規】

・R2年度見込み

<適用件数>

$$(35 \times (10.3 / 100 + 1)) \div 39$$

$$(R1年度新規適用件数 \times (\text{過去5カ年度の新規適用件数の平均増減率}(\%) / 100 + 1))$$

平均増減率：H27：27件→H28：44件（+63.0%）、H28：44件→H29：38件（-13.6%）、
H29：38件→H30：37件（-2.6%）、H30：37件→R1：35件（-5.4%）の単純平均
（件数は関係道府県に聞き取った結果）

<適用額>

1件あたり適用額：1,529（百万円）／150 = 10.19（百万円）

R2年度適用見込額：10.19（百万円）×39 = 397.41（百万円）

1件あたり適用額：R1年度適用額（計）／適用件数（計）

R2年度適用見込額：1件あたり適用額×R2年度適用見込件数

<減収額>

適用額 × 税率（法人税：23.2%）

・R3、R4年度見込み

<適用件数・適用額・減収額>

R2年度と同様の算定式で算出する値になると見込む。

【計】

・R2年度見込み

<適用件数・適用額>

前年度実績（計）と当該年度見込（新規）との合計で算出。ただし、H27年度に制度を適用した工業用機械等については、6年目を迎えるため、H27年度実績を除いて算出。

H27年度実績：27件、110,017千円（関係道府県に聞き取った結果）

<減収額>

適用額 × 税率（法人税：23.2%）

・R3、R4年度見込み

R2年度と同様の考え方であるが、H28年度、H29年度に制度を適用した工業用機械等については、それぞれ6年目を迎えるためそれぞれH28、H29実績を除いて算出。

H28年度実績：44件、213,547千円（関係道府県に聞き取った結果）

H29年度実績：38件、300,988千円（関係道府県に聞き取った結果）

＜令和3年度税制改正要望関係＞ 租税特別措置等に係る政策評価の点検シート（R2国交08）

（評価実施府省：国土交通省）

【基本情報】

制度名 (措置名)		離島振興対策実施地域における工業用機械等に係る割増償却制度の延長 (特定地域における工業用機械等の特別償却（離島振興対策実施地域における産業振興機械等の割増償却）)					
措置内容	平成30年度時点	離島振興法の離島振興対策実施地域として指定された地区の市町村長が策定する産業投資促進計画に係る地区として指定された地区において、産業振興機械等の取得等をした場合には、5年間、普通償却限度額の32%（建物等は48%）の割増償却ができる。					
	令和元年度税制改正以後	従前どおり					
	令和2年度税制改正以後	従前どおり					
政策目的		産業基盤及び生活環境等に関する地域格差を是正するとともに、離島等の地理的及び自然的特性を生かした創意工夫のある自立的発展を図ることにより、離島における人口の著しい減少の防止及び離島における定住の促進を図ること。					
評価対象税目		義務対象			努力義務対象		
		法人税	法人住民税	法人事業税			
関係条項		租税特別措置法第45条、第68条の27					
要望内容		措置の適用期限を令和5年3月31日まで2年間延長する。					
創設年度	H5	過去の政策評価の実績	H22国交26、H24国交08、H26国交07、H28国交02、H30国交06			区分	延長

【適用状況】

	適用件数 (法人税・件)	適用総額 (法人税・千円)	適用額の 上位10社割合 (法人税・%)	地方税への影響額 (法人住民税・千円)
H23	3	53,953	-	6,705
H24	3	25,665	-	3,267
H25	0	-	-	-
H26	2	6,138	-	810
H27	3	42,289	-	5,292
H28	4	6,964	-	829
H29	6	9,705	-	1,152
H30	12	45,127	97.4%	5,357

※「適用件数」、「適用総額」及び「適用額の上位10社割合」は、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」（財務省）に基づき記載
 ※「地方税への影響額」は、「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」（総務省）に基づき記載

点検結果表

(行政機関名：国土交通省)

制度名	離島振興対策実施地域における工業用機械等に係る割増償却制度の延長		
税目	法人税、法人住民税、法人事業税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input checked="" type="checkbox"/> 延長

(1) 達成目標

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（離島振興対策実施地域の人口（令和4年度目標値336千人以上）は、特定の地域全体の人口という指標の性質上、他の要因の影響を受けやすく、本特例措置の有効性等を十分に明らかにすることができないため、より適切な達成目標を設定する必要がある。</p>
<p>【国土交通省の補足説明】</p> <p>① 本特例措置は、離島振興法第1条に基づき、離島地域は他の地域に比較して厳しい自然的社会的条件の下にあることから、離島の振興のための特別の措置を講ずることにより、離島の自立的発展を促進し、「離島における人口の著しい減少の防止並びに離島における定住の促進を図る」ものである。そのため、政策目的の実現状況を定量的かつ端的に示す指標として、人口を用いている。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

(2) 過去の適用数

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 過去の適用数について、「関係都道府県へ行った調査で、確認書の発行件数をもとに件数を算出」と説明されているが、算定根拠（計算式及び計算に用いた数値）が明らかにされていない。</p> <p>② 過去の適用数（平成29年度及び30年度）について、租特透明化法に基づき把握される情報を用いて把握されておらず、その適切な理由も明らかにされていない。</p>
<p>【国土交通省の補足説明】</p> <p>① 関係都道府県が発行した確認書の件数（新規件数）にそれまでの継続のものを加えた。 平成29年度：6件（継続4件、新規2件） 平成30年度：16件（継続6件、新規10件） 令和元年度：20件（継続14件、新規6件） ただし、割増償却期間が5年を迎えたものは除く。</p> <p>② 租特透明化法に基づく財務省の「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」における適用件数は、同一主体が資産を複数回にわたって購入した場合でも1件として扱われてしまう。政策の効果をより適切に把握するためには、主体が同一であっても複数件として扱うべきであるため、関係都道府県に聞き取った結果の実績値を用いている。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

(3) 将来の適用数

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の適用数について、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。</p>

<p>【国土交通省の補足説明】</p> <p>① 令和2年度の継続件数は平成29年度2件、平成30年度10件、令和元年度6件、令和2年度5件。令和3年度の継続件数は平成30年度10件、令和元年度6件、令和2年度5件、令和3年度5件。ただし、割増償却期間が5年を終了したものは除いている。 なお、令和2年度の件数は見込みで、令和3、4年度の件数は令和2年度の件数並みとして計算した。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

(4) 過去の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 過去の減収額（法人税）について、算定の基礎となる過去の適用額の算定根拠（計算式及び計算に用いた数値）が明らかにされていない。</p> <p>② 過去の減収額（平成29年度及び30年度の法人税、法人住民税及び法人事業税）について、租特透明化法及び地方税法に基づき把握される適用額及び影響額を用いて把握されておらず、その適切な理由も明らかにされていない。</p>
<p>【国土交通省の補足説明】</p> <p>① 適用額は確認書に記載された取得価額をもとに普通償却額を算出し、その数値に割増償却率を乗算し、税率を乗算した上で減収額を算出した。なお、計算式は以下のとおり。 当初残存価額×償却率＝普通償却額 普通償却額×割増償却率＝割増償却額 割増償却額×税率（各年度の数値）＝減収額 県民税率、市町村民税率及び法人事業税率については、評価書に追記をした。</p> <p>② 租特透明化法に基づく財務省の「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」における適用件数は、同一主体が資産を複数回にわたって購入した場合でも1件として扱われてしまう。政策の効果をより適切に把握するためには、主体が同一であっても複数件として扱うべきであるため、関係都道府県に聞き取った結果の実績値を用いている。聞き取った結果の実績値を用いている。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、「適用額は確認書に記載された取得価額をもとに普通償却額を算出し、その数値に割増償却率を乗算し、税率を乗算した上で減収額を算出した。なお、計算式は以下のとおり。当初残存価額×償却率＝普通償却額、普通償却額×割増償却率＝割増償却額、割増償却額×税率（各年度の数値）＝減収額」との説明では、「当初残存価額」の算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていないため、この点を課題とする。</p> <p>② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

(5) 将来の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の減収額（法人税）について、算定根拠（計算式及び計算に用いた数値（算定の基礎となる適用額を含む。））が明らかにされていない。</p>
<p>【国土交通省の補足説明】</p> <p>① 令和2年度の一件当たりの平均取得価額を算出し、それを令和3、4年度の適用額として計算を行った。 当初残存価額×償却率＝普通償却額 普通償却額×割増償却率＝割増償却額 割増償却額×税率＝減収額 なお、税率は令和元年度と同じく23.2%とした。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消された。</p>

が、「令和2年度の一件当たりの平均取得価額を算出し、それを令和3、4年度の適用額として計算を行った。当初残存価額×償却率＝普通償却額、普通償却額×割増償却率＝割増償却額、割増償却額×税率＝減収額」との説明では、「当初残存価額」の算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていないため、この点を課題とする。

(6) 過去の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
 ① 達成目標（離島振興対策実施地域の人口（令和4年度目標値336千人以上））に対する過去の直接的な効果について、取得に伴う新規雇用数平成29年度11人、30年度13人及び令和元年度19人と説明されているが、過去の効果（人口平成29年度375千人、30年度367千人及び令和元年度360千人）から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていない。

【国土交通省の補足説明】
 ① 割増償却制度を活用した事業者に限って新規雇用者数を集計した場合は年間十数名程度であるが、転入者や転出予定であった若者が雇用により島に留まった点、また新規雇用者の家族等も人口に寄与することが考えられる点、設備等の取得によって事業が拡大し将来的にさらに雇用が見込める点を踏まえると、相当数地域の定住に貢献しており定住促進効果として表れている。（令和元年度は新規雇用者数 19 人と配偶者・子 21 人を含めると定住促進効果は 40 人となる）
 これらのことを踏まえると離島振興対策実施地域の地理的条件のなかにおいて、達成目標の実現に相当程度寄与していると考えられる。
 ただし明確な人数の把握ができないため、評価書においては税制を活用した事業者における新規雇用者数を記載している。

【点検結果】
 ① 「相当数地域の定住に貢献しており定住促進効果として表れている。（令和元年度は新規雇用者数19人と配偶者・子21人を含めると定住促進効果は40人となる）」との説明では、当該新規雇用者数は、本特例措置が適用された法人に係る新規雇用者数ではあると考えられるものの、本特例措置があることによって増加した（本特例措置がなければ増加しなかった）雇用者数であるかは明らかにされていない。また、過去の効果（人口平成29年度375千人、30年度367千人及び令和元年度360千人）との関係も明らかにされず、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

(7) 将来の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
 ① 達成目標（離島振興対策実施地域の人口（令和4年度目標値336千人以上））に対する将来の効果について、算定根拠（計算式及び計算に用いた数値）が明らかにされていない。
 ② 達成目標（離島振興対策実施地域の人口（令和4年度目標値336千人以上））に対する将来の直接的な効果について、取得に伴う新規雇用数令和2年度、3年度及び4年度各9人と説明されているが、過去の効果（人口令和2年度351千人、3年度344千人及び4年度336千人）から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が予測されておらず、事後的に直接的な効果を検証する方法も明らかにされていない。

【国土交通省の補足説明】
 ① 評価書の内容を修正、追記した。
 ② 評価書の内容を修正、追記した。
 離島は全国に比べて人口減少・人口流出が進んでおり、特に社会減が続いている。要因として就業者数の減少傾向が続いており、就業者増減率を見ると、全国△1.2%に対し離島地域は△7.3%である。継続的・安定的な雇用を創出することが重要な離島地域においては、設備投資を後押しし、雇用を創出する割増償却制度は大きな役割を果たし

ている。過去の効果からも見ても、税制を適用した事業者による新規雇用により島外からの転入や転出予定者の流出が抑制されていることが明らかとなっており、税制活用により定住・維持が図られ達成目標の人口となりうると考えられる。
 新規雇用見込みについては明確な数の把握ができないため、関係都道府県の聞き取り調査により、令和2年度税制適用見込み事業者による新規雇用者見込み数を評価書に記載している。

【点検結果】
 ① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。
 ② 「過去の効果からも見ても、税制を適用した事業者による新規雇用により島外からの転入や転出予定者の流出が抑制されていることが明らかとなっており、税制活用により定住・維持が図られ達成目標の人口となりうると考えられる」との説明では、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

点検項目 (1)、(4)、(5)、(6)及び(7)に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	離島振興対策実施地域における工業用機械等に係る割増償却制度の延長
2	① 対象税目	(法人税:義)(国税 22) (法人住民税:義、法人事業税:義)(自動連動)
	② 上記以外の税目	所得税:外
3	要望区分等の別	【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】
4	内容	<p>《現行制度の概要》</p> <p>離島振興対策実施地域として指定された地区のうち、市町村の長が策定する産業の振興に関する計画に係る地区として関係大臣が指定する地区において、事業者が製造業、旅館業、農林水産物等販売業、情報サービス業等のために用いる設備を取得等し、供用した場合、割増償却を認めるもの。</p> <p>割増償却期間:5年間 償却限度額:機械・装置 普通償却限度額の32% 建物・附属設備、構築物 普通償却限度額の48%</p> <p>《要望の内容》</p> <p>適用期限を2年間延長し、令和5年3月31日までとする。</p> <p>《関係条項》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・離島振興法(昭和28年法律第72号)第19条 ・租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第12条第3項柱書及び表第2号、第45条第2項柱書及び表第2号、第68条の27第2項柱書及び表第2号 ・租税特別措置法施行令(昭和32年政令第43号)第6条の3第12項第2号、第13項第2号、第16項及び第17項、第28条の9第12項第2号、第14項第2号、第17項及び第18項、第39条の56第2項第2号、第4項第2号及び第6項
5	担当部局	国土交通省国土政策局離島振興課
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:令和2年9月 分析対象期間:平成29年度～令和4年度
7	創設年度及び改正経緯	<p>平成6年度 創設(製造業のみ)</p> <p>平成7年度 適用期限の2年間延長</p> <p>平成9年度 適用期限の2年間延長 拡充(過疎に類する地区における旅館業を追加)</p> <p>平成11年度 適用期限の2年間延長</p> <p>平成13年度 適用期限の2年間延長 拡充(過疎に類する地区におけるソフトウェア業を追加)</p> <p>平成15年度 適用期限の2年間延長 拡充(農林水産物等販売業を追加) 除外(ソフトウェア業を除外)</p> <p>平成17年度 適用期限の2年間延長</p>

		<p>平成19年度 適用期限の2年間延長 拡充(取得価格要件を2,500万円超から2,000万円超に引下げ)</p> <p>平成21年度 適用期限の2年間延長</p> <p>平成23年度 適用期限の2年間延長 拡充(情報サービス業を追加) 除外(農林水産物等販売業を除外)</p> <p>平成25年度 割増償却への改組 拡充(農林水産物等販売業を追加) 拡充(取得価額要件を2,000万円超から500万円以上に引下げ(資本規模により異なる)) 拡充(旅館業の適用要件を過疎に類する地区から全離島地区に拡充)</p> <p>平成27年度 適用期限の2年間延長</p> <p>平成29年度 適用期限の2年間延長</p> <p>令和元年度 適用期限の2年間延長</p>
8	適用又は延長期間	2年間(令和3年度～令和4年度)
9	① 必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>離島は、我が国の領域、排他的経済水域等の保全、海洋資源の利用、多様な文化の継承、自然環境の保全、自然との触れ合いの場及び機会の提供、食料の安定的な供給等、我が国及び国民の利益の確保及び増進に重要な役割を担っている一方で、四方を海等で囲まれ、人口の減少が長期にわたり継続し、かつ高齢化の進展など、他の地域に比して厳しい自然的社会的条件の下にある。</p> <p>そのため、産業基盤及び生活環境等に関する地域格差を是正するとともに、離島等の地理的及び自然的特性を生かした創意工夫のある自立的发展を図ることにより、離島における人口の著しい減少の防止及び離島における定住の促進を図る。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>○離島振興法(昭和27年法律第72号)第19条 租税特別措置法等の定めるところにより、離島振興対策実施地域の振興に必要な税制上の措置その他の措置を講ずるものとする。</p> <p>○経済財政運営と改革の基本方針2019第2章3(5)(令和元年6月21日閣議決定)</p> <p>人口減少が深刻な過疎地域や半島、離島・奄美・小笠原などの条件不利地域については、近隣地域との調和ある発展や交流・連携を図りつつ、生活機能を確保する小さな拠点や地域運営組織等の形成を推進し、地域づくりを行う人材の確保や交通基盤の維持等を図るとともに、地域資源や創意工夫をいかした自立的地域社会の構築による、維持・活性化を目指す。</p>
		<p>② 政策体系における政策目的の位置付け</p> <p>政策目標:10 国土の総合的な利用、整備及び保全、国土に関する情報の整備 施策目標:39 離島等の振興を図るに包含</p>
		<p>③ 達成目標及びその実現による寄与</p> <p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>離島振興対策実施地域の人口減少傾向を改善する。</p> <p>○離島振興対策実施地域の人口 令和元年度:360千人→令和4年度目標値336千人以上 ○目標値設定の根拠</p>

		<p>平成28年度末～令和元年度末の離島振興対策実施地域の人口前年比の平均を乗じて算出した令和4年度末の当該地域の人口推計値は336千人である。そのため、人口減少を最小限度に阻止するという観点から、目標値をその値以上とする。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本特例措置は、離島振興において特に重要な業種を対象としているとともに、中小事業者が行う規模の設備投資を促進できるよう措置されたものである。本特例措置の積極的な活用を促すことで地域外からの事業者の誘致及び地域内の小規模事業者による投資促進を通じた内発的発展がより効果的に見込まれ、経済の活性化及び就業機会の確保を図る上で貢献することが見込まれている。</p>														
10 有効性等	① 適用数	<p>○適用件数 (単位:件)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R1</th> <th>R2 (見込)</th> <th>R3 (見込)</th> <th>R4 (見込)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用件数</td> <td>6</td> <td>16</td> <td>20</td> <td>25</td> <td>28</td> <td>31</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)1 H29～R1は、関係都道府県へ行った調査で、確認書の発行件数をもとに件数を算出。 2 R2は、関係都道府県へ行った調査の見込み件数(5件)を基にし、R3、R4においては、R2の見込件数並みとした。</p> <p>【算出過程】 ・R2適用見込件数=R1からの継続件数(20件)+R2適用見込件数(新規5件)</p> <p>R2の適用見込件数(新規)は5件なので(関係都道府県への調査による)、R3、R4もR2並みとした。</p> <p>・R3適用見込件数=R2からの継続件数(23件)+R3適用見込件数(新規5件)</p> <p>・R4適用見込件数=R3からの継続件数(26件)+R4適用見込件数(新規5件)</p> <p>※算定根拠については別紙参照。</p>	年度	H29	H30	R1	R2 (見込)	R3 (見込)	R4 (見込)	適用件数	6	16	20	25	28	31
	年度	H29	H30	R1	R2 (見込)	R3 (見込)	R4 (見込)									
適用件数	6	16	20	25	28	31										
② 適用額	<p>○適用額 (単位:百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R1</th> <th>R2 (見込)</th> <th>R3 (見込)</th> <th>R4 (見込)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用額</td> <td>7</td> <td>42</td> <td>85</td> <td>99</td> <td>94</td> <td>85</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)1 H29～R1は、関係都道府県へ行った調査で、確認書に記載されている取得価額をもとに算出した。 2 R2は関係都道府県から聞き取った見込み金額を基に算出し、R3、4はR2の見込件数(継続含む)の取得価額の1件当たりの平均を取得価額として、適用額を算出した。</p>	年度	H29	H30	R1	R2 (見込)	R3 (見込)	R4 (見込)	適用額	7	42	85	99	94	85	
年度	H29	H30	R1	R2 (見込)	R3 (見込)	R4 (見込)										
適用額	7	42	85	99	94	85										

		<p>【算出過程】 R1適用額=H30適用額(継続)+R1適用額(新規) R2適用額=R1適用額(継続)+R2適用額(新規) R3適用額=R2適用額(継続)+R3適用額(新規) R4適用額=R3適用額(継続)+R4適用額(新規)</p> <p>【計算式】 取得(年度当初残存)価額×償却率×割増償却率</p> <p>※算定根拠については別紙参照。</p>																												
③ 減収額	○減収額 (単位:百万円)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R1</th> <th>R2 (見込)</th> <th>R3 (見込)</th> <th>R4 (見込)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法人税</td> <td>1.5</td> <td>10</td> <td>20</td> <td>22</td> <td>22</td> <td>20</td> </tr> <tr> <td>法人住民税</td> <td>0.2</td> <td>1</td> <td>3</td> <td>3</td> <td>3</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>法人事業税</td> <td>1</td> <td>7</td> <td>15</td> <td>16</td> <td>15</td> <td>14</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)1 上記の適用額各年度の法人税率を乗算して算出した。 2 計算式は以下のとおり。 適用額×法人税率※ ※H29は23.4%、H30～R4は23.2%を用いて算出。</p> <p>※法人税の算定根拠については別紙参照。</p> <p>また、減収額は法人税に係るものであり、法人住民税及び法人事業税は要望事項ではないが、本租税特別措置に伴う運動分の減収額を以下のとおり、算出した。なお、減収額は前項の「適用額」に記載されている数値を基に以下の式にて算出した。</p> <p>【法人住民税】 減収額=法人県民税減収額+法人市町村民税減収額 法人県民税減収額=法人減収額×県民税率 法人市町村民税減収額=法人税減収額×市町村民税率 ※県民税率及び市町村民税率は「法人住民税・法人事業税 税率一覧表(総務省自治税務局)」による</p> <p>【法人事業税】 減収額=適用額×法人事業税率 ※法人事業税は「法人住民税・法人事業税 税率一覧表(総務省自治税務局)」による</p> <p>県民税率、市町村民税率及び法人事業税率は離島税制を活用した県及び市町村の税率を用いて、計算した。以下は一例。 減収額×4% (法人県民税率) = 法人県民税減収額 減収額×9.7% (法人市町村税率) = 法人市町村民税減収額 普通償却額×6.988% (都道府県の法人税率) = 法人事業税</p>	年度	H29	H30	R1	R2 (見込)	R3 (見込)	R4 (見込)	法人税	1.5	10	20	22	22	20	法人住民税	0.2	1	3	3	3	3	法人事業税	1	7	15	16	15	14
	年度	H29	H30	R1	R2 (見込)	R3 (見込)	R4 (見込)																							
法人税	1.5	10	20	22	22	20																								
法人住民税	0.2	1	3	3	3	3																								
法人事業税	1	7	15	16	15	14																								

11	相当性	④ 効果	<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》</p> <p>○政策目的の達成状況 政策目的である離島における人口の著しい減少の防止について、平成29年度末の離島人口は約372千人となっており、人口減少に歯止めがかかっている状態である。</p> <p>○達成目標の実現状況 (単位:千人)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R1</th> <th>R2 (見込)</th> <th>R3 (見込)</th> <th>R4 (見込)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>人口</td> <td>372</td> <td>366</td> <td>358</td> <td>351</td> <td>344</td> <td>336</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)1 H29～R1は、住民基本台帳の登録人数。 2 R2～R4の算定根拠:H29年度末～R元年度末人口前年比の平均値0.979 R元年度末人口358,439人(住基人口)に前年比平均値を乗じて算出。</p> <p>《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》 (単位:人)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R1</th> <th>R2 (見込)</th> <th>R3 (見込)</th> <th>R4 (見込)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>取得に伴う新規雇用数</td> <td>11</td> <td>13</td> <td>19</td> <td>9</td> <td>9</td> <td>9</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)1 H29～1の新規雇用数については、関係都道府県へ行った調査で確認した人数。 2 R2～R4は、R2の関係都道府県へ行った調査による新規雇用数の見込み数。それをもとにR3、R4も同数と見込み算出。</p>	年度	H29	H30	R1	R2 (見込)	R3 (見込)	R4 (見込)	人口	372	366	358	351	344	336	年度	H29	H30	R1	R2 (見込)	R3 (見込)	R4 (見込)	取得に伴う新規雇用数	11	13	19	9	9	9
		年度	H29	H30	R1	R2 (見込)	R3 (見込)	R4 (見込)																							
		人口	372	366	358	351	344	336																							
年度	H29	H30	R1	R2 (見込)	R3 (見込)	R4 (見込)																									
取得に伴う新規雇用数	11	13	19	9	9	9																									
⑤ 租税減を是認する理由等	<p>離島振興対策実施地域は、四方を海等に囲まれ、人口の減少が長期にわたり継続し、かつ高齢化が急速に進展する等、他の地域に比して厳しい自然的社会的条件の下にある。また、船や飛行機など交通手段が限られているため、人の往来及び生活に必要な物資等の輸送に要する費用が他の地域に比較して多額である。</p> <p>こうした状況において、当制度が対象地域内の離島における中小企業の設備投資の際に活用されることで、新たな雇用が創出され、産業の振興に貢献し、人口減少の抑制にも寄与しているため、租税減を是認するに足る効果があると見込まれる。</p>																														
① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>当該措置は課税の繰り延べ効果をもたらすものであり、理論上は最終的な納税総額に変化は生じないため、補助金等の予算措置と比べて国庫への負担が少なく、効率的と考えられる。</p>																														
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>離島振興策の他の支援措置としては、公共事業の一括計上や非公共事業等を行っているが、これらは主に行政に対する支援であり、直接民間需要を喚起、雇用を創出する本特例措置との明確な役割分担がなされている。また、特例措置の対象は全業種としているものではなく、</p>																												

		離島振興に特に重要な業種を対象としており、必要最小限の特例措置である。
	③ 地方公共団体が協力する相当性	本特例措置により、産業基盤及び生活環境等に関する地域格差を是正するとともに、離島等の地理的及び自然的特性を生かした創意工夫のある自立的発展を図ることで、離島における人口の著しい減少の防止及び離島における定住の促進が改善されることが見込まれるため、地方公共団体が協力する相当性がある。
12	有識者の見解	なし
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成30年8月(H30 国交06)

別紙

離島振興対策実施地域における工業用機械等に係る割増償却制度の延長
適用実績・適用見込みについて

○適用実績

年度		H29	H30	R1
産業の振興に関する計画策定市町村数		38	50	109
法人税率 (%)		23.4	23.2	23.2
新	適用件数 (件)	2	10	6
	適用額 (百万円)	5	35	52
規	減収額 (百万円)	1	8	12
	適用件数 (件)	4	6	14
継	適用額 (百万円)	2	7	33
	減収額 (百万円)	0.5	2	8
計	適用件数 (件)	6	16	20
	適用額 (百万円)	7	42	85
	減収額 (百万円)	1.5	10	20

※「適用件数」及び「適用額」は都道県からの調査で確認書の発行件数をもとに算出した。
※各年度の「減収額」は「適用額」に各年度の法人税率を乗じて算出した。

○適用見込み

年度		R2	R3	R4
産業の振興に関する計画策定市町村数		109	109	109
法人税率 (%)		23.2	23.2	23.2
新	適用件数 (件)	5	5	5
	適用額 (百万円)	28	7	7
規	減収額 (百万円)	6	2	2
	適用件数 (件)	20	23	26
継	適用額 (百万円)	71	87	78
	減収額 (百万円)	16	20	18
計	適用件数 (件)	25	28	31
	適用額 (百万円)	99	94	85
	減収額 (百万円)	22	22	20

※令和2年度の「適用件数」及び「適用額」は都道県へ行った調査の見込みをもとに算出した見込値。それをもとに令和3、4年度の「適用件数」及び「適用額」の見込値を算出した。

○算出根拠

【新規】

・令和2年度見込み (関係都道県への調査による)

<適用件数>見込み件数は5件。

<適用額>見込み件数で上がった数値をもとに算出した。

R2年度適用見込額=継続適用額+新規 (R2見込) 適用額

<減収額>R2適用見込額に法人税率 (23.2%) を乗じたもの。

・令和3、4年度見込み

<適用件数>令和2年度の見込み件数並みとした。

<減収額>令和2年度の適用見込み件数 (継続含む) の1件当たりの取得価額平均を用いて、適用額を算出した。

<減収額>適用見込額に法人税率 (23.2%) を乗じて算出した。

【継続】

・当該年度の前年度以前から引き続き適用がある見込み件数 (額)。

【計】

・当該年度の新規 (初年) 見込み件数 (額) と継続 (2年目以降) 見込み件数 (額) を合算したもの。

＜令和3年度税制改正要望関係＞ 租税特別措置等に係る政策評価の点検シート（R2国交09）

（評価実施府省：国土交通省）

【基本情報】

制度名 (措置名)		奄美群島における工業用機械等に係る割増償却制度の延長 (特定地域における工業用機械等の特別償却（奄美群島における産業振興機械等の割増償却）)					
措置内容	平成30年度時点	奄美群島振興開発特別措置法の奄美群島のうち認定奄美産業振興促進計画に記載された地区において、産業振興機械等の取得等をした場合には、5年間、普通償却限度額の32%（建物等は48%）の割増償却ができる。					
	令和元年度税制改正以後	従前どおり					
	令和2年度税制改正以後	従前どおり					
政策目的		定住人口の減少傾向の改善を図るためには、民間事業者による投資を通じた内発的発展を実現すること。					
評価対象税目	義務対象			努力義務対象			
	法人税	法人住民税	法人事業税				
関係条項		租税特別措置法第45条、第68条の27					
要望内容		措置の適用期限を令和5年3月31日まで2年間延長する。					
創設年度	H10	過去の政策評価の実績	H22国交27、H24国交09、H25国交05、H26国交08、H28国交03、H30国交07	区分	延長		

	適用件数 (法人税・件)	適用総額 (法人税・千円)	適用額の 上位10社割合 (法人税・%)	地方税への影響額 (地方法人二税・地方 法人特別税・千円)
H23	3	53,953	-	6,705
H24	3	25,665	-	3,267
H25	0	-	-	-
H26	1	6,240	-	715
H27	4	2,083	-	237
H28	3	5,107	-	599
H29	2	2,510	-	200
H30	4	13,871	-	1,404

※「適用件数」、「適用総額」及び「適用額の上位10社割合」は、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」（財務省）に基づき記載
 ※「地方税への影響額」は、「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」（総務省）に基づき記載

点検結果表

(行政機関名：国土交通省)

制度名	奄美群島における工業用機械等に係る割増償却制度の延長
税目	法人税、法人住民税、法人事業税
区分	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 延長

(1) 達成目標

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（奄美群島の総人口（令和5年度103千人以上）を達成すべき時期（目標達成時期）が、要望に係る本特例措置の適用期間の最終年度において、示されていない。</p> <p>② 達成目標（奄美群島の総人口（令和5年度103千人以上）は、特定の地域全体の人口という指標の性質上、他の要因の影響を受けやすく、本特例措置の有効性等を十分に明らかにすることができないため、より適切な達成目標を設定する必要がある。</p>
<p>【国土交通省の補足説明】</p> <p>① 現在設定している目標は、奄美群島振興開発特別措置法に基づき国が作成した基本方針に基づいて、鹿児島県が作成した奄美群島振興開発計画に定められたものであり、作成過程においては、12市町村の意見を踏まえ、また、奄美群島振興開発審議会で議論を行っており、国、県、市町村の総意を得たものとなっている。そのため、計画期間の途中において、達成目標をお示しすることが出来ず、計画最終年度の目標となっている。</p> <p>② 現在設定している目標は、奄美群島振興開発特別措置法に基づき国が作成した基本方針に基づいて、鹿児島県が作成した奄美群島振興開発計画に定められたものであり、作成過程においては、12市町村の意見を踏まえ、また、奄美群島振興開発審議会で議論を行っており、国、県、市町村の総意を得たものとなっている。また、本特例措置は、奄美群島振興開発特別措置法第1条に基づき、奄美群島の市町村が推進する地域外からの事業者誘致及び小規模零細な事業者を含めた民間事業者による投資促進を通じた内発的発展を実現し、定住人口の確保を図るものである。そのため、政策目的の実現状況を定量的かつ端的に示す指標として、人口を用いている。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>①・② 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

(2) 過去の適用数

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 過去の適用数について、「市町村から発行した確認書の発行実績及び鹿児島県から減収補填実績を聞き取るにより算出した」と説明されているが、算定根拠（計算式及び計算に用いた数値）が明らかにされていない。</p> <p>② 過去の適用数（平成29年度及び30年度）について、租特透明化法に基づき把握される情報を用いて把握されておらず、その適切な理由も明らかにされていない。</p>
<p>【国土交通省の補足説明】</p> <p>① 件数の算出においては、確認書の発行実績と鹿児島県からの適用実績を聞き取り、同一主体が確認書を複数枚発行している場合は確認書ごとに件数を集計した。</p> <p>② 租特透明化法に基づく財務省の「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」における適用件数は、同一主体が資産を複数回にわたって購入した場合でも1件として扱われてしまう。政策の効果をより適切に把握するためには、主体が同一であっても複数件として扱うべきであるため、関係自治体に聞き取った結果の実績値を用いている。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

(3) 将来の適用数

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>なし。</p>
<p>【国土交通省の補足説明】</p> <p>—</p>
<p>【点検結果】</p> <p>なし。</p>

(4) 過去の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 過去の減収額（平成29年度及び30年度の法人税、法人住民税及び法人事業税）について、租特透明化法及び地方税法に基づき把握される適用額及び影響額を用いて把握されておらず、その適切な理由も明らかにされていない。</p>
<p>【国土交通省の補足説明】</p> <p>① 租特透明化法に基づく財務省の「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」における適用件数は、同一主体が資産を複数回にわたって購入した場合でも1件として扱われてしまう。政策の効果をより適切に把握するためには、主体が同一であっても複数件として扱うべきであるため、関係自治体に聞き取った結果の実績値を用いている。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

(5) 将来の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の減収額（法人税）について、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典（算定の基礎となる適用額を含む。））が明らかにされていない。</p>
<p>【国土交通省の補足説明】</p> <p>① 適用1年目 取得金額を使用。 1年目年度末残高＝取得金額－償却額※2</p> <p>適用2年目以降 年度当初残高＝前年度末残高 2年目以降年度末残高＝年度当初残高－償却額※3</p> <p>※1 取得金額については市町村等からの聞き取りによる額 ※2 $(\text{取得金額} \times \text{償却率}) + (\text{取得金額} \times \text{償却率}) \times \text{割増償却率}$ ※3 $(\text{年度当初残高} \times \text{償却率}) + (\text{年度当初残高} \times \text{償却率}) \times \text{割増償却率}$</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

(6) 過去の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（奄美群島の総人口（令和5年度103千人以上））に対する過去の効果について、租特透明化法に基づき把握される過去の適用数4件（平成30年度）は、10件未満と僅少であるにもかかわらず、その原因が分析されておらず、そのような適用実態を踏まえても本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であることが明らかにされていない。</p> <p>② 達成目標（奄美群島の総人口（令和5年度103千人以上））に対する過去の直接効果について、「平成29年度については、本租税特別措置の適用を受けた新規設備投資は該当無しであるが、平成30年度・令和元年度については、3件・1件であった。該当する企業について、市町村へ聞き取り調査を実施したところ、新規設備投資に伴う新規雇用者数は7人・2人で、その家族を含めて合計21人の定住促進効果があり、奄美群島における</p>

人口減少の抑制につながった」と説明されているが、過去の効果（各年度末の総人口は、住民基本台帳人口より、平成29年度末109,515人、平成30年度末108,713人及び令和元年度末107,040人）から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていない。

【国土交通省の補足説明】

① 過去の適用件数が僅少であるのは、奄美群島における観光客数は増加傾向にあるものの、事業所当たりの従業者数や売上等、本土との間には未だ格差があり、全体的な波及効果に及んでいないことが要因と考えられる。しかしながら、本土にある大手企業がホテルを建設するなど、本特例措置による対外投資の呼び水効果としてのアプローチや、観光需要の増加による群島経済の活性化により、今後製造業への波及効果が期待できることから、本特例措置は達成目標の実現に有効な手段となる。

② 本特例措置による新規雇用9人は、税負担が軽減されることで新たな設備投資につながり、作業の効率化及び老朽化の更新が図られた事業者により、雇用維持及び増加となったものである。直接的な効果としては21人となるが、この数値に関しては、平成30年の社会増減△371人対しては、5.7%の影響となる。

【点検結果】

① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、「本土にある大手企業がホテルを建設するなど、本特例措置による対外投資の呼び水効果としてのアプローチや、観光需要の増加による群島経済の活性化により、今後製造業への波及効果が期待できることから、本特例措置は達成目標の実現に有効な手段となる」との説明では、達成目標の測定指標である奄美群島の総人口にどの程度寄与したのかが明らかにされておらず、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

② 「本特例措置による新規雇用9人は、税負担が軽減されることで新たな設備投資につながり、作業の効率化及び老朽化の更新が図られた事業者により、雇用維持及び増加となったものである。直接的な効果としては21人となる」との説明では、当該新規雇用者数は、本特例措置が適用された事業者に係る新規雇用者数ではあるものの、本特例措置があることによって増加した（本特例措置がなければ増加しなかった）雇用者数であるかは明らかにされておらず、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

(7) 将来の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

① 達成目標（奄美群島の総人口（令和5年度103千人以上））に対する将来の効果について、「本特例措置の活用により、農林水産物等販売業、旅館業に係る設備投資が促されることで、奄美群島内と群島外との交流促進が期待され、群島外から訪れる観光入込客数の増加が見込まれる。このため、これらを通じ、関連業種に係る奄美群島における雇用の確保を行い、若年層の人口流出の抑制、地域経済の活性化により定住の促進が見込まれ、社会増へつながるものと予想される」と説明されているが、定量的に予測されていない。

② 達成目標（奄美群島の総人口（令和5年度103千人以上））に対する将来の効果について、予測される将来の適用数6件（令和2年度）及び9件（令和3年度）は、10件未満と僅少であるにもかかわらず、その原因が分析されておらず、そのような適用見込みを踏まえても本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であることが明らかにされていない。

【国土交通省の補足説明】

① 達成目標値は国が作成した基本方針に基づき鹿児島県が作成する奄美群島振興開発計画に位置づけられており、奄美群島振興交付金や公共工事等の各施策により達成される指標となっている。目標値の参考指標となる社会増減率は社会減となっているものの、近年減少傾向にあり目標へ近づきつつあることが推測される。本特例措置による効果も、平成30年の社会増減△371人対して、平成30年、令和元年の2年間で約21人の定住促進効果があり、5.7%の影響となるなど、雇用の増加が社会増へつながっていくものと予想される。

○奄美群島における社会増減率の推移 (単位：人)

H25	H26	H27	H28	H29	H30
-767	-491	-590	-569	-536	-371

② 過去の適用件数が僅少であるのは、奄美群島における観光客数は増加傾向にあるものの、事業所当たりの従業者数や売上等、本土との間には未だ格差があり、全体的な波及効果に及んでいないことが要因と考えられる。しかしながら、本土にある大手企業がホテルを建設するなど、本特例措置による対外投資の呼び水効果としてのアプローチや、観光需要の増加による景気の上昇により、今後製造業への波及効果が期待できることから、本特例措置は達成目標の実現に有効な手段となる。

【点検結果】

① 「本特例措置による効果も、平成30年の社会増減△371人対して、平成30年、令和元年の2年間で約21人の定住促進効果があり、5.7%の影響となるなど、雇用の増加が社会増へつながっていくものと予想される」との説明では、達成目標（奄美群島の総人口（令和5年度103千人以上））に対する将来の効果が定量的に予測されておらず、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、「本土にある大手企業がホテルを建設するなど、本特例措置による対外投資の呼び水効果としてのアプローチや、観光需要の増加による景気の上昇により、今後製造業への波及効果が期待できることから、本特例措置は達成目標の実現に有効な手段となる」との説明では、達成目標の測定指標である奄美群島の総人口にどの程度寄与したのかが明らかにされておらず、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

点検項目(1)、(6)及び(7)に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	奄美群島における工業用機械等に係る割増償却制度の延長
2	対象税目	(法人税:義)(国税 23) (法人住民税:義、法人事業税:義)(自動連動)
	①: 政策評価の対象税目	
	②: 上記以外の税目	所得税:外
3	要望区分等の別	【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】
4	内容	《現行制度の概要》 奄美群島のうち、奄美群島振興開発特別措置法第 11 条第 1 項及び第 8 項の規定に基づき市町村が作成し主務大臣(国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大臣)が認定した産業振興促進計画の地区における、法人又は個人に適用される、製造業、農林水産物等販売業、旅館業、情報サービス業等に係る割増償却を認めるもの。 割増償却期間:5年間 償却限度額:機械・装置 普通償却限度額の 32% 建物・附属設備、構築物 普通償却限度額の 48%
		《要望の内容》 適用期限を 2 年間延長し、令和 5 年 3 月 31 日までとする。 《関係条項》 ・奄美群島振興開発特別措置法第 11 条第 1 項及び第 8 項 ・租税特別措置法第 12 条第 3 項柱書及び表第 3 号、第 45 条第 2 項柱書及び表第 3 号、第 68 条の 27 第 2 項柱書及び表第 3 号 ・租税特別措置法施行令第 6 条の 3 第 12 項第 3 号、第 13 項第 3 号、第 18 項及び第 19 項、第 28 条の 9 第 12 項第 3 号、第 14 項第 3 号、第 19 項及び第 20 項、第 39 条の 56 第 2 項第 3 号、第 4 項第 3 号及び第 7 項
5	担当部局	国土政策局特別地域振興官付
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:令和 2 年 9 月 分析対象期間:平成 29 年度～令和 4 年度
7	創設年度及び改正経緯	平成 10 年度 創設(奄美群島の過疎に類する地区) (機械等 13/100 建物等 8/100 2,300 万円超) 平成 11 年度 適用期限の 2 年間延長 (機械等 12/100 建物等 7/100) 平成 12 年度 拡充 (過疎に類する地区におけるソフトウェア業を追加) 平成 13 年度 適用期限の 3 年間延長 (機械等 11/100 建物等 7/100 2,500 万円超) 平成 16 年度 適用期限の 2 年間延長 拡充(離島振興対策実施地域に類する地区における農林水産物を小売する事業を追加) 過疎に類する地区におけるソフトウェア業を除外 平成 17 年度 特別償却率の引き下げ (離島振興対策実施地域に類する地区)

		(機械等 11/100→10/100 建物等 7/100→6/100) 平成 18 年度 適用期限を 1 年間延長 平成 19 年度 適用期限を 2 年間延長 取得価格要件の引き下げ (2,500 万円超→2,000 万円超) 平成 21 年度 適用期限を 2 年間延長 拡充(情報通信産業等を追加) 平成 23 年度 適用期限を 2 年間延長 過疎に類する地区の対象事業から旅館業を除外 平成 25 年度 適用期限の 1 年間延長 割増償却へ改組 拡充(旅館業を追加) 取得価格要件の引き下げ (2,000 万円超→500 万円超(資本規模により異なる)) 平成 26 年度 適用期限を 1 年間延長 平成 27 年度 適用期限を 2 年間延長 平成 29 年度 適用期限を 2 年間延長 令和元年度 適用期限を 2 年間延長
8	適用又は延長期間	2年間(令和3年度～令和4年度)
9	必要性等	①: 政策目的及びその根拠
		《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 戦後米軍統治下におかれ、昭和 28 年 12 月に本土復帰した奄美群島は、本土から遠く隔絶した外海に位置し、台風の常襲、ハブや特殊病害虫の生息等、厳しい地理的、自然的、歴史的条件等の特殊事情による不利性を抱えている。奄美群島振興開発特別措置法の枠組の下、社会資本の整備や産業の振興等のための諸施策が着実に進められてきたところではあるが、本土の間には所得水準をはじめとする経済面・生活面での諸格差が残されている。特に、雇用の場が十分でないことから若年層の多くが奄美群島を離れており、社会減による人口流出・人口減少が続いている。 この現状・課題に対応し、定住人口の減少傾向の改善を図るためには、民間事業者による投資を通じた内発的発展を実現することが必要である。 《政策目的の根拠》 ○奄美群島振興開発特別措置法(昭和 29 年法律第 189 号) (目的) 第 1 条 この法律は、奄美群島(鹿児島県奄美市及び大島郡の区域をいう。以下同じ。)の特殊事情に鑑み、奄美群島の振興開発に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、奄美群島振興開発基本方針に基づき総合的な奄美群島振興開発計画を策定し、及びこれに基づく事業を推進する等特別の措置を講ずることにより、その基礎条件の改善並びに地理的及び自然的特性に即した奄美群島の振興開発を図り、もつて奄美群島の自立的発展、その住民の生活の安定及び福祉の向上並びに奄美群島の定住の促進を図ることを目的とする。

		<p>○経済財政運営と改革の基本方針 2019 第2章3(5)(令和元年6月21日閣議決定)</p> <p>人口減少が深刻な過疎地域や半島、離島・奄美・小笠原などの条件不利地域については、近隣地域との調和ある発展や交流・連携を図りつつ、生活機能を確認する小さな拠点や地域運営組織等の形成を推進し、地域づくりを行う人材の確保や交通基盤の維持等を図るとともに、地域資源や創意工夫をいかした自立的な地域社会の構築による、維持・活性化を目指す。また、「スマートアイランド」の推進により離島地域の課題解決を図る。</p>
	②: 政策体系における政策目的の位置付け	<p>政策目標 10 国土の総合的な利用、整備及び保全、国土に関する情報の整備</p> <p>施策目標 39 離島等の振興を図るに包含</p>
	③: 達成目標及びその実現による寄与	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>産業振興に資する事業活動への支援により、奄美群島内における雇用創出・安定的な給与水準の確保等を図ることで、定住人口の減少傾向をする。</p> <p>(測定指標)</p> <p>奄美群島の総人口 令和5年度 103千人以上 (令和元年度末現在 107千人)</p> <p>※住民基本台帳に基づく将来推計をベースに、社会減少の割合が鹿児島県全体と同等に推移したと仮定。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>産業振興に資する事業活動への支援により、奄美群島内における雇用創出・安定的な給与水準の確保等を図ることで、定住人口の減少傾向が改善されることにより、地域経済を支える地場産業の成長及び人材の育成が見込まれ、奄美群島の自律的発展に寄与する。</p>
10	有効性等	<p>①: 適用数</p> <p>平成29年度:5件 平成30年度:8件 令和元年度:6件 令和2年度:6件(見込) 令和3年度:9件(見込) 令和4年度:12件(見込)</p> <p>適用件数については、市町村から発行した確認書の発行実績及び鹿児島県から減収補填実績を聞き取るにより算出した。</p> <p>令和2年度～令和4年度の法人税の適用件数見込みは市町村への聞き取りと新聞記事により推定した。令和2年度においては、市町村への聞き取りと新聞記事から新規設備投資を2件と見込んでおり、令和元年度からの継続分と合わせて6件の適用を見込んでいる。令和3・4年度の新規設備投資件数については、令和2年度と同程度の新規案件が見込まれるものと仮定し、さらに今後の投資予定として地元市町村長等へのアンケート結果から、令和3年度は製造業1件、令和4年度は農林水産販売業1件の3件ずつの新規案件を各年で見込んでいる。</p> <p>当初の計画では、平均8件程度(H30～R元計画)を見込んでいたと</p>

		<p>ころ、本特例措置の適用数が平均7件であることから、現状の適用件数が僅少とは言えない。</p> <p>※算定根拠については別紙参照。</p>
	②: 適用額	<p>平成29年度:9百万円 平成30年度:17百万円 令和元年度:10百万円 令和2年度:9百万円(見込) 令和3年度:18百万円(見込) 令和4年度:20百万円(見込)</p> <p>適用額については、以下の式にて算出した。</p> <p>例(建築物)適用額=取得価額×償却率×0.48(割増償却率) (取得価額、耐用年数等は、鹿児島県からの聞き取りによる)</p> <p>※算定根拠については別紙参照。</p>
	③: 減収額	<p>(法人税)</p> <p>平成29年度:2百万円 平成30年度:4百万円 令和元年度:2百万円 令和2年度:2百万円(見込) 令和3年度:4百万円(見込) 令和4年度:5百万円(見込)</p> <p>(法人住民税)</p> <p>平成29年度:0.3百万円 平成30年度:0.5百万円 令和元年度:0.3百万円 令和2年度:0.3百万円(見込) 令和3年度:0.6百万円(見込) 令和4年度:0.7百万円(見込)</p> <p>(法人事業税)</p> <p>平成29年度:0.6百万円 平成30年度:1百万円 令和元年度:0.6百万円 令和2年度:0.6百万円(見込) 令和3年度:1百万円(見込) 令和4年度:1百万円(見込)</p> <p>減収額は法人税に係るものであり、法人住民税及び法人事業税は要望事項ではないが、本租税特別措置に伴う連動分の減収額として算出した。</p> <p>減収額については、前項『適用額』に記載されている適用額をもとに以下の式にて算出した。</p> <p>(法人税)</p> <p>減収額=適用額×法人税率</p> <p>なお法人税率について平成29年度は23.4%、平成30年度～令和4年度は23.2%とした。</p> <p>(法人住民税)</p> <p>減収額=法人県民税減収額+法人市町村民税減収額</p>

		<p>法人県民税減収額＝(法人税減収額×県民税率) 法人市町村民税減収額＝(法人税減収額×市町村民税率) (県民税率及び市町村民税率は『法人住民税・法人事業税 税率一覧表(総務省自治税務局)』による。) (法人事業税) 減収額＝適用額×法人事業税率 (法人事業税率は『法人住民税・法人事業税 税率一覧表(総務省自治税務局)』による。) ※算定根拠については別紙参照。</p>
④: 効果	<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 奄美群島では、若年層の流出による人口減少が続いており、達成目標としていた平成30年度末総人口112,000人に対し、各年度末の総人口は、住民基本台帳人口より、平成29年度末109,515人、平成30年度末108,713人、今期目標としている令和5年度末総人口103,000人に対し、令和元年度末時点の総人口は107,040人となっている。人口減少傾向は続く想定されるものの、奄美群島の社会減少数は減少傾向にあり、目標としている鹿児島県並の社会増減率に近づきつつある。(H26:鹿児島県△0.22%、奄美△0.68%→R元:鹿児島県△0.21%、奄美△0.35%) 前回要望時の初期の想定において、適用件数は平成30年度に6件、令和元年度に10件程度を見込んでいたところ、実績は平成30年度に8件、令和元年度も6件となっている。 本特例措置の活用により、農林水産物等販売業、旅館業に係る設備投資が促されることで、奄美群島内と群島外との交流促進が期待され、群島外から訪れる観光入込客数の増加が見込まれる。 このため、これらを通じ、関連業種に係る奄美群島における雇用の確保を行い、若年層の人口流出の抑制、地域経済の活性化により定住の促進が見込まれ、社会増へとつながるものと予想される。</p> <p>《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》 奄美群島においては有効求人倍率や、一人あたりの所得といった指標で見られるとおり、雇用面に関する課題が多く、若年層を中心に人口の流出が続いている。そのため、雇用状況を改善することにより、就業機会が確保され、人口の流出が抑制される。そのような点から、本租税特別措置により地元の事業者の設備投資を促進することは、就業機会の確保等につながり、奄美群島の人口減少傾向の改善に対して効果的である。 (参考) 令和元年度 奄美群島における有効求人倍率 1.03倍(全国:1.55倍) 平成27年度 奄美群島の一人あたりの所得 2,044千円(全国:3,059千円)</p> <p>平成29年度については、本租税特別措置の適用を受けた新規設備投資は該当無しであるが、平成30年度・令和元年度については、3件・1件であった。該当する企業について、市町村へ聞き取り調査を実施したところ、新規設備投資に伴う新規雇用者数は7人・2人で、その家族を含めて合計21人の定住促進効果があり、奄美群島における人口減少の抑制につながった。</p>	

		<p>令和2～4年度については令和2年度が2件、令和3～4年度は3件ずつの本租税特別措置の適用を受けた新規設備投資により合計18人の新規雇用の創出とその家族を含めた合計42人の定住促進効果を見込んでおり、引き続き就業機会の確保及び雇用状況の改善から奄美群島の人口減少の抑制に効果を示すことが見込まれる。なお、新規雇用者数と定住者数については、平成30年度・令和元年度の実績を基に算定した。</p>
	⑤: 租税減を是認する理由等	<p>奄美群島は人口約11万人の外海により隔絶された地域であり、地理的・自然的条件不利性を抱えることから企業の新規投資そのものが限られており、一人あたりの所得額や生活保護率、有効求人倍率など各種経済指標からみる奄美群島の経済状況は依然として厳しい状況にある。 こうした中、本租税特別措置が群島内の中小企業による設備投資の際に活用されたことで、平成29年度～令和元年度においては新規に適用となった件数は4件あり、9人の新たな雇用と21人の定住効果が創出されており、政策目的としている人口減少傾向の改善につながっているため、効果と減収額とを比較すると租税減を是認するに足る効果が見込まれる。</p>
11	相当性	<p>①: 租税特別措置等によるべき妥当性等 本租税特別措置は割増償却であり、最終的な納税額に変化は生じないため、補助金と比して国庫への負担が少なく、効率的である。</p> <p>②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担 本租税特別措置による事業者支援に加え、(独)奄美群島振興開発基金による金融支援を実施しているが、当該支援は事業者が事業実施にあたって必要な資金の供給等を行うことにより一般の金融機関が行う金融を補充又は奨励するものであり、事業により取得した建物等への課税軽減を目的とする本特例措置とは明確に役割分担がなされている。 また、奄美群島における振興開発施策として公共事業等を実施しているが、当該事業は行政への支援であり、直接民間需要を喚起する本特例措置とは明確に役割分担がなされている。</p> <p>③: 地方公共団体が協力する相当性 本特例措置により、産業振興に資する事業活動へ支援し、奄美群島内における雇用創出・安定的な給与水準の確保等を図ることで、定住人口の減少傾向が改善されることが見込まれるため、地方公共団体が協力する相当性がある。</p>
12	有識者の見解	-
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成30年8月(H30 国交 07)

(別紙)

奄美群島における工業用機械等に係る割増償却制度の延長
適用実績・適用見込みについて

○適用実績

	年度	H29	H30	R1
	産業振興促進計画作成市町村数	12	12	12
	法人税率 (%)	23.4	23.2	23.2
新規	適用件数 (件)	0	3	1
	適用額 (百万円)	0	8	1
	減収額 (百万円)	0	2	0
継続	適用件数 (件)	5	5	5
	適用額 (百万円)	9	9	9
	減収額 (百万円)	2	2	2
計	適用件数 (件)	5	8	6
	適用額 (百万円)	9	17	10
	減収額 (百万円)	2	4	2

※「適用件数」及び「適用額」は、鹿児島県・市町村に聞き取った結果をもとに算出した値。

※新規・継続の別は鹿児島県・市町村からの聞き取り調査による。

○適用見込み

	年度	R2	R3	R4
	産業振興促進計画作成市町村数	12	12	12
	法人税率 (%)	23.2	23.2	23.2
新規	適用件数 (件)	2	3	3
	適用額 (百万円)	3	9	4
	減収額 (百万円)	1	2	1
継続	適用件数 (件)	4	6	9
	適用額 (百万円)	6	9	16
	減収額 (百万円)	1	2	4
計	適用件数 (件)	6	9	12
	適用額 (百万円)	9	18	20
	減収額 (百万円)	2	4	5

※R2～R4年度の「適用件数」及び「適用額」は、令和2年度の適用見込みについて鹿児島県・市町村に聞き取った結果等をもとに算出した見込値。

○適用件数・適用額・減収額算出根拠

【適用件数】

- (R2) 令和2年度の新規案件については地元市町村へのアンケート結果・新聞記事等からの確認により、旅館業1件、情報サービス業1件の新規案件を見込んでいる。
また、前年度から継続のうち5年経過し、割増償却期間が終了した2件を除いた継続4件を見込んでいる。
- (R3) 令和2年度と同程度の新規案件が見込まれると仮定し、さらに地元市町村等へのアンケート結果から、製造業1件の計3件の新規案件を見込んでいる。
また、前年度から継続6件を見込んでいる。
- (R4) 令和2年度と同程度の新規案件が見込まれると仮定し、さらに地元市町村等へのアンケート結果から、農林水産物等販売業1件の計3件の新規案件を見込んでいる。
また、前年度から継続9件を見込んでいる。

【適用額】

上記件数のうち、機械・装置 (割増償却率 32%) については200%定率法、建物 (割増償却率 48%) については定額法にて適用額を算出。

$$\text{適用額} = (\text{取得金額又は年度当初残存価額}) \times \text{償却率 (又は改定償却率)} \times \text{割増償却率}$$

※償却率は鹿児島県・市町村に聞き取った耐用年数をもとに「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」より参照

$$\begin{aligned} (R2) : & \text{機械・装置 (償却率0.200)} + \text{建物 (償却率0.026)} + \text{建物 (償却率0.059)} \\ & 50 \text{ 百万円} \times 0.2 \times 0.32 + 150 \text{ 百万円} \times 0.026 \times 0.48 \\ + & 145 \text{ 百万円} \times 0.059 \times 0.48 = \text{計} \quad 9 \text{ 百万円} \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} (R3) : & \text{機械・装置 (償却率0.200)} + \text{建物 (償却率0.026)} + \text{建物 (償却率0.059)} \\ & 137 \text{ 百万円} \times 0.2 \times 0.32 + 170 \text{ 百万円} \times 0.026 \times 0.48 \\ + & 245 \text{ 百万円} \times 0.059 \times 0.48 = \text{計} \quad 18 \text{ 百万円} \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} (R4) : & \text{機械・装置 (償却率0.200)} + \text{機械・装置 (改定償却率0.250)} \\ & + \text{建物 (償却率0.026)} + \text{建物 (償却率0.059)} \\ & 94 \text{ 百万円} \times 0.2 \times 0.32 + 27 \text{ 百万円} \times 0.25 \times 0.32 \\ + & 190 \text{ 百万円} \times 0.026 \times 0.48 + 345 \text{ 百万円} \times 0.059 \times 0.48 \\ & = \text{計} \quad 20 \text{ 百万円} \end{aligned}$$

【減収額】

適用額 × 法人税率

※法人税率についてはH29年度は23.4%、H30年度以降は23.2%にて計算を行った。